

第3部 災害応急対策

第1章 災害対策本部	1
第1節 目的	1
第2節 災害対策本部の組織	1
第3節 現地災害対策本部	8
第4節 各チームの構成所属及び分掌事務	9
第2章 職員の配備体制及び動員基準	29
第1節 職員の配備体制及び動員基準	29
第3章 風水害等の災害情報の収集と伝達	33
第1節 情報の種類	33
第2節 気象情報等の収集と伝達	34
第3節 被害情報の受伝達	41
第4節 土砂災害防止対策	54
第5節 安否不明者・行方不明者等の氏名等公表	55
第4章 地震災害情報の収集と伝達	59
第1節 情報の種類	59
第2節 地震及び津波情報の収集及び伝達	62
第3節 被害状況の受伝達	66
第4節 安否不明者・行方不明者等の氏名等公表	78
第5章 危険物災害の初期の応急対策	79
第1節 ガス施設災害応急対策計画	79
第2節 危険物施設等の措置	83
第6章 広報・広聴活動	86
第7章 防災関係機関との相互連携	90
第1節 自衛隊に対する災害派遣要請	90
第2節 海上保安庁に対する災害派遣要請	96
第3節 三重県防災ヘリコプター支援要請	99

第4節 相互応援協定等による応援協力要請	101
第8章 消防活動	104
第1節 配備体制	104
第2節 災害出場体制	104
第3節 消防広域応援等	105
第4節 警防体制	105
第5節 機械等の点検整備	106
第6節 救急救助	106
第9章 医療・救護活動	107
第1節 実施体制	107
第2節 医療・救護活動	108
第3節 搬送	111
第4節 医薬品等の確保	111
第5節 保健活動(心のケア含む)等の実施	112
第10章 避難と受け入れ	113
第1節 避難の流れ	113
第2節 高齢者等避難及び避難指示の発令及び避難誘導	113
第3節 高齢者等避難及び避難指示の周知	119
第4節 避難の方法	120
第5節 高齢者等避難及び避難指示の解除	121
第6節 警戒区域の設定と解除	121
第7節 避難所の開設及び運営	123
第11章 輸送力及び輸送拠点の確保	127
第1節 実施機関	127
第2節 緊急輸送道路	127
第3節 輸送方法	128
第4節 輸送力の確保	129
第5節 輸送範囲	130
第6節 燃料の確保	131
第7節 輸送拠点	131
第8節 障害物の除去	131
第12章 飲料水、物資等の供給	133

第1節 給水	133
第2節 食料の供給	136
第3節 生活必需品供給	137
第13章 二次災害の防止対策	141
第1節 公共土木施設	141
第2節 危険物施設等応急対策	141
第3節 毒物劇物災害応急対策	143
第4節 放射性物質施設災害応急対策計画	144
第14章 ライフラインの応急復旧	146
第1節 上下水道	146
第2節 西日本電信電話(株) 三重支店	146
第3節 移動通信事業者	149
第15章 電力供給施設応急対策	150
第1節 防災体制の確立	150
第2節 災害応急対策	150
第3節 広報活動	151
第16章 交通の維持復旧	152
第1節 鉄道	152
第2節 バス	156
第3節 交通対策	157
第17章 住宅応急対策	161
第1節 被災建築物応急危険度判定等の実施	161
第2節 被災住宅等の対策	162
第3節 住居障害物の除去	163
第4節 被災住宅の応急修理	163
第5節 被災者の住宅確保	164
第18章 防疫・保健衛生活動	169
第1節 防疫	169
第2節 清掃	172
第3節 遺体の搜索及び収容埋火葬	174

第19章 学校等活動	177
第1節 災害発生時の学校等の対応	177
第2節 学校施設等が被害を受けた場合の対応	180
第3節 文化財の保護	182
第20章 ボランティアの受け入れ	184
第1節 体制の整備	184
第2節 活動支援	184
第3節 災害ボランティアセンターの設置	185
第21章 災害警備活動	186
第1節 警備対策	186
第22章 農林施設等災害応急対策	188
第1節 計画の方針	188
第2節 農林施設応急対策	188
第3節 農作物の応急対策	188
第4節 畜産応急対策	189
第23章 災害救助法の適用	190
第24章 救急・救助活動に関する計画	198
第1節 救急・救助活動	198
第25章 航空機事故、列車事故等突発的災害に係る応急対策	200
第1節 計画の方針	200
第2節 活動体制	200
第3節 応急対策活動	200

第1章 災害対策本部

第1節 目的

桑名市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため桑名市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）を設置する。（資料編「12 桑名市災害対策本部条例」及び「13 桑名市災害対策本部条例施行規則」参照）

第2節 災害対策本部の組織

1. 災害対策本部長

桑名市長を災害対策本部長とする。

（1）災害対策本部の組織

市災対本部の各職務は次のとおりとする。

役職	職務
本部長	桑名市長。市災対本部の事務を総理し、指揮監督する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を以下の順位で代行する。 1. 副市長 2. 教育長
本部員	各災害対応実施の責任者。
チーム	災害対応を実施する。

※本部長が不在等の非常時には、市長権限委譲順位を次のとおりとする。

1. 副市長 2. 教育長 3. 参集した職員のうち、最上席の者

2. 設置基準

市災対本部は、災対法第 23 条の2第1項の規定により設置される組織であり、桑名市災害対策本部条例(平成 16 年 12 月6日条例第 160 号)及び桑名市災害対策本部条例施行規則(平成 28 年3月 31 日規則第 17 号)の定めるところにより設置する。設置する基準は次のとおりとする。

- 桑名市を含む地域に気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づく暴風、暴風雪、大雨(大雪)、高潮、洪水警報又は津波警報、大津波警報が発表されたとき。
- 上記の場合のほか、市の区域及び市に隣接する区域に災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、市長が必要と認めるとき。
- 市の区域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- その他地震による災害で市長が必要と認めたとき。
- 県内(桑名市を除く)に震度5強以上の地震が発生したとき。
- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)または南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。

3. 設置場所

市災対本部の設置場所は桑名市役所本庁舎 3階第2会議室とする。

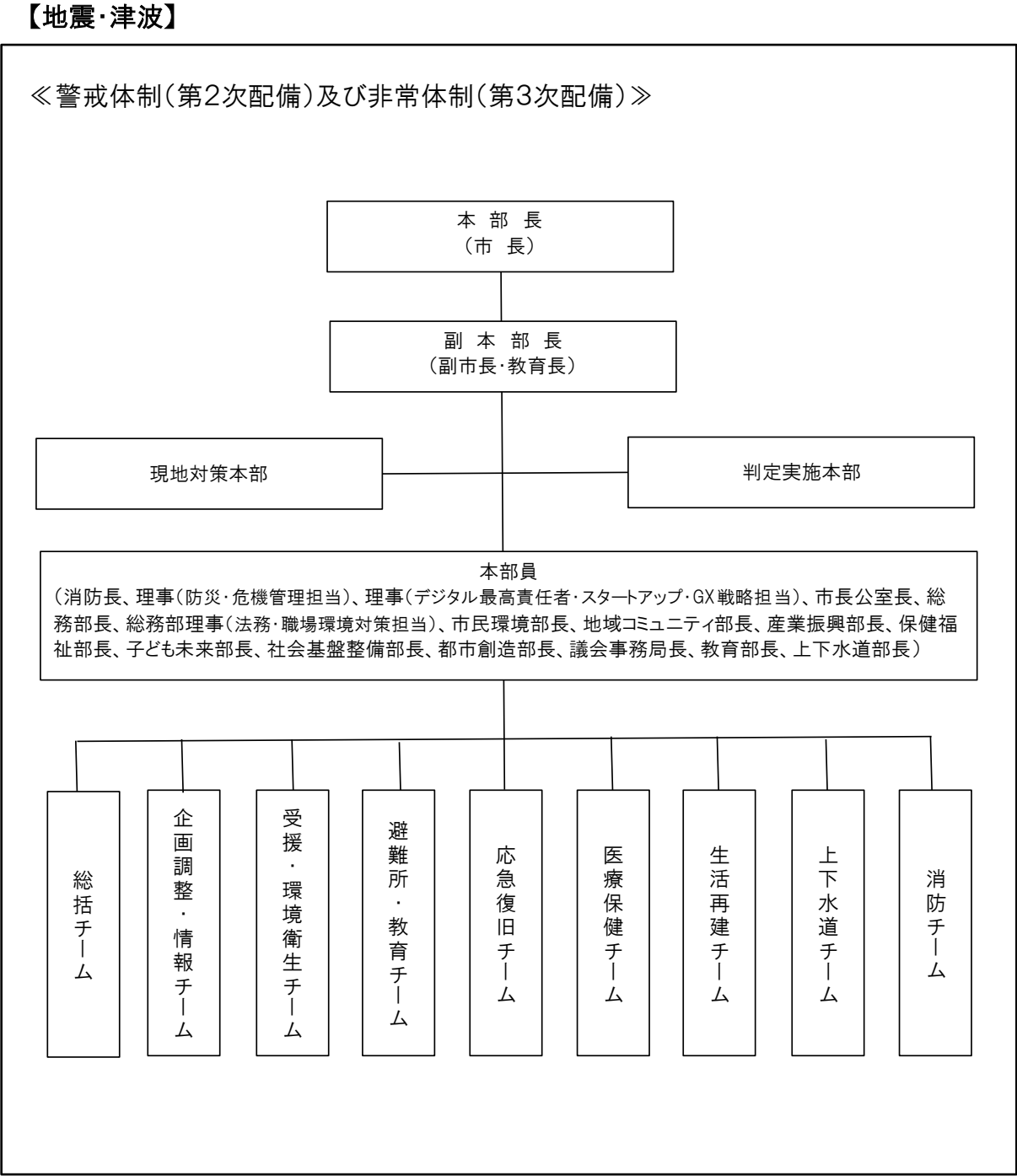
ただし、地震や津波等大規模災害発生時、本部設置が本庁舎で不可能な場合は、代替施設として大山田複合施設に設置する。

4. 判定実施本部の設置

本部長は、市内の多くの建築物が被災し、判定業務が必要であると判断した場合は、被災建築物応急危険度判定または被災宅地危険度判定を実施する。被災建築物応急危険度判定または被災宅地危険度判定を実施する判定実施本部を市災対本部内に設置し、その旨を県に報告するとともに被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

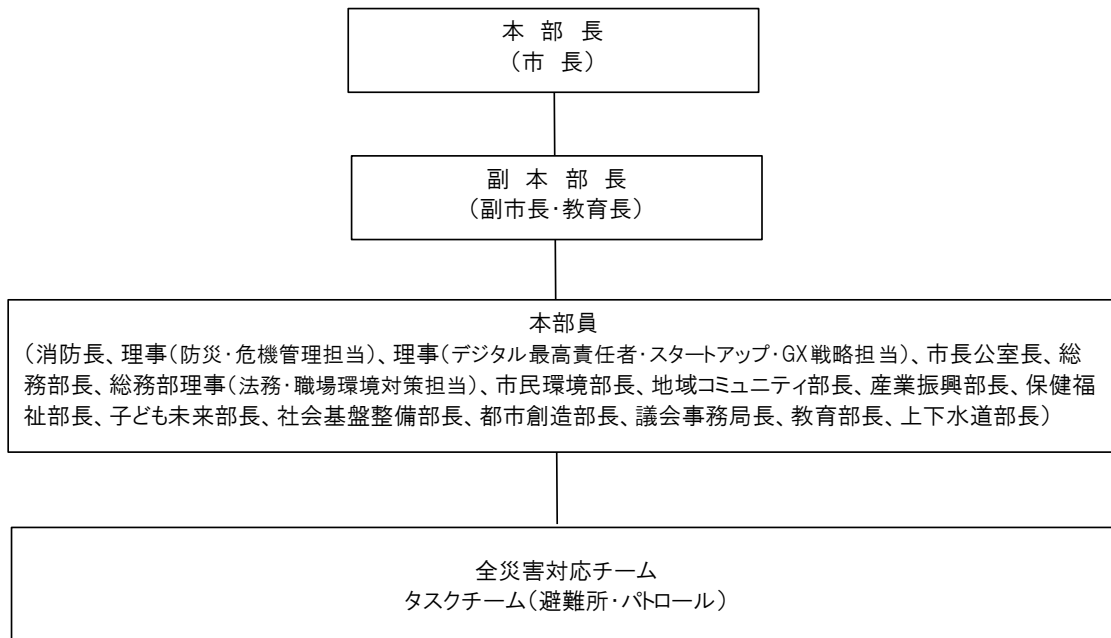
5. 体制

(1) 災害対策本部の組織図

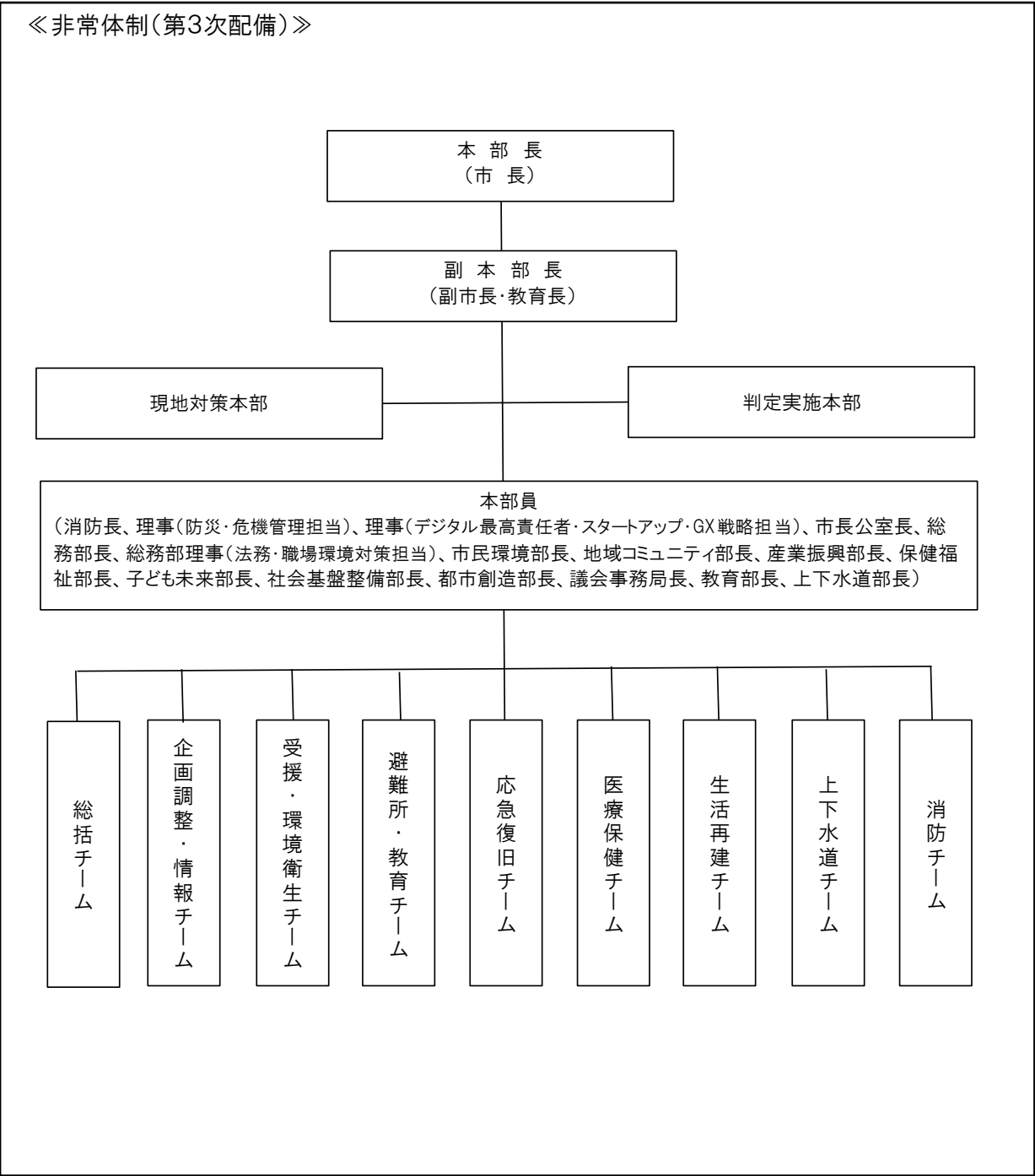


【風水害等】

≪警戒体制(第2次配備)≫



第3部 災害応急対策



第3部 災害応急対策

(2) 災害対策本部機能の充実・強化

災害情報を一元的に把握、共有できるよう災害対策本部及び事務局に防災情報システムや大型モニター等を整備し、迅速かつ的確に災害対応の方針、措置に関する意思決定ができる環境整備に努める。

6. 主な対応

(1) 分掌事務

- 各チームの分掌事務は、「第4節 各チームの組織及び事務分掌」に定めるところによる。

(2) 分掌事務の遂行体制

- 本部長の指示等により、各チームのリーダー及び副リーダーは、各々の分掌事務を遂行する。
- 各リーダー及び副リーダーは、各々の分掌事務について、あらかじめ担当責任者を定めておく。
- 各リーダー及び副リーダーは、本部長の指示等による業務について、前号で定めた担当責任者に業務を遂行させる。
- 担当責任者は、副リーダーの指示等により、チーム員と協力し業務を遂行する。
- 業務を遂行する際、「いつ、誰が、何をするのか」を時系列で整理した「桑名市版タイムライン」を踏まえ、遅滞なく業務を遂行する。
- 本部長は、被害状況に応じ、桑名市業務継続計画(桑名市 BCP)を発動する。

(3) 状況に応じた組織体制の変更

市内に甚大な災害が発生した場合、災害対策本部規程に定められた各チームの事務分掌を遂行することなく、状況に応じて重要な災害対策を優先的に行う必要がある。このため、本部長は、災害の状況や職員の参集状況に応じて、適切かつ迅速な応急対策活動を実施するため柔軟に組織体制、資源の集中を行うこととする。

(4) 他機関との連携

第3部 災害応急対策

他機関から要員が派遣されている場合は、連携して活動を行う。

7. 廃止基準

本部長は、市の区域内に地震災害の拡大するおそれがない、気象業務法に基づく警報等の解除及び被害の状況により市災対本部を廃止しても支障がない、又は災害応急対策が概ね完了した場合、市災対本部を廃止する。また、市災対本部を廃止した場合、防災関係機関に対し通知する。

8. 本部の運営

本部の運営にあたっては、「桑名市災害対策本部条例施行規則」により円滑化を図る。

9. 災害対策本部会議の会議内容

桑名市災害対策本部会議（以下「市災対本部会議」という。）の内容は、おおむね次のとおりとする。なお、単なる活動報告は書類等にとりまとめる等最小限にとどめ、必要な意思決定に時間を割けるようにする。

- 災害応急対策の基本方針に関すること
- 動員配備体制に関すること
- 各チーム間調整事項に関すること
- 避難指示及び警戒区域の設定に関すること
- 自衛隊災害派遣要請に関すること
- 他の市町村等への応援要請及び相互協力に関すること
- 県及び関係機関との連絡調整に関すること
- 災害救助法適用申請に関すること
- 激甚災害の指定の申請に関すること。

第3部 災害応急対策

- その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

第3節 現地災害対策本部

1. 設置基準

本部長は被災現地において災害応急対策を推進するうえで必要と判断した場合に、本部員から現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名し、被災現地へ派遣することができる。

2. 廃止基準

本部長は、被災現地において災害が拡大するおそれが解消されたと判断した時、又は災害応急対策がおおむね完了したと判断されたときに、現地災害対策本部を廃止することができる。

第4節 各チームの構成所属及び分掌事務

1. 各チームの構成所属及び事務分掌(地震災害警戒本部体制はこれに準ずる)



第3部 災害応急対策

各チーム共通

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
職員の参集に関する事	職員の参集	全てのチーム						
配備体制に関する事	配備体制の決定	全てのチーム						
配備体制に関する事	配備体制の変更	全てのチーム						
災害対策本部の設置・運営に関する事	被害情報の収集・報告	全てのチーム						
災害対策本部の設置・運営に関する事	情報共有	全てのチーム						
災害対策本部の設置・運営に関する事	地震災害警戒本部の設置	全てのチーム						
県・防災関係機関との連携に関する事	関係機関との連携	全てのチーム						
応援の要請に関する事	応援の要請	全てのチーム						
応援の要請に関する事	応援の受入れ	全てのチーム						
応援の要請に関する事	経費の負担	全てのチーム						
避難誘導に関する事	応急避難対策	全てのチーム						
避難誘導に関する事	利用者等の安全対策	全てのチーム						
避難誘導に関する事	災害時要配慮者利用施設への伝達	全てのチーム						
避難所の開設・運営に関する事	帰宅困難者の保護対策	全てのチーム						
公共施設の応急対策に関する事	公共施設等への対応	全てのチーム						
公共施設等災害復旧対策に関する事	公共施設の災害復旧	全てのチーム						
復興計画等の策定に関する事	被災施設の復元	全てのチーム						
復興計画等の策定に関する事	災害復旧事業の実施	全てのチーム						
復興財源の確保に関する事	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画作成	全てのチーム						

第3部 災害応急対策

総括チーム

リーダー：理事（防災・危機管理担当） 副リーダー：次長（危機管理監）

構成所属：防災・危機管理課

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
配備体制に関する こと	配備体制の通知	総括チーム						
災害対策本部の 設置・運営に関する こと	災害対策本部の設置	総括チーム						
災害対策本部の 設置・運営に関する こと	被害状況の集約・分析	総括チーム						
災害対策本部の 設置・運営に関する こと	災害対策本部会議の実施	総括チーム						
災害対策本部の 設置・運営に関する こと	会議情報の共有	総括チーム						
災害対策本部の 設置・運営に関する こと	現地対策本部等の設置	総括チーム						
県・防災関係機関 との連携に関する こと	関係機関への報告	総括チーム						
県・防災関係機関 との連携に関する こと	県緊急派遣チームとの連携	総括チーム						
通信機能及び燃料 の確保に関する こと	通信手段の確保	総括チーム						
応援の要請に関する こと	活動拠点の確保	総括チーム						
応援の要請に関する こと	応援要請【自衛隊】	総括チーム						
応援の要請に関する こと	応援要請【海上保安庁】	総括チーム						
応援の要請に関する こと	応援要請【県】	総括チーム						
風水害時の避難 に関すること	風水害の避難【レベル3】	総括チーム						
風水害時の避難 に関すること	風水害の避難【レベル4】	総括チーム						
地震・津波発生時 の避難に関する こと	津波注意報の発令時の対応	総括チーム						
地震・津波発生時 の避難に関する こと	津波警報等の発令時の対応	総括チーム						

第3部 災害応急対策

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
避難誘導に関する こと	避難情報の発令及び伝達	総括チーム						
警戒区域の設定に 関すること	警戒区域の設定	総括チーム						
安否不明者等の氏 名等公表に関する こと	安否不明者名簿の提供	総括チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	避難所体制	統括チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	広域避難	総括チーム						
行方不明者の捜索 に関すること	遺体の捜索	総括チーム						
避難所関連情報の 伝達に関すること	情報の伝達	総括チーム						
避難所関連情報の 伝達に関すること	在宅避難者への情報伝達	総括チーム						

第3部 災害応急対策

企画調整・情報チーム

リーダー：市長公室長 副リーダー：理事（デジタル最高責任者・スタートアップ・GX 戦略担当）
構成所属：政策創造課／秘書広報課／スマートシティ推進課

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
災害対策本部の 設置・運営に関する こと	被害状況報告の整理	企画調整・情報チーム						
風水害時の避難 に関すること	避難指示等の広報	企画調整・情報チーム						
地震・津波発生時 の避難に関する こと	避難指示の広報	企画調整・情報チーム						
避難誘導に関す ること	避難情報の広報	企画調整・情報チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	避難所情報の広報	企画調整・情報チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	避難所関連情報の広報	企画調整・情報チーム						
被災情報の発信 と記録に関する こと	報道機関対応	企画調整・情報チーム						
被災情報の発信 と記録に関する こと	義援金募集の周知	企画調整・情報チーム						
被災情報の発信 と記録に関する こと	災害情報の記録	企画調整・情報チーム						
二次災害の防止 対策に関するこ と	土砂災害等の広報	企画調整・情報チーム						
復興計画等の策 定に関すること	被災者支援情報の広報	企画調整・情報チーム						

第3部 災害応急対策

受援・環境衛生チーム

リーダー：総務部長 副リーダー：市長公室次長兼政策調整監

構成所属：グリーン資産創造課／SDGs推進課／企業誘致課／ブランド推進課／人事課
／財政課／総務課／契約監理課／債権管理課／人権政策課／桑名市人
権センター／環境対策課／会計ファンドマネジメント室

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
配備体制に関する こと	初動活動のための人員調整	受援・環境衛生チーム						
災害対策職員の健康 管理に関するこ と	職員の健康管理・安全管理	受援・環境衛生チーム						
災害対策職員の健康 管理に関するこ と	災害対応従事者のこころのケア	受援・環境衛生チーム						
災害対策職員の健康 管理に関するこ と	職員の適正配置	受援・環境衛生チーム						
災害対策職員の健康 管理に関するこ と	職員用物資の調達	受援・環境衛生チーム						
通信機能及び燃料 の確保に関するこ と	燃料の確保	受援・環境衛生チーム						
応援の要請に関する こと	他市町への応援要請	受援・環境衛生チーム						
応援の要請に関する こと	先遣隊との調整	受援・環境衛生チーム						
応援の要請に関する こと	応援要員との調整	受援・環境衛生チーム						
応援の要請に関する こと	宿泊及び食料の確保	受援・環境衛生チーム						
応援の要請に関する こと	応援を受けた場合の費用負担	受援・環境衛生チーム						
応援の要請に関する こと	労働者の確保	受援・環境衛生チーム						
災害救助法の適用 に関するこ と	経費の負担	受援・環境衛生チーム						
災害救助法の適用 に関するこ と	損失補償	受援・環境衛生チーム						
緊急輸送活動の実 施に関するこ と	緊急輸送車両の確保	受援・環境衛生チーム						
緊急輸送活動の実 施に関するこ と	緊急輸送活動の実施	受援・環境衛生チーム						

第3部 災害応急対策

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
避難所の開設・運営に関する事	ペット対策	受援・環境衛生チーム						
避難所の開設・運営に関する事	トイレ対策の計画	受援・環境衛生チーム						
避難所の開設・運営に関する事	トイレ物資の供給	受援・環境衛生チーム						
食糧・飲料水・生活必需品等の供給に関する事	物資の確保	受援・環境衛生チーム						
食糧・飲料水・生活必需品等の供給に関する事	物資の供給	受援・環境衛生チーム						
食糧・飲料水・生活必需品等の供給に関する事	物資の調達	受援・環境衛生チーム						
食糧・飲料水・生活必需品等の供給に関する事	物資の輸送	受援・環境衛生チーム						
遺体の処理に関する事	遺体の処理	受援・環境衛生チーム						
遺体の処理に関する事	遺体の安置	受援・環境衛生チーム						
遺体の埋火葬に関する事	遺体の埋火葬	受援・環境衛生チーム						
防疫・保健衛生に関する事	必要物資の確保	受援・環境衛生チーム						
防疫・保健衛生に関する事	感染症の予防	受援・環境衛生チーム						
廃棄物応急対策に関する事	し尿処理計画の作成	受援・環境衛生チーム						
廃棄物応急対策に関する事	災害廃棄物処理計画作成	受援・環境衛生チーム						
廃棄物応急対策に関する事	災害廃棄物処理	受援・環境衛生チーム						
廃棄物応急対策に関する事	生活ごみ(避難所ごみを含む)の処理	受援・環境衛生チーム						
公共施設の応急対策に関する事	庁舎被害等への対応	受援・環境衛生チーム						
二次災害の防止対策に関する事	公害拡大防止	受援・環境衛生チーム						
公共施設等災害復旧対策に関する事	被災自動車の処理	受援・環境衛生チーム						

第3部 災害応急対策

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
被災者等の生活再建等の支援に関すること	離職者への措置	受援・環境衛生チーム						
被災者等の生活再建等の支援に関すること	雇用保険の失業給付に関する特例措置	受援・環境衛生チーム						
被災者等の生活再建等の支援に関すること	義援品の募集、受付	受援・環境衛生チーム						
被災者等の生活再建等の支援に関すること	義援品の保管	受援・環境衛生チーム						
被災者等の生活再建等の支援に関すること	避難所等施設への義援品の分配	受援・環境衛生チーム						
商工業・農林水産業の再建支援に関すること	災害復旧資金の周知	受援・環境衛生チーム						
職員の派遣要請に関すること	人的資源の確保	受援・環境衛生チーム						
職員の派遣要請に関すること	応援要請・受入れ・連絡調整・管理	受援・環境衛生チーム						
復興財源の確保に関すること	復旧財源の措置	受援・環境衛生チーム						
復興財源の確保に関すること	復興財源の確保	受援・環境衛生チーム						

第3部 災害応急対策

避難所・教育チーム

リーダー：地域コミュニティ部長 副リーダー：教育部長・議会事務局長

教育委員会事務局次長(教育環境再構築担当)

構成所属：教育総務課／新たな学校づくり課／学校教育課／教育指導課／人権教育課
／地域コミュニティ課／生涯学習課／スポーツ振興課／観光課／議会事務局
／監査委員事務局／障害福祉課／介護高齢課

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
安否不明者等の氏名等公表に関する こと	避難者名簿作成	避難所・教育チーム						
安否不明者等の氏名等公表に関する こと	旅行者情報の収集	避難所・教育チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	避難所の開設	避難所・教育チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	避難所運営体制の整備	避難所・教育チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	避難所運営	避難所・教育チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	避難所環境の整備	避難所・教育チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	備蓄物資の周知	避難所・教育チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	備蓄物資の供給	避難所・教育チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	快適な利用の確保	避難所・教育チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	トイレ状況の報告	避難所・教育チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	炊き出しの実施	避難所・教育チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	避難所避難者への情報伝達活動	避難所・教育チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	区域外避難	避難所・教育チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	帰宅困難者の保護対策	避難所・教育チーム						
避難所の開設・運 営に関すること	一時的な滞在施設の確保	避難所・教育チーム						

第3部 災害応急対策

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
避難所の開設・運営に関すること	鉄道交通の確保	避難所・教育チーム						
要配慮者支援対策に関すること	安否確認等	避難所・教育チーム						
要配慮者支援対策に関すること	災害時要配慮者に対する配慮	避難所・教育チーム						
要配慮者支援対策に関すること	応急保育対策	避難所・教育チーム						
要配慮者支援対策に関すること	福祉避難所	避難所・教育チーム						
防疫・保健衛生に関すること	保健管理	避難所・教育チーム						
警報等の伝達、臨時休校及び避難等の措置に関すること	児童生徒等の安否確認	避難所・教育チーム						
警報等の伝達、臨時休校及び避難等の措置に関すること	児童生徒等の下校・保護継続の判断	避難所・教育チーム						
応急な教育活動に関すること	応急教育対策	避難所・教育チーム						
被災児童生徒等への保健活動に関すること	被災児童生徒等への保健活動	避難所・教育チーム						
学校給食対策に関すること	給食対策	避難所・教育チーム						
教科書・学用品等の給与に関すること	学用品の給与	避難所・教育チーム						
被災者等の生活再建等の支援に関すること	教育の早期再開	避難所・教育チーム						
被災者等の生活再建等の支援に関すること	義援品の配分	避難所・教育チーム						

第3部 災害応急対策

応急復旧チーム

リーダー：社会基盤整備部長 副リーダー：都市創造部長、産業振興部長
 構成所属：土木管理課／土木課／事業推進課／都市計画課／都市管理課／桑名駅周辺整備事務所／農林水産課（農業委員会事務局）

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
応援の要請に関する こと	国への応援要請	応急復旧チーム						
応援の要請に関する こと	借用要請	応急復旧チーム						
地震・津波発生時の 避難に関する こと	津波注意報発令時の対応	応急復旧チーム						
水防活動に関する こと	水防巡視	応急復旧チーム						
水防活動に関する こと	越水、漏水等への対応	応急復旧チーム						
水防活動に関する こと	水防巡視と報告	応急復旧チーム						
水防活動に関する こと	非常警戒と報告	応急復旧チーム						
水防活動に関する こと	水門・排水機場の運転管理	応急復旧チーム						
防疫・保健衛生に 関すること	家畜の防疫対策	応急復旧チーム						
道路交通等の確保 に関する こと	交通規制	応急復旧チーム						
道路交通等の確保 に関する こと	障害物の除去作業の検討・準備	応急復旧チーム						
道路交通等の確保 に関する こと	道路啓開の実施	応急復旧チーム						
道路交通等の確保 に関する こと	必要物資調達体制の整備	応急復旧チーム						
道路交通等の確保 に関する こと	資機材の確保	応急復旧チーム						
道路交通等の確保 に関する こと	立ち往生車両、放置車両の移動等	応急復旧チーム						
道路交通等の確保 に関する こと	道路の適切な管理	応急復旧チーム						

第3部 災害応急対策

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
公共施設の応急対策に関すること	公営住宅の被害調査・応急修理	応急復旧チーム						
公共施設の応急対策に関すること	水門等の被害調査	応急復旧チーム						
公共施設の応急対策に関すること	農林水産施設等の被害調査	応急復旧チーム						
公共施設の応急対策に関すること	ため池等の被害調査	応急復旧チーム						
公共施設の応急対策に関すること	林業施設等の被害調査	応急復旧チーム						
二次災害の防止対策に関すること	土砂災害等応急対策	応急復旧チーム						
被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること	判定実施本部の設置	応急復旧チーム						
被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること	被災建築物の対策	応急復旧チーム						
被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること	被災宅地の対策	応急復旧チーム						
被災住宅等の調査と応急修理に関すること	応急修理	応急復旧チーム						
被災住宅等の調査と応急修理に関すること	住宅の応急修理	応急復旧チーム						
応急仮設住宅の設置及び管理運営に関すること	災害公営住宅の建設	応急復旧チーム						
応急仮設住宅の設置及び管理運営に関すること	応急仮設住宅対応	応急復旧チーム						
応急仮設住宅の設置及び管理運営に関すること	民間施設の借り上げ	応急復旧チーム						
公共施設等災害復旧対策に関すること	都市基盤機能の回復	応急復旧チーム						
商工業・農林水産業の再建支援に関すること	農林水産物の被害軽減	応急復旧チーム						
商工業・農林水産業の再建支援に関すること	地域産業の活性化促進	応急復旧チーム						
商工業・農林水産業の再建支援に関すること	家畜被害対策	応急復旧チーム						

第3部 災害応急対策

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
復興計画等の策定 に関すること	災害復興対策本部の設置	応急復旧チーム						
復興計画等の策定 に関すること	復興方針、計画の策定	応急復旧チーム						
復興計画等の策定 に関すること	防災性を考慮した都市基盤整備	応急復旧チーム						
復興計画等の策定 に関すること	市街地の復興	応急復旧チーム						
復興財源の確保に に関すること	復興財源の要求	応急復旧チーム						

第3部 災害応急対策

医療保健チーム

リーダー：保健福祉部長 副リーダー：子ども未来部長

構成所属：保健医療課／子ども未来課／幼保支援課／子ども総合センター

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
医療救護活動に関すること	医師会との連携	医療保健チーム						
医療救護活動に関すること	桑名市総合医療センターとの連携	医療保健チーム						
医療救護活動に関すること	桑名地域保健医療対策部との連携	医療保健チーム						
医療救護活動に関すること	応急医療体制の確立 応援関係機関との連携	医療保健チーム						
医療救護活動に関すること	医療救護体制の整備	医療保健チーム						
医療救護活動に関すること	応援要請及び受援	医療保健チーム						
要配慮者支援対策に関すること	妊産婦等への対策	医療保健チーム						
防疫・保健衛生に関すること	避難所での予防	医療保健チーム						
防疫・保健衛生に関すること	健康調査・健康相談	医療保健チーム						
防疫・保健衛生に関すること	栄養・食生活支援	医療保健チーム						
防疫・保健衛生に関すること	こころのケア	医療保健チーム						

第3部 災害応急対策

生活再建チーム

リーダー：市民環境部長 副リーダー：総務部理事（法務・職場環境対策担当）

構成所属：税務課／戸籍・住民登録課／商工課／福祉総務課／保険年金課

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
災害救助法の適用 に関すること	災害救助法の適用申請	生活再建チーム						
安否不明者等の氏 名等公表に関する こと	安否不明者名簿作成	生活再建チーム						
遺体の埋火葬に関 すること	火葬許可書の交付等	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	被災者相談窓口の設置	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	減免等の特例措置	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	ボランティアセンターの開設	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	災害ボランティア活動支援	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	災害ボランティア活動要請	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	災害ボランティア活動体制の確保	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	応援受入れ	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	被災者台帳の作成	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	被害認定調査	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	罹災証明書等の発行	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	義援金の受付	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	義援金の受付・保管	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	義援金の配分	生活再建チーム						
被災者等の生活再 建等の支援に関す ること	災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金の支給	生活再建チーム						

第3部 災害応急対策

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
被災者等の生活再建等の支援に関すること	被災者生活再建支援法の適用手続	生活再建チーム						
被災者等の生活再建等の支援に関すること	支援金支給申請手続	生活再建チーム						
被災者等の生活再建等の支援に関すること	災害援護資金の貸付け	生活再建チーム						
商工業・農林水産業の再建支援に関すること	被災経済復興支援	生活再建チーム						
商工業・農林水産業の再建支援に関すること	新たな産業支援	生活再建チーム						
商工業・農林水産業の再建支援に関すること	地域産業の活性化促進	生活再建チーム						

第3部 災害応急対策

上下水道チーム

リーダー: 上下水道部長 副リーダー: 企画総務課長

構成所属: 企画総務課／営業課／水道課／下水道課

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
応急給水に関する こと	応急給水計画の策定	上下水道チーム						
応急給水に関する こと	飲料水、生活用水の確保	上下水道チーム						
応急給水に関する こと	応急給水の実施	上下水道チーム						
応急復旧計画の 策定に関する こと	施設の被害状況・断水状況の調査	上下水道チーム						
応急復旧計画の 策定に関する こと	応急復旧計画の策定	上下水道チーム						
応急復旧資材の 調達に関する こと	応急復旧資材の調達	上下水道チーム						
水道用原水の確 保、管理及び送 水設備の応急運 転に関する こと	水道施設の緊急措置、配水調整	上下水道チーム						
上下水道施設の 応急補修に関する こと	応急復旧工事の実施	上下水道チーム						
上下水道施設の 応急補修に関する こと	漏水調査、一時調査の実施	上下水道チーム						
事故対応に関する こと	水道水の摂取制限等	上下水道チーム						
事故対応に関する こと	土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容	上下水道チーム						
事故対応に関する こと	障害物の除去	上下水道チーム						
水道料金等の特 例措置に関する こと	公共料金等の特例措置	上下水道チーム						
ライフラインの被 害状況の情報収 集に関する こと	ライフラインの被害及び復旧状況等の調査	上下水道チーム						
汚水の処理及び 放流対策に関する こと	汚水の処理及び放流対策	上下水道チーム						

第3部 災害応急対策

消防チーム

リーダー：消防長 副リーダー：消防次長

構成所属：総務課／消防救急課／予防課／通信指令課／指揮調査課／消防署・各分署

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
広報の統制及び実施	避難指示等の伝達、広報活動の実施(企画調整・情報提供及び連絡調整)	消防チーム						
関係機関等の情報提供及び連絡調整	警察・自衛隊等の関係機関、庁内各部との連絡調整	消防チーム						
警防本部長の伝令	警防本部長の秘書、伝令	消防チーム						
資機材及び修繕に必要な物資の調達	資機材等の確保、消防施設等の修繕	消防チーム						
消防装備の確保及び応急整備	燃料関係の調達、食糧飲料関係の調達	消防チーム						
公務災害に関する諸手続き	公務災害に関する申請等の諸手続き	消防チーム						
文書等の收受発送	文書等の收受、発送	消防チーム						
消防団の運用及び連絡調整	消防団員の招集及び出場命令	消防チーム						
消防団の運用及び連絡調整	消防団の部隊編成状況の把握	消防チーム						
消防庁舎代替施設等の確保	消防本部庁舎の被害状況調査	消防チーム						
警防本部の運用	災害情報の収集、統括及び分析	消防チーム						
災害即報の作成及び報告	県・消防庁への被害報告	消防チーム						
消防広域応援に関すること	三重県内消防相互応援協定に基づく県内相互応援隊の出動要請	消防チーム						
消防広域応援に関すること	消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の出動要請	消防チーム						
消防広域応援に関すること	応援協力要請(県防災ヘリコプター応援)	消防チーム						
通信の確保	三重県防災行政無線(地上系・衛星系・FAX)、消防デジタル無線(県内共通波含む)及び市防災行政無線等の開通状況の確認	消防チーム						

第3部 災害応急対策

事務分掌	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
救急医療機関との連絡調整等	医療機関との連絡・調整(患者の受入れ可否の確認、搬送手配)	消防チーム						
消防職員の招集及び配置の調整	桑名市消防本部における警防本部運用計画に基づく配備	消防チーム						
部隊編成及び職員の参集	警防本部が設置されるまでの任務代行	消防チーム						
消防隊の部隊編成状況の把握	桑名市消防本部における震災時警防活動計画に基づく配備	消防チーム						
消防対象物による災害の警防活動の助言	警防活動に際し、台帳を活用して被災対象物についての情報を提供	消防チーム						
警防活動の調査及び記録	警防活動をカメラ、ビデオにより撮影及び無線交信を傍受して活動内容を記録	消防チーム						
危険物施設等の安全措置の実施・指導等	施設者に対し施設点検の実施と被害状況の把握と報告仮貯蔵所仮取扱いの安全な運用についての指導と助言	消防チーム						
危険物による災害の警防活動の助言	警防活動に際し、台帳を活用して被災施設についての情報を提供	消防チーム						
災害現場における記録写真の撮影	災害写真の撮影(広報班と連携)	消防チーム						
現場の後方支援活動の実施	警防活動隊員に対する物資等の調達	消防チーム						
災害情報及び出場指令	通報内容の集約と防災運動による警防本部への情報提供	消防チーム						
消防通信の統制	各種通信機器の使用可否確認	消防チーム						
気象状況の収集及び記録	気象情報、地震、津波情報の収集	消防チーム						
警防に関すること	警防活動業務の情報収集及び提供	消防チーム						
警防に関すること	警防活動部隊の安全管理及び消防指揮	消防チーム						
現場部隊の運営	現場部隊の運営	消防チーム						
水害・火災等の警防活動の実施	火災の予防、警戒、鎮圧	消防チーム						
被災者の救助及び救出	救助、救急活動の実施	消防チーム						
災害等に関する傷病者の搬送手配等	救急活動の実施	消防チーム						

2. 共通事項

- チームリーダーがいない場合は、副リーダーを代理とする。
- チーム員は、構成所属の職員（課内室及び関係出先機関を含む。ただし、派遣職員を除く）とし、出動体制を確立しておくものとする。
- 本部長の指示により、災害の状況に応じて、各チームの応援体制をとるものとする。
- 本部長は、職員の参集状況に応じ、優先して応急対策を実施する必要があるチームについて横断的に人員を確保し、編成する。
- 各所管は、平常時から管理する施設の被害状況の調査報告及び復旧措置の業務を行うものとし、応急復旧チームにて状況を総括する。
- 各チームは本計画に基づく活動を行うにあたって必要なマニュアルをあらかじめ定めておくとともに、桑名市地域防災計画の修正に応じ見直しを行う。

第2章 職員の配備体制及び動員基準

第1節 職員の配備体制及び動員基準

1. 配備体制及び動員基準

全てのチームは、本部長の命を受けたときは、動員計画に基づき、ただちに職員を招集しなければならない。受援・環境衛生チームは職員の参集状況、時点ごとのリーダーの報告を受け、組織全体の参集状況を把握する。配備体制及び動員基準は以下のとおりである。

【地震・津波】

	準備体制	警戒体制	非常体制
	第1次配備	第2次配備	第3次配備
体制	市内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い、速やかに市災対本部を設置するための前段階として、災害種別毎に該当する所属職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ、警戒態勢に移行できる体制	災害の防御及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、市災対本部を設置し、相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行いうる体制	警戒体制に加えて、甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたりうる体制
動員基準	1. 市内震度4の地震が発生したとき 2. 桑名市を含む地域に津波注意報が発表されたとき、又は津波の来襲が予想されるとき 3. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 4. その他震災に関して、本部長が必要と認めたとき	1. 市内震度5弱の地震が発生したとき 2. 県内（桑名市を除く）に震度5強以上の地震が発生したとき 3. 桑名市を含む地域に津波警報が発表されたとき 4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 5. その他震災に関して、本部長が必要と認めたとき	1. 市内震度5強以上の地震が発生したとき 2. 桑名市を含む地域に大津波警報が発表されたとき 3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 4. 市内で地震・津波による甚大な被害が発生、又は発生が予想されるときで、本部長が必要と認めたとき
本部設置	—	市災害対策本部設置	

第3部 災害応急対策

【風水害等】

	準備体制	警戒体制		非常体制
	第1次配備	第2次配備 第1段階	第2次配備 第2段階	第3次配備
体制	市内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い、速やかに市災対本部を設置するための前段階として、災害種別毎に該当する所属職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ、警戒態勢に移行できる体制	災害の防御及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、市災対本部を設置し、相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行いうる体制		警戒体制に加えて、甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたりうる体制
動員基準	1. 大雨・洪水注意報が発表されたとき 2. その他風水害に関して、本部長が必要と認めたとき	1. 暴風（暴風雪）・大雨（大雪）・洪水・高潮警報が発表されたとき 2. その他風水害に関して、本部長が必要と認めたとき	1. 市内広域に避難情報を発令し、多数の避難者が発生する見込みのとき 2. 市内一部地域で何らかの被害（土砂災害や浸水害）がすでに発生している可能性が極めて高いとき 3. その他風水害に関して、本部長が必要と認めたとき	1. 市内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、本部長が必要と認めたとき
本部設置	—	市災害対策本部設置		
発令しているまたは発令すると想定される避難情報	—	（自主避難）	「レベル3 高齢者等避難」 「レベル4 避難指示」 「レベル5 緊急安全確保」	

- ※ 招集方法については、勤務時間内においては、庁内放送をもって行い、勤務時間外においては、携帯電話のメール又は電話等にて連絡を取る。
- ※ 招集の連絡を受けた本部員は、昼夜の別、交通機関の有無を問わず、最も短時間で登庁できる方法で登庁しなければならない。
- ※ 縮小体制については、気象や災害状況に応じて、本部長が当該配備を必要と認めたときに移行される。（様式集「様式1 配備人員報告書」）
- ※ 配備人員については、動員計画によるものとする。

2. 動員の方法

(1) 勤務時間内

庁内放送及び職員参集システムにて連絡を行う。

命令を受けた職員は、ただちに災害対応の指揮命令を受けて必要な任務を行う。

(2) 勤務時間外

職員参集システムにて連絡を行う。

動員命令が発令された職員は、できる限り有効な手段を用いて、ただちに参集するように努め、参集後はただちに災害対応の指揮命令を受けて必要な任務を行う。

また、動員命令が発令されない場合であっても、テレビ、ラジオ、インターネット等により気象警報等の発表を知ったときは、ただちに参集しなければならない。

(3) 初動要員の確保

勤務時間外に災害が発生、又は発生が予想される場合、迅速に情報収集や初期の応急対策活動等を行うための初動要員を確保する。初動要員は、公共交通機関等が途絶した場合においても、概ね 60 分以内に市役所本庁舎に参集できるよう努める。

ただし、初動要員が参集するまでの間は、消防本部において初動対応を実施する。

- 災害発生直後から被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じ、県及び関係機関等との連絡調整を行う
- 職員の動員配備基準により職員が登庁してきた場合は、被害状況等について、総括チームへ報告する
- 各チームの職員が参集してきた場合、それぞれの所属のチームに戻り、当該チームの業務を行う

(4) 隣接府県等で発生した地震への初動対応

- 隣接府県（愛知県、岐阜県）で震度5強以上を観測する地震が発生した場合、防災・危機管理課職員が参集し、被災地の被害情報等の収集にあたり、必要に応じて庁内調整を図る。
- 災害時相互応援協定を締結した自治体が大規模災害により被災した場合は、防災・危機管理課

第3部 災害応急対策

が協定に基づく支援のための調整にあたる。

3. 避難所担当職員の動員

本部長は、市が指定する避難所(以下「指定避難所」という。)における担当職員をあらかじめ選任し、選任された避難所担当職員は、勤務時間中又は、桑名市の休日を定める条例(平成16年桑名市条例第35号)第1条第1項に規定する休日及び夜間等の勤務時間外において、本部会議で配備が決定された場合、指定避難所に迅速に参集し、開設及び運営業務に従事しなければならない。

(主要業務)

- 避難所の開設
- 避難所の安全確認、応急措置
- 避難者の受入れ
- 避難所の運営

第3章 風水害等の災害情報の収集と伝達

第1節 情報の種類

1. 気象注意報警報等

津地方気象台が気象等によって重大な災害が発生するおそれがある旨を警告するための警報を、また気象等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意するために注意報を発表する。

2. 水防活動に必要な予警報

津地方気象台が気象、高潮及び洪水等について水防活動の利用に適合するために発表する。

3. 水防警報

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については水防本部長（知事）又は水防支部長（桑名建設事務所長）が、水防上必要と認めたときに警報を発する。

4. 火災気象通報

気象の状況が火災予防上危険であると認められるときに、津地方気象台長がその状況を知事に通報する。

市長は、県より火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法に基づき火災に関する警報を発することができる。

なお、警報を発したときは、火災予防上必要な措置をとるものとする。

5. 気象情報

台風その他の異常気象について、その状況を具体的に説明するもので、注意報、警報及び特別警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる異常気象の現況やこれらの推移について、一般の利用に供するため随時津地方気象台が発表する。また、記録的短時間大雨情報は県下で1時間に 120 mm以

上の雨量をアメダスで観測した場合、あるいは解析雨量で解析された場合に気象庁が発表する。解析雨量とは、気象庁・国土交通省が保有する気象レーダーの観測データに加え、気象庁・国土交通省・地方自治体が保有する全国の雨量計のデータを組み合わせて、1時間の降水量分布を1km四方の細かさで解析したものである。

6. 土砂災害警戒情報

津地方気象台及び三重県は、大雨警報発表中における大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。これは、本部長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適宜適切に行うことができるように支援するとともに、市民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

第2節 気象情報等の収集と伝達

1. 気象予警報及び注意報の種類と発表基準

(1) 注意報の種類と発表基準(引用:気象庁ホームページ)

種 類	発表基準
強風注意報	強風によって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。 運用基準:具体的には次の条件に該当するとき ・平均風速が陸上で13m/s、海上で15m/s以上と予想されたとき。
風雪注意報	雪を伴う強風によって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 運用基準:具体的には次の条件に該当するとき ・雪を伴い平均風速が陸上で13m/s、海上で15m/s以上と予想されたとき。
大雨注意報	大雨によって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。 運用基準:具体的には次の基準に到達することが予想されたとき ・土壌雨量指数基準:89 ・表面雨量指数:12

第3部 災害応急対策

種 類	発表基準
大雪注意報	大雪によって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。 運用基準: 具体的には次の条件に該当するとき ・12時間の降雪の深さが5cm以上と予想されたとき。
濃霧注意報	濃霧によって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。 運用基準: 具体的には次の条件に該当するとき ・濃霧によって視程(見通せる距離)が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想されたとき。
雷注意報	落雷によって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。 運用基準: 落雷又は雷に伴うひょう、突風などによる災害が予想されたとき
乾燥注意報	空気の乾燥によって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。 運用基準: 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想されたとき 具体的には次の条件に該当するとき ・気象官署の実効湿度が60%以下、かつ最小湿度が30%以下になると予想されたとき。
霜注意報	霜によって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。 運用基準: 早霜、晩霜などによって、農作物に著しい被害が予想されたとき 具体的には次の条件に該当するとき ・早霜・晩霜期に最低気温が3℃以下になると予想されたとき。
低温注意報	低温によって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。 運用基準: 低温のため農作物などに著しい被害が予想されたとき。冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想されたとき。 具体的には次の条件に該当するとき ・冬期の最低気温が-5℃以下になると予想されたとき。
着氷(雪)注意報	着氷又は着雪によって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。 運用基準: 着氷又は着雪が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがあると予想されたとき。

第3部 災害応急対策

種 類	発表基準
なだれ注意報	なだれによって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。
洪水注意報	洪水によって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。 運用基準：具体的には次の基準に到達することが予想されたとき ・流域雨量指数基準：員弁川流域＝33.2、肱江川流域＝13.9、多度川流域＝8.3 ・複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）：揖斐川流域＝（8、55.5）、肱江川流域＝（7、13.6）、多度川流域＝（6、8.3）、員弁川流域＝（6、33.2）
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇の有無および程度について、一般の注意を喚起するために行う。災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。 運用基準：具体的には次の条件に該当するとき ・桑名市での潮位が東京湾平均海面（T.P.）上、1.5m 以上と予想されたとき。
波浪注意報	風浪、うねりなどによって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。 運用基準：具体的には次の条件に該当するとき ・有義波高内海 1.5m 以上と予想されたとき。
※土砂崩れ注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。
※浸水注意報	浸水によって、災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を注意して行う。

※印の注意報は標題に示さないで、気象注意報に含めて行う。

(2) 警報・特別警報の種類と概要

種 類	発表基準
暴風警報	暴風によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を警告して行う。 運用基準：具体的には次の条件に該当するとき ・平均風速が陸上で 20m/s 、海上で 25m/s 以上と予想されたとき。

第3部 災害応急対策

種 類	発表基準
暴風雪警報	雪を伴い、暴風によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を警告して行う。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 運用基準；具体的には次の条件に該当するとき ・雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 、海上で 25m/s 以上と予想されたとき。
大雨警報	大雨によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を警告して行う。 大雨警報は、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。運用基準：具体的には次の基準に到達することが予想されたとき 表面雨量指数基準に到達することが予想されたときは「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想されたときは「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想されたときは「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。 ・土壌雨量指数基準：136 ・表面雨量指数：30
大雪警報	大雪によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を警告して行う。 運用基準：具体的には次の条件に該当するとき ・12 時間の降雪の深さが 20cm 以上と予想されたとき
洪水警報	洪水によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を警告して行う。 運用基準：次の基準に到達することが予想されたとき ・流域雨量指数基準：員弁川流域＝41.5、肱江川流域＝17.4、多度川流域＝10.4 ・複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）：揖斐川流域＝（17、61.7）
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を警告して行う。 運用基準：桑名市での潮位が東京湾平均海面（T.P.）上 4.5m 以上と予想されたとき
波浪警報	風浪、うねりなどによって、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときにその旨を警告して行う。 運用基準：内海で有義波高が 3.0m 以上と予想されたとき

第3部 災害応急対策

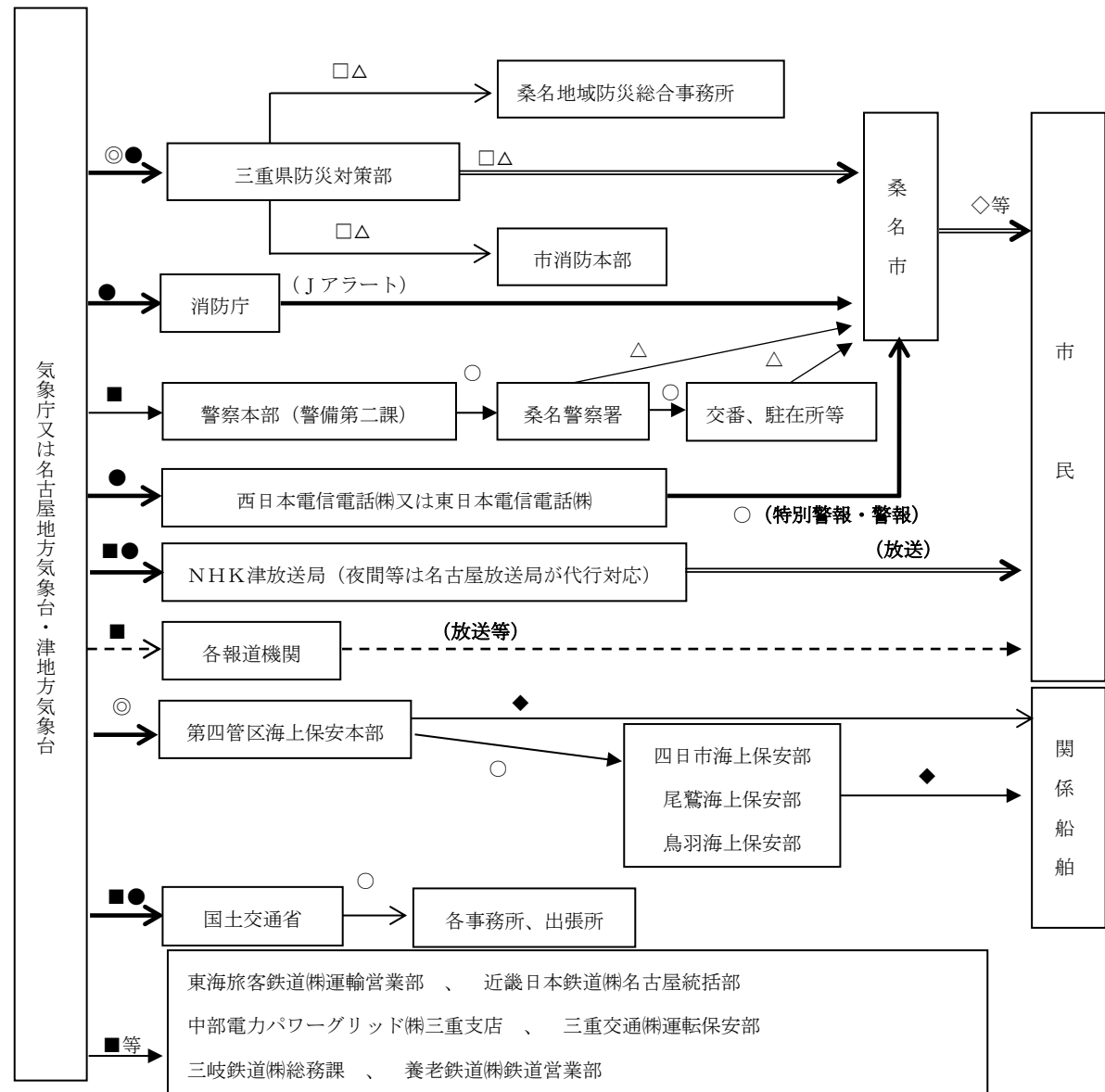
種 類	発表基準
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う警報。 気象、地面現象、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。

※土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表される。

2. 気象予警報等の受理及び伝達

＜気象予警報伝達系統図＞

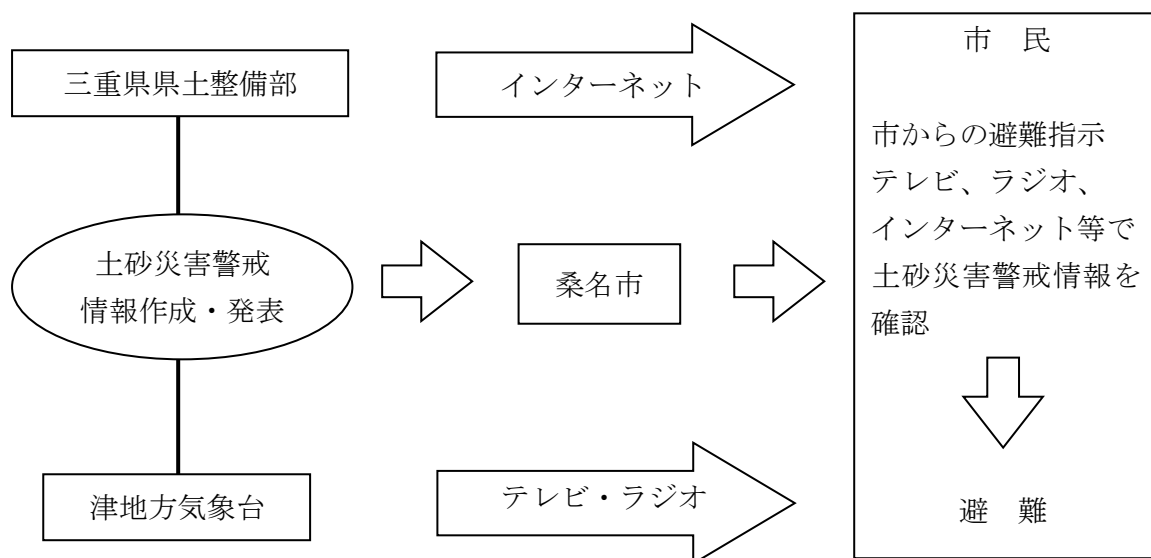


凡例		凡例	
□	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関	◎	防災情報提供システム(専用回線)
→	気象業務法第15条等の法令による通知系統	■	防災情報提供システム(インターネット)
---	気象業務法第13条等の法令による周知系統	●	気象庁専用回線(ADESS回線等)
→	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統	○	専用の電話・専用の電話FAX
⇒	気象業務法第15条の2による特別警報の通知もしくは周知の措置の系統	△	一般の加入電話・加入電話FAX
		□	三重県防災通信ネットワーク
		◇	市町防災行政無線
		◆	無線通報等

3. 土砂災害警戒情報の受信および伝達

市内土砂災害警戒区域等における土砂災害警戒情報は、次の受伝達系統図により伝達する。

土砂災害警戒情報受伝達系統図



(1) 土砂災害警戒情報の伝達

1) 市長及び各地区市民センター所長に対する伝達

「地上系電話機」、「衛星系電話機及び受令機」及び「ファクシミリ」の3系統で伝達する。

(2) 受伝達時の措置

土砂災害警戒情報が発表された旨を庁内放送により、市庁舎の来訪者等に伝達する。各部長は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達する。各部長は、三重県県土整備部防災砂防課が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報を把握し、避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令の参考とする。

(3) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、土砂災害が土壌中の水分量が多いほど発生の可能性が高く、また、何日も前に降った雨が影響している場合もあるため、これらを踏まえた土砂災害の危険性を示す新たな指標として、土壌雨量指数を使用している。土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨

第3部 災害応急対策

(降水短時間予報)等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を1km四方の格子(メッシュ)に分けて、それぞれの格子で計算している

4. 水防活動に必要な予報及び警報の発表

(1) 水防活動用予報及び警報(津地方気象台)

気象・高潮及び洪水等について水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代える。

指定河川洪水予報	気象台の発表する洪水警報、注意報	警戒レベル
氾濫注意情報	洪水注意報	警戒レベル2相当
氾濫警戒情報	洪水警報	警戒レベル3相当
氾濫危険情報	洪水警報	警戒レベル4相当
氾濫発生情報	洪水警報	警戒レベル5相当

(2) 洪水予報及び警報(木曽川下流河川事務所・名古屋地方気象台)

国土交通省と気象台が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・市民等への防災の利用に適合する予報警報を発表する。水位情報周知河川(多度川・肱江川)については、国土交通省より水位到達情報を発表する。

水系名	河川名	担当機関名
木 曽 川	揖斐川 長良川 木曽川	国土交通省木曽川下流河川事務所 名古屋地方気象台

第3節 被害情報の受伝達

災害発生時における各種応急対策を適宜に実施するため、被害状況等の各種情報を迅速かつ的確に収集し、防災関係機関に連絡することが肝要である。

したがって、本市及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、速

第3部 災害応急対策

やかに管内の被害状況を収集把握して本部長に報告する。特に、大規模な災害であると認められる場合には、災害の初期段階においては概括情報を収集し、災害規模の把握に努める。

1. 被害状況の情報収集

(1) 市災対本部による情報収集

土木、農林水産、教育、民生、商工、観光、衛生等に被害が生じたときは、各所管課において当該施設等の名称、被害の程度・種別、被害額を調査し、市災対本部に報告する。また、家屋を含む民間施設についても、被害状況の収集に努める。

(2) 防災関係機関の情報収集

防災関係機関は、それぞれ災害に関する情報を、可能な限りの手段を講じて収集する。また、収集した情報は、迅速に市災対本部に連絡する。

(3) 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後所属チームのリーダーに対し報告する。各チームは、職員の報告内容を総括チームに報告する。

(4) その他の機関の情報活用

市災対本部は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や公共交通機関(道路状況等)からの情報を収集し、災害対策活動に活用する。

2. 報告

(1) 情報の連絡手段

1) 防災関係機関の情報連絡

防災関係機関は、電話、FAX、携帯電話等の通信手段の中から状況に応じ、最も有効な手段を用いて情報を連絡する。

(2) 報告責任者

第3部 災害応急対策

災害に伴う被害状況は、各チームリーダー及び関係課長において調査し、本部長に報告するとともに、防災・危機管理課長に連絡する。

県その他関係機関への報告責任者は以下のとおりとする。

- 「概況即報」-----防災・危機管理課長
- 「災害即報」-----防災・危機管理課長
- 「被害報告」-----関係課長

(3) 災害の報告

市は、市の区域内に災害が発生した場合は、災対法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき、県災対地方部を経て県にその状況等を報告する。また、火災・災害等即報要領に従い、一定基準以上の災害等については 30 分以内に直接消防庁へ報告する。

(4) 報告の種類

1) 概況即報

2) 災害即報

3) 被害報告

a) 中間報告

b) 確定報告

(5) 報告の内容と時期

1) 概況即報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速を旨とし、全般的な状況を主とするもので、警報が発表発令されたものについては、原則として発表後2時間以内にその第一報を報告する。このうち、以下の災害が発生した場合には、速やかに報告する。（様式集「様式2 災害概況即報」、「様式3 被害即報受信票」参照）

- 災害救助法の適用基準に合致するもの

第3部 災害応急対策

- 市が災対本部を設置したもの
- 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- 崖崩れ、地すべり、土石流、河川の越水、破堤又は高潮等による人的被害
- 又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

ただし、通信手段の途絶・輻輳等により県災対地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、市災対本部は直接消防庁へ連絡する。また、火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、市災対本部はその状況を県災対地方部のほか、直接消防庁に対しても報告する。なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。また、被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は以下のとおりである。

○平日 9:30～18:30

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 90-49013 FAX 90-49033	TEL 87-048-500-90-49013 FAX 87-048-500-90-49033

○上記以外の場合

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	TEL 90-49101 FAX 90-49036	TEL 87-048-500-90-49101～103 FAX 87-048-500-90-49036

2) 災害即報

被害状況が判明次第、随次報告するもので、市災対本部から県災対地方部を経て、県災対本部に報告する。(様式集「様式4 被害状況即報」参照)ただし、通信手段の途絶等により、県災対地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、市災対本部は直接消防庁へ連絡する。また、新たに設けられた直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、市災対本部から直接消防庁へ第1報を原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く分かる範囲で報告する。なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に住家等被害状況即報を、県災対地方部を経

第3部 災害応急対策

由して県災対本部に即報する。(様式集「様式5 被害状況調書」参照)また、住家の被害状況が、ねずみ族・昆虫等駆除指示基準に達したときは県災対地方部を経由して県災対本部に報告する。(様式集「様式6 被害状況報告」参照)なお、報告にあたっては、桑名警察署と密接に連絡すること。

3) 被害報告

a) 中間報告

上記 1)、2) の即報の段階において、報告を求められたときは、その都度地域機関に報告する。

b) 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令等に基づき報告する。報告要領は、上記 1)のとおりとする。(様式集「様式6 被害状況報告」、「様式7 公共施設被害状況報告」参照)

(6) 報告の方法

報告は通信の輻輳を避け、迅速を期するために略号を定めるものは必ずそれを活用し、その他の事項についても要点を簡潔に報告する。

1) 非常・緊急通話

非常通話は天災、事変その他非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合に、緊急通話は前記以外で公共の利益のため緊急を要する場合に関係の電話が使用中のとき、その電話に優先して接続される。

a) 利用方法

下記登録電話よりダイヤルし、「非常通話」又は「緊急通話」である旨並びにその事由を申し出る。

b) 災害時優先電話

市内にある災害時優先電話は、次のとおりである。

第3部 災害応急対策

本庁等

建 物 名 等	電話番号
桑名市役所	23-2761
本庁2F 防災・危機管理課	24-1466
本庁3F 総務課	24-1146
本庁3F 総務課	24-1276
本庁3F 総務課	24-1286
本庁3F 市災対本部	24-1469
本庁5F 中会議室	24-1417
本庁5F 大会議室	24-1495
本庁5F 大会議室	24-1401
下深谷ポンプ場	29-1051
城之堀ポンプ場	29-1981
上野浄水場(監視室)	21-0230
上野浄水場(事務所)	22-0030
上野浄水場(FAX)	22-1462
江場ポンプ場	22-1951
町屋水源地(倉庫)	23-7673
中継ポンプ場 管理センター	31-6340
香取集会所(香取区自治会)	48-3380
多度体育センター	48-5095
長島地区市民センター	42-4113 42-4111
長島地区市民センター	42-4122 42-4115

第3部 災害応急対策

伊曽島分館	45-0429
伊曽島まちづくり拠点施設	45-0002
城南河川防災センター	23-6869
桑部まちづくり拠点施設	22-0033
在良まちづくり拠点施設	22-0035
七和まちづくり拠点施設	31-2036
久米まちづくり拠点施設	31-2234
深谷まちづくり拠点施設	29-1027
城南まちづくり拠点施設	22-0034
大山田まちづくり拠点施設	31-0282
くわなメディアライヴ (地域コミュニティ課内設置)	24-1385
西部水源地(監視室)	31-0172
新所配水場	42-3986
姫御前汚水中継ポンプ場	42-2294
長島浄化センター	45-0231 45-1255
白鷄配水場	45-0293
長島導水ポンプ場	42-2368
葭ヶ須排水機場排水機場(農林水産課)	24-1205
福豊排水機場	24-1205
松蔭東排水機場	24-1205
松蔭西排水機場	24-1205
長島排水機場	41-0915
千倉排水機場	24-1205

第3部 災害応急対策

保育所・幼稚園・小・中学校

建 物 名 等	電話番号
日進小学校	22-2428
精義小学校	22-0165
立教小学校	22-0883
城東小学校	22-1477
益世小学校	22-0089
修徳小学校	22-0280
大成小学校	22-0415
桑部小学校	22-0597
在良小学校	24-7489
七和小学校	31-3498
深谷小学校	29-1100
久米小学校	31-3761
城南小学校	22-1542
大和小学校	22-3534
大山田東小学校	31-6314
大山田北小学校	31-6839
大山田西小学校	31-0768
大山田南小学校	31-0980
藤が丘小学校	23-7930
星見ヶ丘小学校	32-6008
多度東小学校	48-2322

第3部 災害応急対策

多度中小学校	48-2017
多度北小学校	48-2125
多度青葉小学校	48-2213
長島北部小学校	42-0104
長島中部小学校	42-0038
長島中部小学校	42-3709
伊曽島小学校	45-0006
成徳中学校	22-0789
明正中学校	22-0455
光風中学校	22-0914
陽和中学校	22-2579
正和中学校	31-2727
陵成中学校	31-6838
光陵中学校	31-8844
多度中学校	48-2104
長島中学校	42-1503
陽和幼稚園	21-4528
光風幼稚園	21-2065
成徳南幼稚園	22-6089
明正幼稚園	21-3347
正和北幼稚園	31-4022
成徳北幼稚園	29-1285
正和南幼稚園	31-2279

第3部 災害応急対策

陵成幼稚園	23-7931
光陵幼稚園	31-3245
多度幼稚園	48-5156
長島幼稚園	42-1352
桑陽保育所	22-8428
城東保育所	22-8514
厚生館保育所	22-2009
厚生館別館保育所	22-1077
深谷保育所	29-1135
深谷北保育所(休園中)	29-3204
多度保育所	48-4786

桑名市消防関係

建 物 名 等	電話番号
指揮調査課	25-9119
西分署	32-5999
大山田分署	31-5564
多度分署	48-3199
長島木曾岬分署	42-3651
東員消防署	76-7599
いなべ消防署	78-1999

第3部 災害応急対策

いなべ消防署北分署	72-6599
桑名方面団第1分団詰所	23-1202
桑名方面団第2分団詰所	23-7286
桑名方面団第3分団詰所	23-6767
桑名方面団第4分団詰所	23-6297
桑名方面団第5分団詰所	23-7119
桑名方面団第6分団詰所	24-0667
桑名方面団第7分団詰所	21-7755
桑名方面団第8分団詰所	21-9964
桑名方面団第9分団詰所	24-7895
桑名方面団第10分団詰所	31-7347
桑名方面団第11分団詰所	29-3193
桑名方面団第12分団詰所	32-8268
桑名方面団第13分団詰所	22-9746
多度方面団 第1分団詰所	48-6251
多度方面団 第2分団詰所	48-2190
多度方面団 第3分団詰所	48-6673
多度方面団 第4分団詰所	48-7911

第3部 災害応急対策

多度方面団 第5分団詰所	48-4778
長島方面団 第1分団詰所	42-5110
長島方面団 第2分団詰所	42-5217
長島方面団 第3分団詰	42-3904
長島方面団 第4分団詰所	42-1443
長島方面団 第5分団詰所	45-1077
長島方面団 第6分団詰所	42-2756

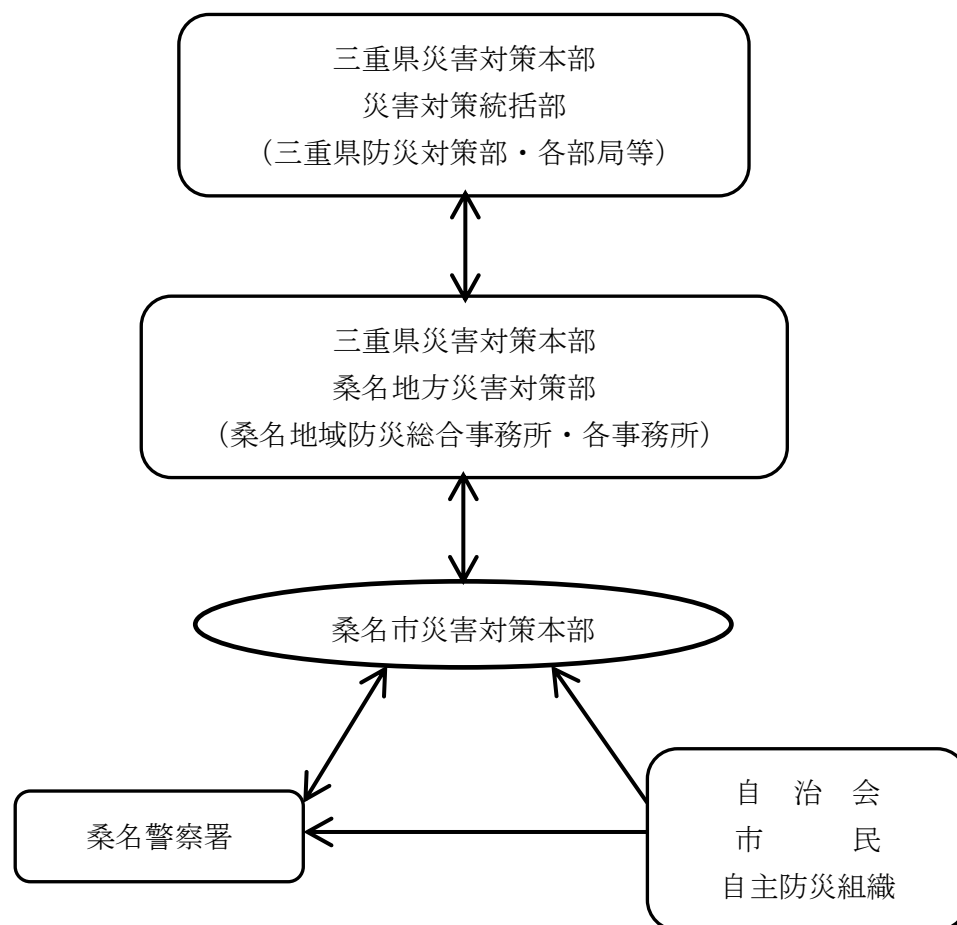
2) 無線通信

市内にある無線通信設備設置機関名は、次のとおりである。（資料編「14 桑名市防災行政用無線管理運用規定」、「15 桑名市地域防災無線協議会規約」参照）

機 関 名	所 在 地
桑名市役所 防災・危機管理課	桑名市中央町二丁目 37 番地
多度地区市民センター	桑名市多度町多度一丁目 1 番地 1
長島地区市民センター	桑名市長島町松ヶ島 38 番地
桑名市消防本部	桑名市大山田一丁目 9 番地
桑名警察署	桑名市大字江場 626 番地 2
桑名建設事務所	桑名市中央町五丁目 71 番地
国土交通省 木曽川下流河川事務所	桑名市大字福島 465 番地

第3部 災害応急対策

3) 災害報告系統図



(7) 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見したものは、次の方法により防災関係機関に通報する。

1) 発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を本部長又は警察官・海上保安官に通報する。

2) 警察官等の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに本部長に通報する。

第3部 災害応急対策

3) 本部長の通報

上記 1)及び 2)によって「異常現象」の通報を受けた本部長は、ただちに次の機関に通報又は連絡する。

- a) 気象官署
- b) 県
- c) 警察
- d) その他の関係機関

3. 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報要員が不足した場合には、アマチュア無線クラブ、インターネット利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

第4節 土砂災害防止対策

市は、土砂災害防止対策指針(国土交通省告示第 35 号)及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づき土砂災害防止対策を推進する。

(1)土砂災害警戒区域等の指定

市は、県の土砂災害警戒区域等の指定に基づき、土砂災害防止対策を推進する。

(2)土砂災害に関する情報の収集・伝達並びに予報又は警報の発表・伝達に関する事項

土砂災害警戒区域等に指定された地域における土砂災害情報を三重県土砂災害情報提供システムに活用するとともに、県及び気象台と密接に連携して災害情報を収集する。また、危険度に応じ、危険地域に避難情報等を緊急速報エリアメール、桑名市災害時緊急メール、同報無線等を活用して伝達する。

(3)避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項

第3部 災害応急対策

土砂災害警戒区域等における避難場所、避難経路を見直し地域の実情に応じた対応の周知を図る。

(4)土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、避難場所、避難経路を見直すとともに、図上訓練、避難訓練等を年1回以上実施する。

(5)救助に関する事項

土砂災害の被害状況を速やかに把握するとともに、消防本部、消防団及び自主防災組織と連携して人命救助を最優先とし、被害の軽減を図る。

(6)土砂災害(特別)警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設

資料編「9 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧」参照。

(7)その他

- ハザードマップの作成

土砂災害からの円滑な避難のために、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路を明示するとともに、土石流のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示し、避難行動に資する。

- 防災無線の整備

土砂災害警戒情報等を提供する同報無線等の整備を推進する。

- 防災意識の向上

ハザードマップの作成、防災訓練等を通じ理解及び危機意識の向上を図る。

第5節 安否不明者・行方不明者等の氏名等公表

安否不明者及び行方不明者については、氏名等の個人情報を公表し、安否情報等を収集することで、安否不明者等の絞り込みや検索範囲の特定など救助活動の効率化・円滑化を図る。

1. 公表の主体及び市の役割

氏名等の個人情報の公表は、県が実施することを基本とする。県は、救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められる場合、安否不明者及び行方不明者に関する情報を原則として公表する。ただし、市において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

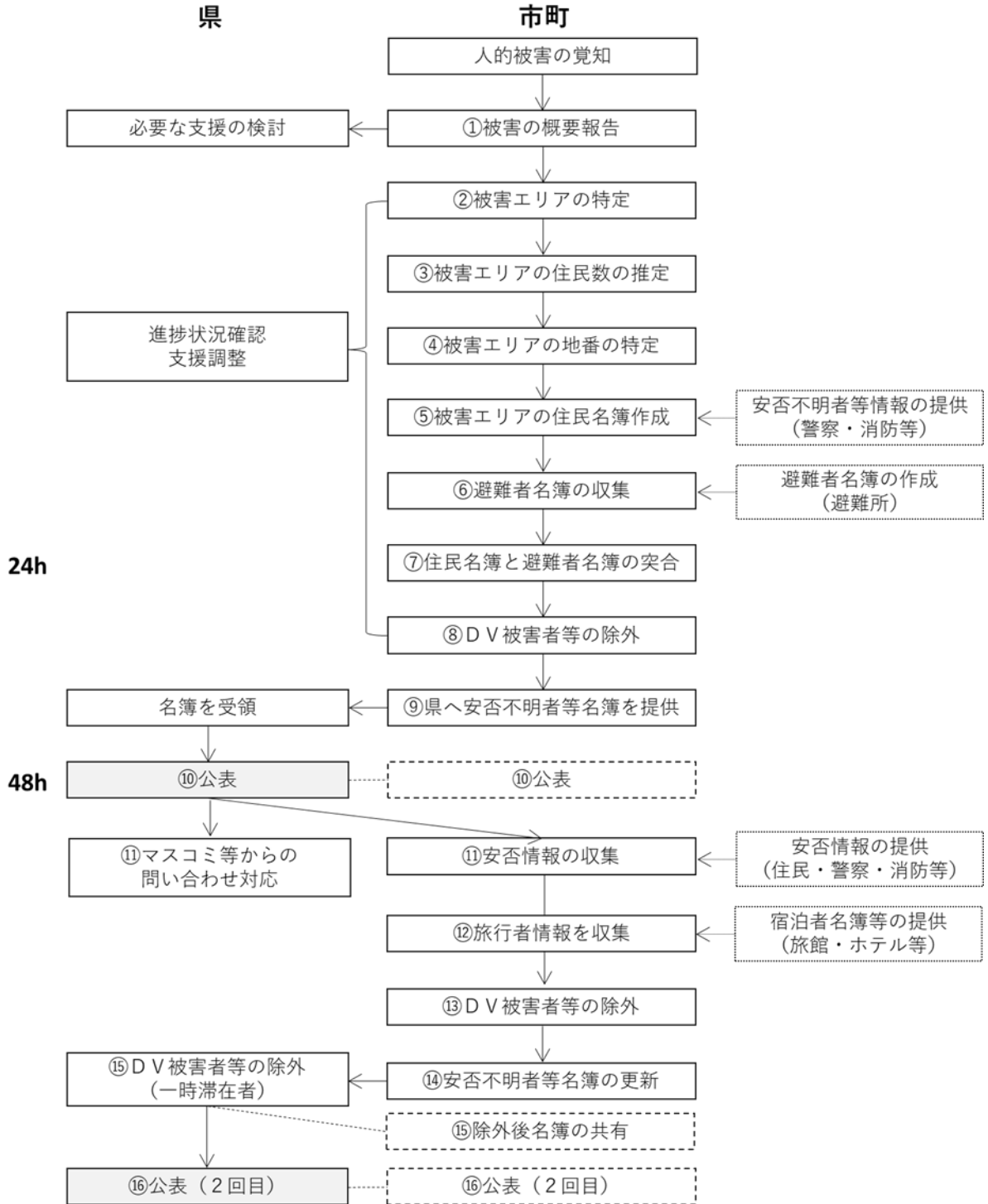
市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者及び行方不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行い、県へ提供する。

2. 公表する情報及び方法

県は、「氏名等を公表し、人命救助のために広く情報を募る必要がある」と判断した場合は、「①氏名、②住所(市町村名及び大字名)、③性別、④年齢(発災時)」を三重県ホームページ等に掲載し、公表する。個人情報を非公表とする場合は、住所(市町村名のみ、または市町村名及び大字名)、性別、年代を個人が特定されない範囲で公表する。

3. 氏名等公表に係る対応フロー及び役割分担

(1) 氏名等公表に係る対応フロー



第3部 災害応急対策

(2) 役割分担

前述した対応フローについては、以下のチーム等で役割分担して実施する。なお、具体的な手順例等は県が公表する「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表にかかる実施マニュアル」を参考とする。

- 総括チーム
 - ①被害の概要報告、②被害エリアの特定、⑨県へ安否不明者名簿を提供
- 生活再建チーム
 - ③被害エリアの住民数の推定、④被害エリアの地番の特定、⑤被害エリアの住民名簿作成、⑦住民名簿と避難者名簿の突合、⑧⑬DV被害者等の除外、⑪安否情報の収集、⑭安否不明者名簿の更新
- 避難所・教育チーム
 - ⑥避難者名簿の収集、⑫旅行者情報の収集
- 三重県
 - ⑩公表、⑪マスコミ等からの問い合わせ対応、⑯公表(2回目)

第4章 地震災害情報の収集と伝達

第1節 情報の種類

1. 種類

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

2. 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(1) 大津波警報・津波警報・注意報

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m< 予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m< 予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m< 予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m< 予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤ 予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

第3部 災害応急対策

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 [※] や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ※ 発表内容について ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ※ 発表内容について ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。)

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

第3部 災害応急対策

(4) 津波予報区

	予報区	解 説
三重県	伊勢・三河湾	伊勢市以南を除く
	三重県南部	伊勢市以南に限る

第2節 地震及び津波情報の収集及び伝達

1. 情報収集の方法

津波警報・注意報等の津波予報伝達系統図によるほか、次により津波に関する情報の収集を行う。本市及び防災関係機関は、地震を感じたときはただちにテレビ、ラジオ、インターネット等からの情報に注意し、的確な情報収集に努める。本部長は、強い地震により堤防、護岸等の損壊のおそれのあるときは、津波災害の発生がないことを確認した後に職員を派遣し、防潮堤、護岸等の巡回調査を実施する。消防署は、津波注意報が発表されたときは、巡回警戒、潮位観測等を実施する。

2. 地震情報の種類・発表基準、情報伝達の方法

(1) 地震情報の種類、発表基準と内容

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。

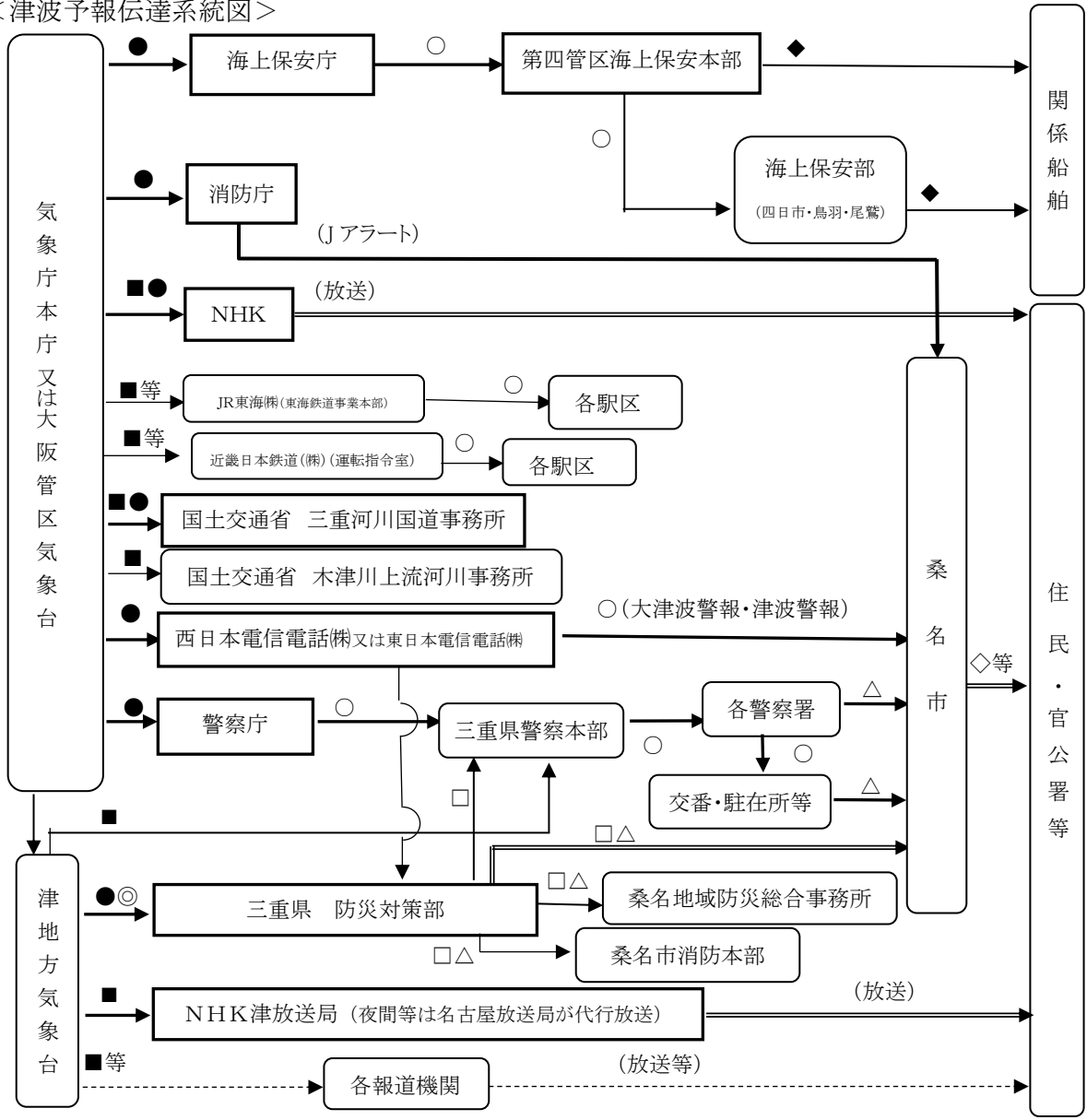
第3部 災害応急対策

震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

第3部 災害応急対策

(2) 津波予報伝達系統

＜津波予報伝達系統図＞

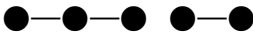
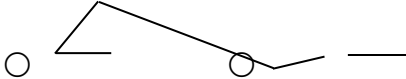
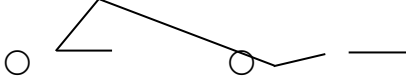


凡例	
□	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第15条等の法令による通知系統
---→	気象業務法第13条等の法令による周知系統
→	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統
⇒	気象業務法第15条の2による特別警報の通知もしくは周知の措置の系統

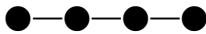
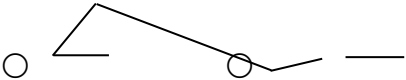
凡例	
◎	防災情報提供システム(専用回線)
■	防災情報提供システム(インターネット)
●	気象庁専用回線(ADESS回線等)
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入電話FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市町防災行政無線
◆	無線通報等

第3部 災害応急対策

(2) 津波警報等をサイレン又は鐘音によって周知する場合の標識は次のとおりである。

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) (約2秒) 
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分) (約3秒) 

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒) (約2秒) (短声連点) 
津波警報標識	(2点) 	(約5秒) (約6秒) 

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

3. 津波に関する避難対策

気象庁の津波予報は、津波による災害のおそれがあると予想されるとき、もしくは津波の有無について注意を喚起する必要があると認められるときに遅滞なく発表されることになっているが、沿岸地域においては、強い地震(震度4程度以上)もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、又は津波警報や津波注意報が発表された場合には、災害対策本部の判断を待たず、市長は直ちに避難指示を行うほか次の措置をとる。

1) 津波注意報が発表された場合

- 市長は堤外地の市民及び観光客等に対して避難指示を行う。
- 市長は安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行うとともに、関係部局へ対応を指示する。
- 市は関係機関と連携して、住民、漁業・港湾関係者等に注意喚起と避難を呼びかける。

第3部 災害応急対策

- 市は沿岸部のパトロールを実施するとともに堤外地にいる市民及び観光客等に対し、避難指示の伝達に努める。
- 市民等は直ちに堤外地から離れるものとする。

2)津波警報が発表された場合

- 市長は浸水想定区域に対してあらゆる手段をもって緊急に避難指示を行う。
- 市長は安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行うとともに、関係部局へ対応を指示する。
- 対応については「南海トラフ地震防災対策推進計画」に準ずる。
- 避難対象地域の市民等は、原則として津波浸水想定区域外の安全な場所へ迅速に避難する。

3)大津波警報が発表された場合

- 市長は浸水想定区域に対してあらゆる手段をもって緊急に避難指示を行う。
- 市長は安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行うとともに、関係部局へ対応を指示する。
- 対応については「南海トラフ地震防災対策推進計画」に準ずる。
- 避難対象地域の市民等は、原則として津波浸水想定区域外の安全な場所へ迅速に避難する。

4. 津波及び地震に関する情報の伝達

収集した情報の市民への伝達に関しては、防災行政無線の普及を促進するとともに、ケーブルテレビや携帯電話等を活用した情報提供手法を検討するなど、多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるほか、災害時要配慮者に対しては、確実に伝達できたことが確認できる情報伝達体制の構築を進める。

第3節 被害状況の受伝達

1. 被害状況の情報収集

(1) 防災関係機関の情報収集

第3部 災害応急対策

防災関係機関は、災害に関する各種情報を電話、無線等可能な限りの手段を講じて収集し、市災対本部に対し迅速に報告する。

(2) 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後チームリーダーへ報告し、各チームは、職員の報告内容を市災対本部に報告する。

(3) その他機関の情報の活用

市災対本部は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて報道機関や公共交通機関(道路状況等)からの情報を収集し、災害応急対策活動に活用する。

2. 情報収集の内容

災害応急対策を実施するために必要な情報は、概ね次表のとおりである。

必要な情報	主な情報収集機関	
	防災関係機関	担当部署
地震及び津波に関する情報	気象官署 県防災対策部	総括チーム
火災の発生状況	警察機関	消防チーム
死者、負傷者の状況及び被災者の状況	警察機関	消防チーム、総括チーム
家屋の倒壊	警察機関	総括チーム、消防チーム
電気、ガス、上・下水道、通信施設の被害及び復旧状況	中部電力パワーグリッド、東邦ガスネットワーク、西日本電信電話、警察機関	上下水道チーム
道路、鉄道等の交通施設の状況	国土交通省、県土整備部、警察機関、JR 東海、近鉄、三重交通、三岐鉄道、中日本高速道路、養老鉄道	応急復旧チーム
堤防、護岸の状況	国土交通省、県土整備部、警察機関	応急復旧チーム

第3部 災害応急対策

市民の避難状況	警察機関	企画調整・情報チーム、避難所・教育チーム、総括チーム
学校、病院、社会福祉施設等の状況	施設の管理者	避難所・教育チーム、医療保健チーム、生活再建チーム
食料・飲料水、生活必需品の需給状況	—	受援・環境衛生チーム、避難所・教育チーム、上下水道チーム
治安状況	警察機関	—

(1) 災害の報告

市は、市の区域内に災害が発生した場合は、災対法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき、県災対地方部を経て県にその状況等を報告するが、連絡が取れない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。（様式集「様式3 被害即報送受信票」参照）

(2) 情報の収集

災害時要配慮者を含めた地域コミュニティ、孤立するおそれのある地区等からの情報収集・伝達について検討するとともに、避難所への情報伝達手段の構築に努める。

(3) 報告の種類

- 1) 概況即報
- 2) 災害即報
- 3) 被害報告（中間報告、確定報告）

(4) 報告の内容と時期

1) 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、市災対本部から県災対地方部を経て、県災対本部に報告する。震度4以上の地震があったとき又は津波注意報が発表されたものについては、速やかにその第1報を報告する。通信手段の途絶、輻輳により県災対地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、市災対本部は直接消防庁へ連絡する。また、火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関

第3部 災害応急対策

への通報が殺到した場合、市はその状況を県災対地方部のほか、直接消防庁に対しても報告する。また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等(震度4以上の地震発生等)については、市災対本部は原則 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第1報を県災対地方部のほか、直接消防庁に対しても報告する。(様式集「様式2 災害概況即報」参照)

- 平日9:30～18:30通常時(消防庁防災情報室)

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 90-49013 FAX 90-49033	TEL 87-048-500-90-49013 FAX 87-048-500-90-49033

- 上記以外の場合

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	TEL 90-49101 FAX 90-49036	TEL 87-048-500-90-49101～ 103 FAX 87-048-500-90-49036

2) 災害速報

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、市災対本部から県災対地方部を経て県災対本部に報告する。(様式集「様式4 被害状況即報」参照)ただし、通信手段の途絶、輻輳により県災対地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、市災対本部は直接消防庁へ連絡する。なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に住家等被害状況即報を、県災対地方部を経由して県災対本部に即報する。(様式集「様式5 被害状況調書」参照)

3) 被害報告

a) 中間報告

上記 1)、2)の即報の段階において、報告を求められたときは、その都度報道機関に報告する。

第3部 災害応急対策

b) 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令に基づき報告する。報告要領は、上記 a) 中間報告のとおりとする。

(5) 報告の方法

報告は通信の輻輳を避け、迅速を期するために略号を定めるものは必ずそれを活用し、その他の事項についても要点を簡潔に報告する。

1) 非常・緊急通話

非常通話は天災、事変その他非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合に、緊急通話は前記以外で公共の利益のため緊急を要する場合に関係の電話が使用中のとき、その電話に優先して接続される。

a) 利用方法

下記登録電話よりダイヤルし、「非常通話」又は「緊急通話」である旨並びにその事由を申し出る。

b) 災害時優先電話

本庁等

建 物 名 等	電話番号
桑名市役所	23-2761
本庁2F 防災・危機管理課	24-1466
本庁3F 総務課	24-1146
本庁3F 総務課	24-1276
本庁3F 総務課	24-1286
本庁3F 市災対本部	24-1469
本庁5F 中会議室	24-1417
本庁5F 大会議室	24-1495

第3部 災害応急対策

本庁5F 大会議室	24-1401
下深谷ポンプ場	29-1051
城之堀ポンプ場	29-1981
上野浄水場(監視室)	21-0230
上野浄水場(事務所)	22-0030
上野浄水場(FAX)	22-1462
江場ポンプ場	22-1951
町屋水源地(倉庫)	23-7673
中継ポンプ場管理センター	31-6340
香取集会所(香取区自治会)	48-3380
多度体育センター	48-5095
長島地区市民センター	42-4113 42-4111
長島地区市民センター	42-4122 42-4115
伊曽島分館	45-0429
伊曽島まちづくり拠点施設	45-0002
城南河川防災センター	23-6869
桑部まちづくり拠点施設	22-0033
在良まちづくり拠点施設	22-0035
七和まちづくり拠点施設	31-2036
久米まちづくり拠点施設	31-2234
深谷まちづくり拠点施設	29-1027
城南まちづくり拠点施設	22-0034
大山田まちづくり拠点施設	31-0282

第3部 災害応急対策

くわなメディアライヴ (地域コミュニティ課内設置)	24-1385
西部水源地(監視室)	31-0172
新所配水場	42-3986
姫御前污水中継ポンプ場	42-2294
長島浄化センター	45-0231 45-1255
白鷄配水場	45-0293
長島導水ポンプ場	42-2368
葭ヶ須排水機場	24-1205
福豊排水機場	24-1205
松蔭東排水機場	24-1205
松蔭西排水機場	24-1205
長島排水機場	41-0915
千倉排水機場	24-1205

保育所・幼稚園・小・中学校

建 物 名 等	電話番号
日進小学校	22-2428
精義小学校	22-0165
立教小学校	22-0883
城東小学校	22-1477
益世小学校	22-0089
修徳小学校	22-0280
大成小学校	22-0415

第3部 災害応急対策

桑部小学校	22-0597
在良小学校	24-7489
七和小学校	31-3498
深谷小学校	29-1100
久米小学校	31-3761
城南小学校	22-1542
大和小学校	22-3534
大山田東小学校	31-6314
大山田北小学校	31-6839
大山田西小学校	31-0768
大山田南小学校	31-0980
藤が丘小学校	23-7930
星見ヶ丘小学校	32-6008
多度東小学校	48-2322
多度中小学校	48-2017
多度北小学校	48-2125
多度青葉小学校	48-2213
長島北部小学校	42-0104
長島中部小学校	42-0038
長島中部小学校	42-3709
伊曽島小学校	45-0006
成徳中学校	22-0789
明正中学校	22-0455

第3部 災害応急対策

光風中学校	22-0914
陽和中学校	22-2579
正和中学校	31-2727
陵成中学校	31-6838
光陵中学校	31-8844
多度中学校	48-2104
長島中学校	42-1503
陽和幼稚園	21-4528
光風幼稚園	21-2065
成徳南幼稚園	22-6089
明正幼稚園	21-3347
正和北幼稚園	31-4022
成徳北幼稚園	29-1285
正和南幼稚園	31-2279
陵成幼稚園	23-7931
光陵幼稚園	31-3245
多度幼稚園	48-5156
長島幼稚園	42-1352
桑陽保育所	22-8428
城東保育所	22-8514
厚生館保育所	22-2009
厚生館別館保育所	22-1077
深谷保育所	29-1135

第3部 災害応急対策

深谷北保育所(休園中)	29-3204
多度保育所	48-4786

桑名市消防関係

建 物 名 等	電話番号
指揮調査課	25-9119
西分署	32-5999
大山田分署	31-5564
多度分署	48-3199
長島木曽岬分署	42-3651
東員消防署	76-7599
いなべ消防署	78-1999
いなべ消防署北分署	72-6599
桑名方面団第1分団詰所	23-1202
桑名方面団第2分団詰所	23-7286
桑名方面団第3分団詰所	23-6767
桑名方面団第4分団詰所	23-6297
桑名方面団第5分団詰所	23-7119
桑名方面団第6分団詰所	24-0667

第3部 災害応急対策

桑名方面団第7分団詰所	21-7755
桑名方面団第8分団詰所	21-9964
桑名方面団第9分団詰所	24-7895
桑名方面団第10分団詰所	31-7347
桑名方面団第11分団詰所	29-3193
桑名方面団第12分団詰所	32-8268
桑名方面団第13分団詰所	22-9746
多度方面団 第1分団詰所	48-6251
多度方面団 第2分団詰所	48-2190
多度方面団 第3分団詰所	48-6673
多度方面団 第4分団詰所	48-7911
多度方面団 第5分団詰所	48-4778
長島方面団 第1分団詰所	42-5110
長島方面団 第2分団詰所	42-5217
長島方面団 第3分団詰	42-3904
長島方面団 第4分団詰所	42-1443
長島方面団 第5分団詰所	45-1077
長島方面団 第6分団詰所	42-2756

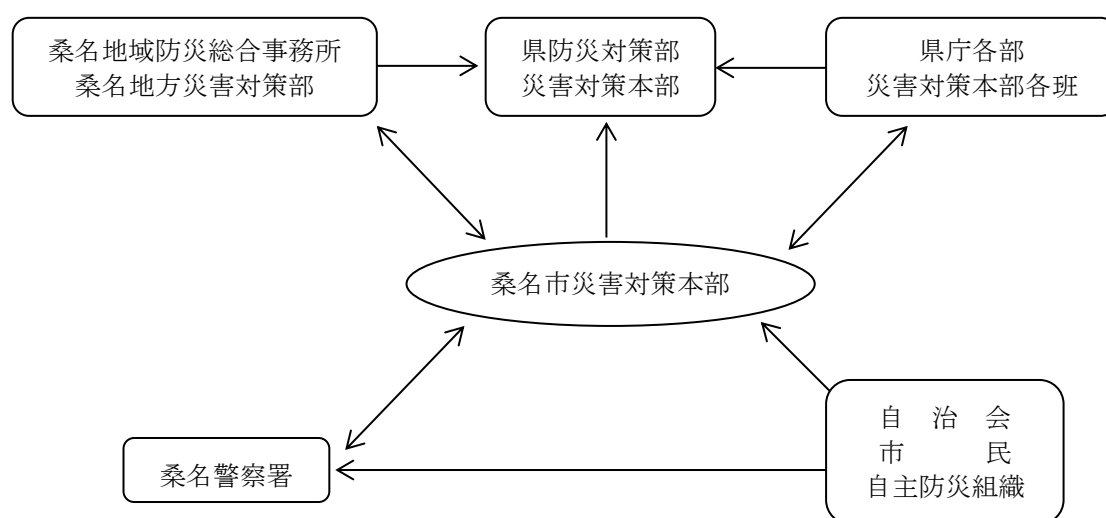
第3部 災害応急対策

2) 無線通信

市内にある無線通信設備は、次のとおりである。（資料編「14 桑名市防災行政用無線管理運用規程」、「15 桑名市地域防災無線協議会規約」参照）

機 関 名	所 在 地
桑名市役所 防災・危機管理課	桑名市中央町二丁目 37 番地
多度地区市民センター	桑名市多度町多度一丁目 1 番地 1
長島地区市民センター	桑名市長島町松ヶ島 38 番地
桑名市消防本部	桑名市大字江場 7 番地
桑名警察署	桑名市大山田一丁目 9 番地
桑名建設事務所	桑名市中央町五丁目 71 番地
国土交通省 木曽川下流河川事務所	桑名市大字福島 465 番地

3) 災害報告系統図



第4節 安否不明者・行方不明者等の氏名等公表

安否不明者・行方不明者等の氏名等公表については、第3章 第5節の内容に準ずる。

第5章 危険物災害の初期の応急対策

第1節 ガス施設災害応急対策計画

災害発生時の被災ガス施設に対する災害応急対策については、本計画のとおりとする。

1. 都市ガス(東邦ガスネットワーク株)

ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガス供給を停止して、火災等の二次災害の防止を図るとともに早期復旧を実施し、更に被災地域以外へは可能な限りガスの供給を継続する。

(1) 災害応急対策に関する事項

1) 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合(警戒体制)又は発生した場合(復旧体制)にあらかじめ定めてある非常体制に基づき、災害対策本部を設置する。

2) 防災要員の確保

勤務時間外の地震発生に備え、気象庁震度階を基準とした自動出社基準を定めておく。勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各防災要員は気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。非常体制が発令された場合は、防災要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本(支)部に出動する。

3) 他事業者等との協力

関係工事会社等との緊密な連絡を確保するとともに、災害発生後ただちに出動要請できる体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき応援を要請する。

(2) 災害時における広報

第3部 災害応急対策

1) 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。また、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。また、地方公共団体とも必要に応じて連携を図る。

(3) 災害時における復旧用資機材の確保

1) 復旧用資機材の調達

本部室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

a) 取引先、メーカー等からの調達

b) 本部室及び各支部相互の流用

c) 他ガス事業者等からの融通

2) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要なとなった場合、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保に努める。

(4) 災害時における危険予防措置

ガスの漏えい等により被害の拡大のおそれのある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講じ、また被害の軽微な地区においてはガスの供給を継続しながら必要な措置を講ずる。

(5) 災害時における応急工事

第3部 災害応急対策

1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

2) 応急工事における安全確保等

作業は、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、防災要員の安全衛生についても十分配慮して実施する。

(6) 災害復旧に関する事項

1) 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

a) 復旧手順及び方法

b) 復旧要員の動員及び配置計画

c) 復旧用資機材の調達

d) 復旧作業の日程

e) 臨時供給の実施計画

f) 宿泊施設の手配、食糧等の調達計画

g) その他必要な対策

(7) 復旧作業の実施

1) 製造設備の復旧作業

ガスの製造を停止した製造設備は、復旧計画に基づき、速やかに復旧する。

第3部 災害応急対策

2) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

a) 高・中圧導管の復旧作業

- ① 区間遮断
- ② 漏えい調査
- ③ 漏えい箇所の修理
- ④ ガス開通

b) 低圧導管の復旧作業

- ① 開栓確認作業
- ② 復旧ブロック内巡回調査
- ③ 被災地域の復旧ブロック化
- ④ 復旧ブロック内の漏えい調査
- ⑤ 本支管、供給管、灯外内管の漏えい箇所の修理
- ⑥ 内管検査及び灯外内管の漏えい箇所の修理
- ⑦ 点火・燃焼試験（給排気整備の点検）
- ⑧ 開栓

2. LPガス(LPガス販売事業者)

LPガス販売事業者は、災害によりLPガス機器等に災害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を講じる。

第3部 災害応急対策

(1) 緊急対策

LPガス使用需要家よりガス漏えい等緊急出動の要請を受けた販売事業者は、その受信の際、容器のバルブの閉栓を指示し、速やかに出動し漏洩部分の修理を行う。その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。また、安全確認後、早期ガス供給を開始する。

(2) 中期対策

- 危険箇所からの容器の引き上げ
- 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給
- 避難所への生活の用に供するLPガスの供給
- 一般家庭への安全総点検、早期LPガスの供給

第2節 危険物施設等の措置

1. 危険物施設

関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、県、市の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。関係機関は連携して地震・風水害対策の次の措置をとる。

- 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
- 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- なお、危険物施設の風水害対策については、「平時からの事前の備え」、「風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策」、「天候回復後の点検」、「復旧の確保」に努める。

2. 火薬保管施設

火薬保管施設は、地震火災、爆発等の危険が大であり、施設の地震被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規定を整備し、自主防災体制を確立しておく。

火薬保管施設の二次災害防止のため、警察、消防機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安に必要な指示を行うとともに、必要に応じ知事又は公安委員会に要請する。

3. 毒物劇物施設

毒物劇物施設が地震による被害を受け、毒物劇物が流出及び飛散又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画による。毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取り扱い者は、毒物劇物の流失及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、桑名保健所、桑名警察署又は桑名市消防本部に届け出る。（毒物及び劇物取締法第 16 条の2）

4. 放射性物質施設

放射性物質施設の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画による。

(1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委任された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

- 1) 桑名保健所
- 2) 桑名警察署
- 3) 桑名市消防本部
- 4) 災害対策本部

(2) 応急措置

第3部 災害応急対策

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生の特報を受けた上記機関は、相互に綿密な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

- 1) 市民に対する広報
- 2) 汚染区域の拡大防止措置
- 3) 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- 4) 避難指示及び勧告
- 5) 被爆者の救出及び救護
- 6) 飲料水汚染地域の取水区機関への連絡
- 7) 輸送中の事故にあつては、販売業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第6章 広報・広聴活動

市及び防災関係機関は、報道機関を通じ、もしくは直接市民に対し、迅速かつ的確に広報並びに広聴活動を行い、市民生活の安定を図る。

1. 要員の確保

各課広報担当者が、企画調整・情報チームと緊密な連携を図り、情報収集に努める。また、必要に応じチーム員を現地に派遣する。

2. 広報の方法と内容

(1) 情報伝達手段

市民に対し、迅速、的確に情報を伝達するとともに、災害時要配慮者に配慮した伝達に努める。

- 一般市民や被災者にとって、必要な情報や注意事項及び市の対策等をその都度、速やかに「記者クラブ」を通じ、報道機関に発表する。情報の急速な推移に適応するため、特にラジオ・テレビの利用を図る。
- 広報車を現地に派遣し、被災した市民に必要な事項を広報する。写真、ポスター等を現地に貼付又は配付する。
- 消防機関、警察、自衛隊は協力して被災者はじめ地域住民への情報伝達を行う。
- 被災地域における避難指示等、緊急情報の周知のため自治会の協力を得る。
- 市防災行政無線（多度地区・長島地区）、災害時緊急メールにより周知する。
- その他、ホームページを含め、あらゆる広報媒体を通じ積極的に広報活動を展開する。

(2) 報道機関への情報の発表

報道機関は、緊急時にきわめて広範囲に迅速な報道が可能であり、市災対本部は、災害復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材についても積極的に協力する。

第3部 災害応急対策

(報道機関名簿)

報道機関名	所在地	電話番号	FAX
中日新聞社桑名通信局	桑名市八間通 21 番地	22-0235	23-6771
朝日新聞社四日市支局	四日市市栄町 9-3	059-352-7181	059-352-7184
毎日新聞社四日市支局	四日市市新正 4-19-31	059-353-6451	059-359-2065
読売新聞社四日市支局	四日市市諏訪町 6-11 ピュアコート 301	059-352-6685	059-351-8738
伊勢新聞社北勢総局	鈴鹿市自由ヶ丘 1-17-1 アジアグランドハイツ 202 号	059-373-4157	059-373-4177
NHK津放送局	四日市市三栄町 3-14 カタオカビル 703 号室	059-353-3351	059-354-9371
中部経済新聞社三重支社	四日市市浜田町 3-12 四日市三交ビル 3 階	059-354-6116	059-329-5333

(3) 情報伝達内容

被災者への情報伝達内容の主なものは次のとおりとする。

- 災害発生状況
- 気象予警報、津波及び地震に関する情報
- 二次災害の危険性に関する情報
- 主要道路情報
- 公共交通機関の情報
- 電気、水道、ガス等ライフライン施設の復旧状況
- 避難所の開設状況

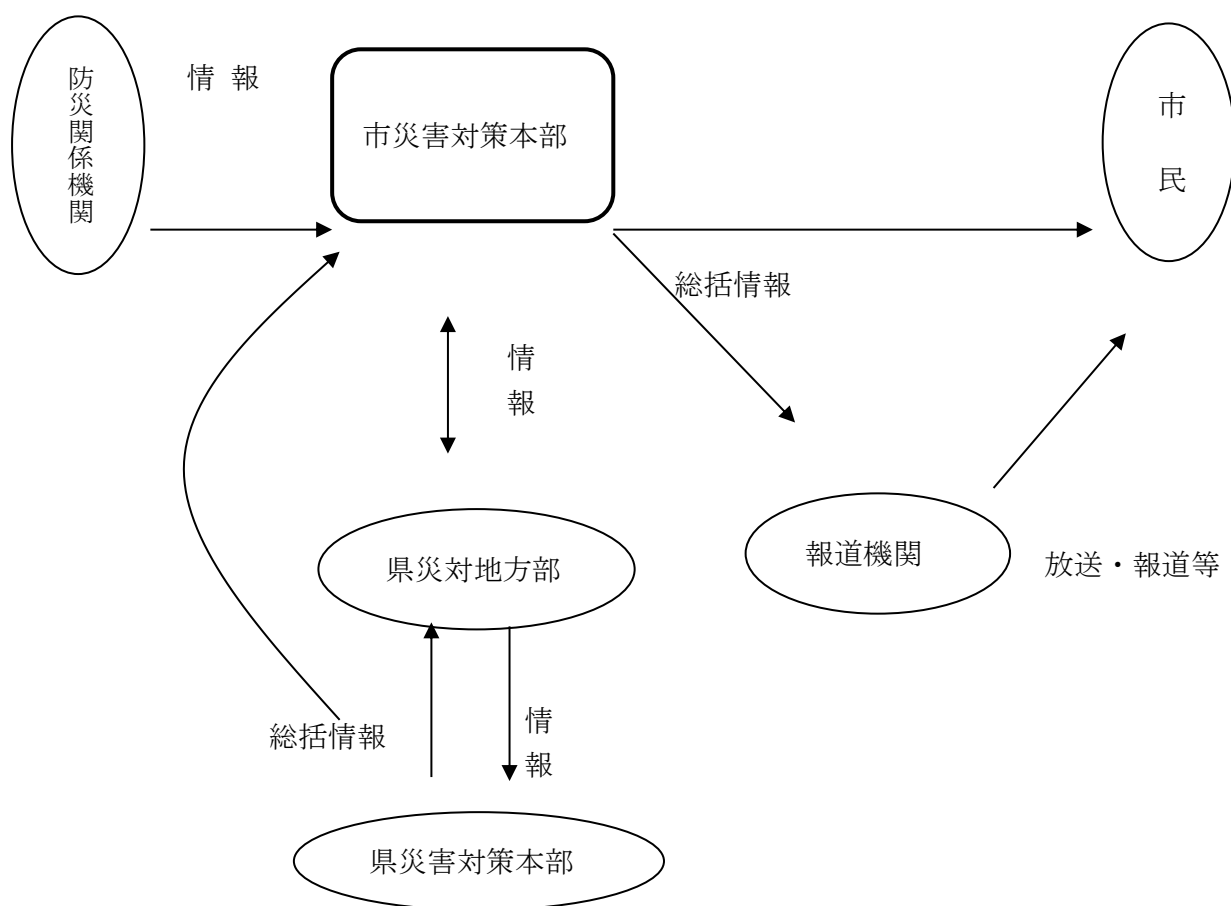
第3部 災害応急対策

- 医療救護所、医療機関等の開設状況
- 給食、給水実施状況
- 衣料、生活必需品等供給状況
- 河川、港湾、橋りょう等土木施設状況（被害状況・復旧状況等）
- 被災者の安否に関する情報
- 市民の心得等市民の心の安心及び社会秩序保持のための必要事項
- その他必要事項

3. 広聴活動の実施

市は、市民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、広聴活動を行う。

4. 被災者等への情報伝達系統図



5. 記録写真の収集及び記録映画の作成

市及び防災関係機関は、災害写真を撮影したときは、その内容を速やかに企画調整・情報チームに連絡する。企画調整・情報チームは機を失せずその収集に努める。また、必要に応じPR用として「災害写真」「災害ビデオ」等を作成する。

第7章 防災関係機関との相互連携

第1節 自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際し、市民の生命及び財産を保護するために自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、次により自衛隊に対し災害派遣を要請する。

1. 要請基準

＜災害派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）＞

- 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関では不可能又は困難であると認められる場合
- 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がない場合

2. 要請方法

(1) 市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請要求書に次の事項を記入し、桑名地域防災総合事務所長を経由して知事に提出する。ただし、事態が急を要するときは、電話又は行政無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。（様式集「様式8 自衛隊の災害派遣要請要求について」参照）また、市長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣要請を求めることができる。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

- 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること）
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容

第3部 災害応急対策

● その他参考となる事項

※緊急時派遣要請要求先電話番号

県防災対策部 災害対策課 059-224-2189

三重県防災行政無線（地上系）8-**-651（衛星系）7-101-651

(2) 知事の派遣要請

市長からの派遣要請の事由が適切と認められる場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書(1通)を次の要請先へ提出する。ただし、事態が急を要するときは、電話又は行政無線等で要請し、事後に文書を送付する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、ただちにその旨を連絡する。

※陸上自衛隊第 33 普通科連隊長

所在地 津市久居新町 975 （一般電話）059-255-3133

三重県防災通信ネットワーク（地上系）8-45-841-**-11

//

（衛星系）8-7-841-11

3. 緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待つ時間的余裕がない場合で、陸上自衛隊第 33 普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある(自衛隊法第 83 条第2項ただし書に規定する自主派遣)。この場合、市長は、陸上自衛隊第 33 普通科連隊長及び航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

4. 災害派遣部隊の活動内容

派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、概ね次のような場合である。

(1) 被害状況の把握(車両、航空機等による偵察)

(2) 避難の援助(誘導・輸送等)

(3) 遭難者等の搜索救助

第3部 災害応急対策

- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開(障害物除去等)
- (7) 応急医務、救護及び防疫
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水の支援
- (11) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通整理の支援
- (13) 危険物の保安及び除去等

5. 自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、ただちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定及びそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物の除去等
- (6) 市民等を応急措置の業務に従事させること

6. 連絡員の派遣

自衛隊は、災害時及び災害が発生するおそれがある場合、県又は市災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連携にあたらせる。

7. 災害派遣部隊の受け入れ

自衛隊の災害派遣が決定したときは、市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- (1) 派遣部隊と市災対本部との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- (4) 市民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

8. 撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は知事及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえで、知事あてに災害派遣部隊の撤収要請を行う。

(様式集「様式9 自衛隊の撤収派遣要請について」参照)

9. 経費の負担

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料

第3部 災害応急対策

- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他必要な経費については、事前に協議しておく。

10. 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

市が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続き及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

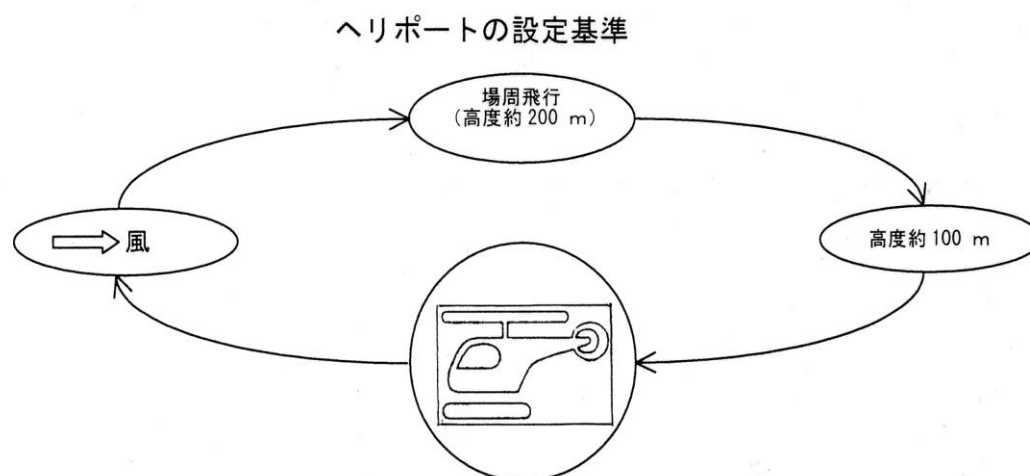
(1) 航空機派遣要請の受入れ準備

派遣要請を行う場合は、前記の要請手続きによるほか、使用ヘリポート名(資料編「16 指定ヘリポート一覧」参照)、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県(防災対策部防災対策総務課)に連絡を行うこと。ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたて着陸前に風向を示しておくこと。あらかじめ着陸場の中央に石灰粉等で直径 10mの⊕印を描いておき、上空からの降下場所選定に備えておくこと。夜間は着陸場(別に指定するものに限る)にカンテラ等により、着陸地点 15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。着陸場と市役所及びその他主要箇所との通信連絡を確保しておくこと。

(2) ヘリポートの取扱いについて

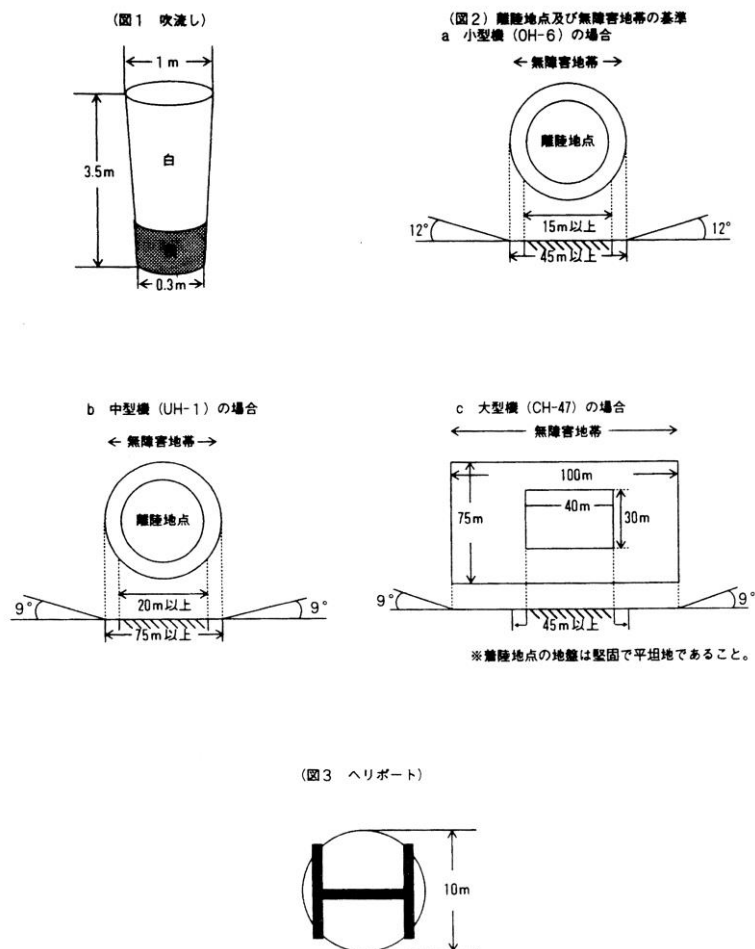
ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分にしておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県(防災対策部消防・保安課)にその概要(略図添付)を報告すること。

- 面積を変更した場合
- 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合
- 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- 既存建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- グラウンド等に隣接する建物、その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障が生じた場合



設定にあたっては次の事項に注意すること。

- ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約 12 度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- 四方に仰角9度(OH-6(小型ヘリコプター)の場合は 12 度)以上の障害物がないこと。また、離着陸に要する地積は(図2)に示すとおりである。
- 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹き流し又は旗を立てること。吹き流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。(図1)
- 着陸地点には石灰等を用いて、⊕の記号を標示して着陸中心を示すこと。(図3)
- 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。
- 大型車両等が進入できること。
- 林野火災対策に使用する場合は面積(100m×100m以上)、水利(100t 以上)を考慮すること。
- ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。



第2節 海上保安庁に対する災害派遣要請

1. 海上保安庁への応急措置の実施要請

(1) 知事の派遣要請

知事は、市長からの要請を受け、その要請の事由を適当と認めた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第5節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置実施要請書により第四管区海上保安本部長へ応急措置の実施要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

第3部 災害応急対策

○ 派遣要請窓口：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課

《応急措置の実施要請事項》

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、県が行う災害応急対策の支援

《要請書に記載する事項(例)》

- ① 災害の状況及び応急措置を必要とする事由
- ② 応急措置を希望する期間
- ③ 応急措置を希望する区域及び活動内容
- ④ 連絡場所及び連絡者
- ⑤ その他参考となる事項

(2) 応急措置の受入体制の整備

知事は、海上保安庁の応急措置の実施が決定したときは、市にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整にあたる。

(3) 経費の負担区分の協議

応急措置活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請

市町長からの撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の必要がなくなつたと認める場合、知事は、市その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、撤収要請書により、撤収の要請を行う。

2. 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求

(1) 手続き

市長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、桑名地域防災総合事務所長等を経由し、応急措置実施要請書により、知事へ応急措置の実施要請を求めるものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。なお、市長が知事に応急措置の実施要請を求められない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

《支援要請事項》

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、県が行う災害応急対策の支援

(2) 応急措置の実施部隊の受入体制の整備

市は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 応急措置の実施部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④ 市民の協力
- ⑤ 応急措置の実施部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

第3部 災害応急対策

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ撤収要請書により、撤収の要請を行う。

第3節 三重県防災ヘリコプター支援要請

市長は知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」の定めるところにより行うが、その概要は次のとおりとする。

1. 要請の原則

現に災害が発生し又は発生するおそれのある場合で、次のいずれかに該当するとき、市長（消防長）は知事に対して応援要請をする。

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外には適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2. 要請方法

知事（防災対策部消防・保安課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出する。（様式集「様式 13 防災ヘリコプター緊急運航要請書」参照）

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況

第3部 災害応急対策

- (4) 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制(資料編「16 指定ヘリポート一覧」参照)
- (6) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要事項

緊急時応援要請連絡先

消防・保安課 防災航空隊 (緊急専用回線) TEL 059-235-2558

FAX 059-235-2557

防災G 三重県防災行政無線(地上系無線電話) 8-* -651

// // (衛星系無線電話) 7-101-651

3. 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第4節 相互応援協定等による応援協力要請

大規模な風水害が発生し、現有の災害対応能力を超える災害規模であると判断され、次に該当すると認める場合は、本部長は速やかに防災関係機関等に応援を要請する。特に、被害が全市域にわたる大規模災害時には、被害状況の把握に時間を要することが考えられることから、発災直後から防災関係機関等と連絡を取り合うなどして、応援要請の機を失しないことが重要である。

1. 応援要請発動の基準

- (1) 各部、本部間の応援をもってしても応急対策の実施が困難と認める場合。
- (2) 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合。
- (3) その他本部長が応援要請の必要があると認める場合。

2. 職員派遣等の法的根拠

大規模災害発生時に防災関係機関等に職員派遣を要請する法的根拠は次のとおりである。

対策等	依頼先(内容等)	根拠法令等
地方自治体等への応援要請	指定地方行政機関等の長(職員の派遣要請)	災害基 29-2
	知事(指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請)	災害基 30-1,68
	知事(他の自治体職員の派遣あっせん要請)	災害基 30-2,68 自治 252 の 17
	他の市町長(応援の要求)	災害基 67
	知事(応援の要求及び応急措置の実施要請)	災害基 68
	応援協定自治体の長 (物資・資機材・車両提供・職員派遣等)	自治体相互 応援協定
自衛隊への派遣要請等	知事(自衛隊の派遣要請)	災害基 68 の 2-1
	自衛隊 (知事に派遣要請の要求ができない場合の通知)	災害基 68 の 2-2
防災関係団体等	消防本部等(消防相互の応援等)	消組 39

への応援要請	知事(消防庁長官に対する応援要請)	消組 44
	防災関係機関等(協定等に定める事項等)	各種応援協定等

(凡例)災害基:災害対策基本法／自治:地方自治法／消組:消防組織法

3. 協定先

資料編「17 災害時応援協定一覧」のとおりとする。

4. 協力要請方法

(1) 自治体相互応援協定

大規模な災害等の事態が発生し、本市単独では十分に応急措置が実施できない場合に、協定を締結している自治体に対し応援の要請を行う。

(2) 民間団体等との応援協力

広報活動、食料等物資の供給、その他の応急措置について必要と認めるときは、協定等を締結している民間団体に対し応援の要請を行う。

5. 活動内容

各協定内容に従い、実施する。

6. 各協定等に基づく応援要請

応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定等の各協定、災対法第 67・68 条、「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、市長が他の市町村や県等に応援を求める。

7. 受援体制

応援を要するチーム等は、以下の措置等を踏まえ、速やかに受け入れ体制の確保に努める。

第3部 災害応急対策

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援が必要な被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートをただちに離発着できるように準備する。

(5) 受入れ要員の宿泊場所

状況を勘案しながら災害時応援要員等の宿泊予定場所一覧等の中から適宜確保する。

8. 応援体制

被災市区町村へ応援を行う場合、三重県市町災害時応援協定及び災対法第 67 条、第 72 条並びに第 74 条の2第4項や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づく応援の要請について、受理を行う。また、個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、その定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

第8章 消防活動

本計画により、各種災害に対処するため消防職団員を適正に配置するとともに、消防施設の整備充実に努めて有事即応の実をあげ、もって災害による被害の軽減を図る。

第1節 配備体制

1. 消防職員の配備

「桑名市警防活動の体制に関する規程」に基づく。

2. 消防団員の配備

「桑名市消防団災害等活動要領」、「桑名市消防団津波災害時の行動基準」及び「桑名市消防団高潮災害時の行動基準」に基づく。（資料編「40 桑名市消防団災害等活動要領」、「41 桑名市消防団津波災害時の行動基準」及び 42「桑名市消防団高潮災害時の行動基準」参照）

第2節 災害出場体制

1. 消防職員の出場体制

風水害、地震等により災害が発生し、又は傷病者が発生したときは「桑名市警防活動の出場に関する規程」に基づく。

2. 消防団の災害出場区分

(1) 第1出場

1) 桑名方面団の出場区分による 地元分団車両

2) 多度方面団の出場区分による 地元分団車両

3) 長島方面団の出場区分による 地元分団車両

第3部 災害応急対策

(2) 第2出場

- 1) 桑名方面団の出場区分による 地元分団車両、隣接分団車両 計3車両
- 2) 多度方面団の出場区分による 地元分団車両、隣接分団車両
- 3) 長島方面団の出場区分による 地元分団車両、隣接分団車両

(3) 特命出場

消防団長の状況判断による必要台数

(4) 応援出場

他市町から応援要請を受けた場合、又は消防団長の命により出場する。

第3節 消防広域応援等

消防長は、消防組織法第39条、第44条及び第44条の3の規定に基づく消防広域応援のため、出動区域外へ消防部隊を出動させる必要があると認める場合は、当該応援に必要な消防部隊を編成して出動させる。また、災害の規模及び状況により本市の消防力で対応できない場合についても、消防組織法第39条及び第44条により応援を求める。詳細については、「三重県消防広域応援基本計画」「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」「緊急消防援助隊運用要綱」等による。（資料編「18 三重県消防広域応援基本計画」参照）

第4節 警防体制

市長が火災警報を発したときは、次の処置をとる。

- (1) 広報車などにより市内を巡回して火の使用制限など火災予防の周知徹底を図る。
- (2) 消防団に対して協力の要請を行う。

第5節 機械等の点検整備

毎日始業点検を行うとともに、防災用資機材を点検して、常に有事即応の体制を整える。

第6節 救急救助

風水害、地震等により災害が発生し、又は傷病者が発生したときは「桑名市警防活動の出場に関する規程」に基づく。（資料編「43 桑名市警防活動の体制に関する規程」「44 桑名市警防活動の出場に関する規程」参照）

第9章 医療・救護活動

第1節 実施体制

1. 医療救護所の設置

医療救護所の設置場所は、桑名市防災拠点施設及び市内の中学校とする。

2. 救護体制の確立

医療救護所の設置、医療救護班等の編成、出動について（一社）桑名医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておく。

3. 支援体制

患者搬送手段の確保や医師、看護師等の不足する人員を補充する支援体制について桑名保健所、消防、警察、自衛隊、近隣市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、ボランティア団体、マスコミ等と広域的な連携を図る。

4. 実施内容

救急医療を円滑に実施するため、災害対策本部、（一社）桑名医師会及び関係機関は次の業務を行う。

- 病院等医療機関の被害状況の把握
- 医療救護所の設置及び医療救護班の編成
- 緊急医療・救護活動の実施
- 県及び近隣市町村への応援要請
- 負傷者の搬送

第3部 災害応急対策

- 医薬品、衛生材料の確保
- その他必要な事項

5. 情報収集と伝達

医療施設の診察状況、負傷者等の収容状況等の情報を迅速に把握し、伝達するように努める。

第2節 医療・救護活動

1. 実施責任機関

原則として、被災地等に対する医療及び助産の救助は、市が実施することとする。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の指示により救助にあたることとする。また、知事は必要と認めるときは、市長に委任することができる。県は、市長から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、県医療救護班等を現地に派遣するなど医療及び助産の救助を行う。

2. 対象者

医療及び助産の対象者は次のものを対象に実施する。

(1) 医療救助

医療を必要とする負傷者又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 助産救助

災害のため助産の途を失った者、又は災害発生時(災害発生前後7日以内)に分娩した者

3. 班の編成

医療保健チームは(一社)桑名医師会に対し、必要に応じて医師、看護師等の派遣要請を行う。

(1) 医療救護班の編成

第3部 災害応急対策

医療保健チームは、（一社）桑名医師会、地方独立行政法人 桑名市総合医療センター、その他関係機関等の協力を得て医療救護班を編成する。医療救護班の編成基準は、1班の編成は概ね次の基準による。ただし、必要に応じて編成人数を増減し、また専門分野の要員（医師・助産師・薬剤師等）を加えることとする。

医師	1～2名
看護師又は保健師	2～5名
事務職員等	1～2名

(2) 医薬品等の搬送要員

医療保健チームは、各医療救護所の医師及び看護師の指示を受け、医薬品、衛生材料等の調達を行う。

医薬品の搬送要員の編成基準	医療保健チーム職員2名
---------------	-------------

4. 実施方法

(1) 医療救護所の設置

市は、被災状況に応じて医療救護所を設置し、（一社）桑名医師会への医療救護班の派遣を要請する。

1) 設置方法

- a) 市災対本部の決定による設置
- b) 桑員地区災害医療対策本部（桑名保健所）からの要請による設置
- c) （一社）桑名医師会からの要請による設置

2) 医療救護所の役割

第3部 災害応急対策

- a) 医療のトリアージ
 - b) 応急措置
 - c) 周辺医療機関への搬送指示
 - d) 遺体の一時収容
 - e) 遺体の検視・検案に対する協力
- 3) 医療救護所におけるトリアージ

医療救護所において行われるトリアージは、医師により行い、「保留群(緑)」「準緊急治療群(黄)」「緊急治療群(赤)」「死亡群(黒)」の4分類とする。

(2) 医療機関による方法

市は、医療救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間、又は被災地及び被災地周辺の医療機関によって医療等を実施することが可能なときは、当該医療機関の協力を得て医療救護所として指定する。

(3) 患者搬送及び収容の実施

市は、医療救護班又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者については、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施する。また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施する。

(4) 応援等

市は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能であるときは、県災対地方部長に県医療救護班の派遣要請等を行う。

- 1) 要請を受けた県災対地方部長は、医療救護班を派遣し、応急措置をする。
- 2) 1)による救護活動が困難である場合、県災対地方部長は、県災対本部長に対して医療救護班の派遣要請を行う。県災対本部長は、県災対地方部長からの要請又はその他により県災対本部において直接実施又は調整の必要を認めたときは、県災対本部、日赤、国立病院及び医師会等の医療救

第3部 災害応急対策

護班の派遣又は関係病院への収容等応急の措置をとる。

3) 県災対本部長は、2)によっても救護活動が不足するときは、隣接する県に対し応援を要請する。

5. 備蓄医療資器材

資料編「27 救護所における備蓄医療資器材一覧」参照

第3節 搬送

消防機関は、知事又は市長から要請のあったとき、もしくは自らの判断により必要と認めたときは、ただちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ傷病者を医療機関等に搬送する。また、市長は緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができる。（様式集 様式 13 防災ヘリコプター緊急運航要請書」参照）

第4節 医薬品等の確保

1. 医薬品・衛生材料等の確保

災害時における医薬品・衛生材料等が円滑に供給できるよう、市は関係機関と緊密に連携し、医薬品・衛生材料等の確保に努める。また、確保が困難であるときは、桑名地区災害医療対策本部（桑名保健所）へ医薬品等の供給を要請し、医薬品等の供給を受ける。

（関係機関）

三重県医薬品卸業協会……………医薬品・衛生材料の確保

三重県内薬剤師会……………医薬品・衛生材料の確保

三重県医薬品登録販売者協会………医薬品・衛生材料の確保

三重県薬事工業会……………医薬品・衛生材料の確保

三重県医薬品配置協議会……………医薬品・衛生材料の確保

第3部 災害応急対策

輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに要請する。

ガスえそウマ抗毒素は、県が備蓄する。

(⇒備蓄場所 三重県赤十字血液センター 電話 059-229-3580)

2. 医薬品・衛生材料等の供給と技術援助

災害時医療が迅速かつ円滑に実施されるため関係機関は、救急医療機関の要請により医薬品、衛生材料等の供給にあたるとともに、職能に応じ技術援助に協力する。

3. 医薬品、衛生材料等供給機関

医薬品、衛生材料等の供給に関し、各種協会に属する関連業者等に協力を要請する。(資料編「29 医薬品・衛生材料等の供給先一覧」参照)

4. 医療・助産機関

資料編「28 医療・助産機関一覧」のとおりとする。

第5節 保健活動(心のケア含む)等の実施

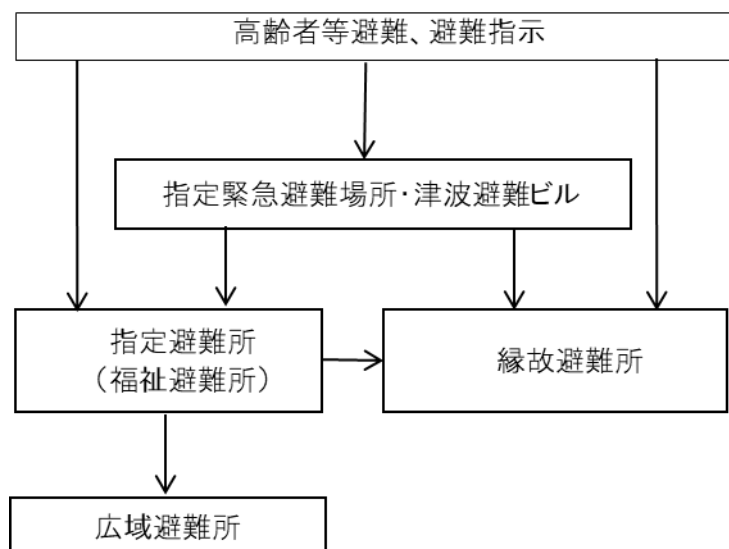
被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて、健康に関する相談窓口(心のケア、栄養に関する助言を含む)を設けるなど、別で定める「桑名市災害時保健活動マニュアル」に基づいた活動を行う。なお、災害時要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、状況に応じて、介護職員等の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、福祉避難所への入所も検討する。

第10章 避難と受け入れ

第1節 避難の流れ

市民が自ら避難する場合又は職員等が市民を避難誘導する場合は、次の図の流れによる。

【避難誘導の流れ】



第2節 高齢者等避難及び避難指示の発令及び避難誘導

本部長は、洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等が発生し人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合、同時多発の火災が拡大延焼し危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他市民の生命及び身体を災害から守るため必要と認めるときは、当該地域住民に対して高齢者等避難及び避難指示を発令し、適切な避難誘導を実施する。

1. 基準

(1) 高齢者等避難、避難指示の類型

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報
警戒レベル1	最新の防災気象情報などに留意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 注：大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合 (気象庁が発表)
警戒レベル2	ハザードマップで災害の危険性のある区域や避難場所、避難経路、避難のタイミングの再確認など、避難に備え、自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)
警戒レベル3	避難に時間がかかる高齢者や障がいのある方、避難を支援する方などは危険な場所から避難する。それ以外の方も普段の行動を見合わせたり、いつでも避難できるように準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難する。	高齢者等避難 (市町村が発令)
警戒レベル4	対象地域の方は全員速やかに危険な場所から避難する。	避難指示 (市町村が発令)
警戒レベル5	災害が発生又は切迫している状況であり、直ちに安全な場所で命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保 (市町村が発令)

(2) 高齢者等避難・避難指示の基準の策定等

高齢者等避難・避難指示等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、市民への周知徹底に努める。また、本部長不在時における避難指示等の発令について、その基準に遅れを生じることがないように代理を定めておく。

【高齢者等避難、避難指示の基準となる状況】

第3部 災害応急対策

- 避難のための指示が必要な事態として想定される状況。
- 洪水や浸水、高潮等が発生し避難が必要な状況。
- がけ崩れ等の発生の可能性がある状況。
- 土砂災害警戒情報が発表された状況。
- 火災による危険が迫っている状況
- 危険物・高圧ガスの流出拡散がある状況。

2. 避難指示を行う者と根拠法

避難指示を行う者は、次のとおりである。

実施責任者	種類	災害の種類、内容	根拠法
市 長	指 示	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官	指 示	災害全般 市長が指示できないと認められる場合又は市長から要請があった時	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた県の職員	指 示	洪 水 地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者 (市長)	指 示	洪 水	水防法第 29 条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	指 示	災害全般 災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができる	自衛隊法第 94 条

第3部 災害応急対策

(1)市長の指示(災害種別に限定なし)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要があると認められるときは、市長は立ち退きを勧告し、急を要すると認められるときは立ち退きを指示する。この場合、市長は速やかにその旨を知事に報告する(災対法第 60 条)。また、市長不在の場合は、副市長をもってその代理とする。なお、避難指示が発せられなくても状況により避難が必要な場合、その地域の市民は実情に応じ自主的に避難する。

(2)知事の指示

知事は災害が発生した場合において、当該災害の発生により市長が避難のための立ち退き勧告及び立ち退きの指示を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施する(災対法第 60 条第5項)。

(3)警察官等の指示(災害種別に限定なし)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき又は市長から要求があったときは、警察官等は自ら立ち退きを指示する。この場合警察官等は、速やかにその旨を市長に通知する(災対法第 61 条)。災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場の危害を避けさせるため、その場にいる者を避難させる。この場合、その旨を公安委員会に報告する(警察官職務執行法第4条)。

(4)洪水のための指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立ち退きを指示する(水防法第 29 条)。水防管理者が上記指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する(水防法第 22 条)。

3. 誘導体制

本部長は、避難誘導にあたっては、次のことを実施する。

- 消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、市民が迅速かつ安全に避難できるよう組織的な避難誘導に努める。
- 避難誘導にあたっては、安全な避難経路を選定し、必要に応じて誘導員を配置するなど事故防止に努める。

第3部 災害応急対策

- 避難誘導を行う際には、災害時要配慮者に配慮して行う。
- 津波避難の誘導にあたっては、誘導員が津波に巻き込まれることのないよう、活動範囲や活動可能時間等に十分配慮して実施する。

4. 広域避難場所への誘導

市街地大火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、全チームが連携し、市街地大火災の輻射熱から市民の安全を確保するために、次の方針で市民を広域避難場所へ誘導する。

○桑名地区は、総合運動公園へ誘導する。

○多度地区は、多度アイリスパークへ誘導する。

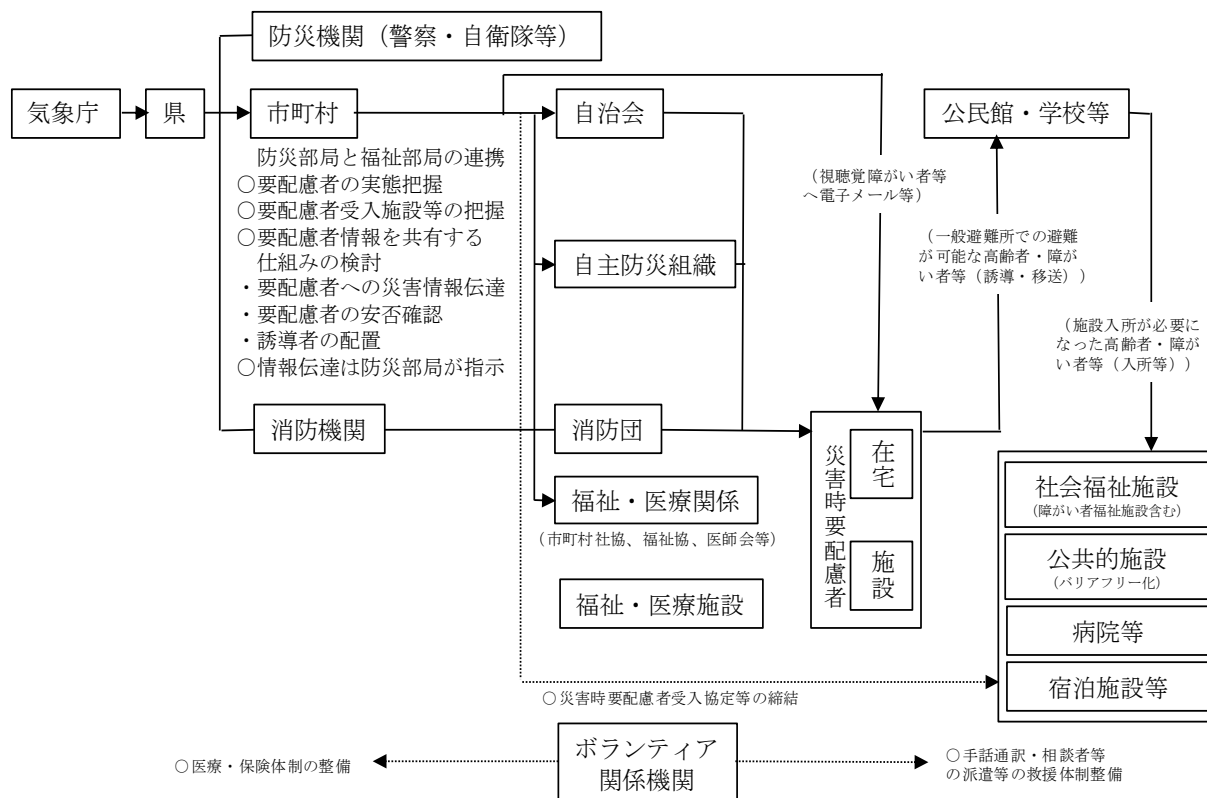
○長島地区は、長島運動公園へ誘導する。

5. 災害時要配慮者の誘導

防災部局と福祉部局（医療保健チーム、避難所・教育チーム）との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要配慮者と接している桑名市社会福祉協議会、民生委員、児童委員、介護保険事業関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、災害時要配慮者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定等、災害時要配慮者の避難誘導體制の整備に努める。また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。

第3部 災害応急対策

(災害時要配慮者の避難誘導に係る措置フロー)



6. 災害時要配慮者が利用する施設への情報伝達

水防法第 15 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、浸水想定区域内にある高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する災害時要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図れるよう、洪水情報及び高齢者等避難、避難指示等を伝達する。（資料編「19 浸水想定区域における災害時要援護者施設一覧」参照）

7. 観光客対策

市内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光関連団体等との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策を講じるなど観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を促進し、観光関連事業者等による避難誘導体制を検討する。

8. 避難情報の活用

集中豪雨時等において、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要配慮者等、特に避

難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を必要に応じて伝達する。

第3節 高齢者等避難及び避難指示の周知

1. 高齢者等避難又は避難指示の内容

高齢者等避難又は避難指示は、次の内容を明示して行うこととする。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等

2. 避難の周知徹底

本部長及び防災関係機関は、避難のため立ち退きを勧告、指示したとき、高齢者等避難又は避難指示を発表したとき又は承知したときは、その地域の居住者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図るものとし、その実施にあたっては、災害時要配慮者に十分配慮するよう努める。

(1) 関係機関相互の通知及び連絡

本部長等は、高齢者等避難又は避難指示を発表し、避難のための立ち退きを勧告、あるいは指示等を承知したときは、防災関係機関に通知又は連絡する。

(2) 市民等に対する周知

1) 事前処理

本市及び防災関係機関は、避難のための立ち退きの万全を図るため、避難場所及び避難経路等をあらかじめ市民に周知徹底させておく。

第3部 災害応急対策

2) 指示等の周知徹底

本部長は、高齢者等避難又は避難指示を発表したとき又はその通知を受けたときは、防災関係機関と協力して以下の手段その他実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- a) 同報系無線による周知(多度地区、長島地区に限る)
- b) 広報車による周知
- c) エリアメール等の活用による周知
- d) 放送等による周知
- e) 災害時要配慮者等、特に配慮を要する者に対する避難情報の提供

3) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせる信号は、次による。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付	1分	1分	1分
サイレン信号	5秒	5秒	

第4節 避難の方法

1. 避難の順序

防災部局と福祉部局との連携のもと、災害時要配慮者の避難支援計画の実施等に努めるものとし、避難立ち退きの誘導にあたっては、災害時要配慮者を優先して行う。また、災害時要配慮者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うこととする。

2. 移送方法

避難立ち退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各自行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立ち退き不可能な場合においては、市において車両等により行う。

3. 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、市にて措置できないときは、県災対地方部に避難者移送の要請をする。また、事態が急迫しているときは、近隣市町、警察署等に直接連絡し実施する。

4. 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立ち退きについて適宜の指導をする。

第5節 高齢者等避難及び避難指示の解除

本部長等は、高齢者等避難及び避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努める。

第6節 警戒区域の設定と解除

1. 警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合、次表に示す設定権者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外の者に対して、立入りを制限し、もしくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

【警戒区域の設定権者と根拠法】

設定権者	災害種類	内 容(要 件)	根 拠 法
市 長	災害全般	災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。	災対法 第 63 条
知 事	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	災対法 第 73 条

第3部 災害応急対策

警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合又はこれらの者から要求があった場合は、警戒区域を設定する。	災対法 第 63 条
警察官	火 災	消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合又は消防吏員若しくは消防団員から要求があった場合は、消防警戒区域を設定する。	消防法 第 28 条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災対法 第 63 条
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防法 第 28 条
消防長又は消防署長	火 災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがある場合は、火災警戒区域を設定する。	消防法 第 23 条 の 2
警察署長	火 災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は、火災警戒区域を設定する。	消防法 第 23 条 の 2
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	洪 水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法 第 21 条

※警察官は、消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいない又は要求があった場合は、警戒区域を設定できる。

2. 規制の実施

本部長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から関係者以外の退去又は立入禁止の措置をとる。また、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、防犯、防火のパトロールを行う。

3. 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。

第7節 避難所の開設及び運営

本部長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合には、必要に応じて避難所を開設し、市民等を一時的に収容し保護する。なお、被災地域が広範囲で甚大な被害となり、市内に避難所を設置することが困難と判断される場合は、知事等と協議し、隣接市町等に収容を要請するか、あるいは隣接市町等の建物・土地を借り上げて避難所を開設する。

1. 避難者

住居が全壊(全焼)、流失、半壊(半焼)、床上浸水等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要のある者とする。

2. 開設方法

(1) 津波警報・大津波警報が発表された場合

1) 勤務時間内

浸水想定区域内の避難所については、職員等が緊急避難場所としての機能を確保し、そのうえで浸水想定区域外へ退避する。浸水想定区域外の避難所については、避難所担当職員が避難所として開設する。

2) 勤務時間外

浸水想定区域内の避難所について、震度5強以上の場合は地震自動解錠ボックス内の鍵を使用するなどして、避難者が緊急避難場所として利用する。浸水想定区域外の避難所については、地震自動解錠ボックス内の鍵を使用するなどして、避難者もしくは避難所担当職員が避難所を開設する。

(2) それ以外の場合

災害対策本部長又は地震災害警戒本部長の指示により、避難所担当職員は必要な避難所の開設を行う。

3. 設置方法

前記1の収容者を避難所開設予定場所に収容するが、緊急に避難することを要する場合には、地域の実情に応じた近隣の適当な施設、空き地等に避難させる。（資料編「11 指定避難所・緊急指定避難場所・福祉避難所一覧」参照）さらに、災害時要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。本市における災害の様相が深刻で、市内に避難所を設置できないときには、知事及び関係市町長と協議し、隣接市町長に市民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。本部長が避難所を設置したときは、その旨を公示し責任者を任命して避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。市民が本部長の指示に基づかず勝手に親せき、縁者等の住家に集まって避難所と称しても認めることはできない。

4. 収容及び設置状況の報告及び諸帳簿

(1) 設置報告及び収容状況報告

前号の避難所を設置したときは、ただちに開設状況について知事に報告する。（様式集「様式 14 避難所の設置及び収容状況」、「様式 15 避難の指示・即報」参照）

1) 避難所開設の日時及び場所

2) 箇所数及び収容人員（避難所別）

3) 開設期間の見込み

(2) 整備保存すべき諸帳簿

避難所・教育チームリーダーは、責任者を派遣（駐在）して避難所の管理運営と収容者の保護をさせるとともに、収容日誌等を作成させ、また下記の事項について記録させる。

- 避難所開設用施設及び器物の借上げ状況（様式集「様式 14 避難所の設置及び収容状況」参照）
- 避難所収容者及び避難所外避難者（様式集「様式 16 避難所収容者名簿」）
- 避難所用物品の受払い（様式集「様式 17 避難所用物品受払簿」参照）

- その他関連事項

5. 運営管理

本部長は、避難所の運営にあたっては、次の点に留意して、適切な管理を行う。

- 避難所における情報の伝達、食料の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対して協力を求める。
- 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、避難者にかかるニーズの早期把握に努めることとする。また、外国人向けに避難所において多言語標記、「やさしい日本語」、ピクトグラムなどの活用を努める。
- 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮することとする。
- 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。
- 避難所の安全を確保するため、夜間を含め避難所の出入り口や避難所内での警備体制の確保に努める。
- ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて医療救護所等を設ける。
- 災害時要配慮者の心身の健康状態に特段の配慮が必要であることから、福祉事業者、ボランティア団体等の協力得て、必要に応じて福祉避難所等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の貸与等適切な支援が行われるよう努める。
- 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期

第3部 災害応急対策

化を図るよう努める。

- 避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。

6. 開設の期間

災害救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長を行うことができる。一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をした後、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指導し、できる限り短期間にとどめることとする。帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、交通情報等の迅速な提供により、安全が確認され次第早期の帰宅を促すこととする。

7. 費用

災害救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は、資料のとおりとする。（資料編「20 災害救助法による救助の程度と期間」参照）

8. 災害時要配慮者への対応

市は自主防災組織、ボランティア、民生委員等に対し、避難所で生活する災害時要配慮者への支援ニーズ把握の協力を依頼し、必要な措置を関係機関に要請する。また、県の協力を得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等による支援活動を行う。

第11章 輸送力及び輸送拠点の確保

災害発生に際し、被災者の避難、救助物資及び応急対策用資材の輸送（以下「災害輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うため、車両、船舶等及びこれに要する労務を確保し、その有効かつ適切な利用により、作業の万全を期する。また、他地域からの緊急物資等の受入や一時保管及び各避難所等のニーズに応じた物資の配送のために、桑名市防災拠点施設を地域内輸送拠点とする。

第1節 実施機関

災害輸送は市において行うが、市において処理できないときは、県災対地方部を通じ、県災対本部に車両その他輸送力の確保あるいは輸送及び移送について応援要請する。

第2節 緊急輸送道路

応急対策に必要な緊急輸送道路を決定し規制を行うとともに、指定された緊急輸送道路に障害物等がある場合は、ただちに道路啓開・復旧活動を行い、輸送路の確保にあたる。（資料編「37 緊急輸送道路図」参照）

1. 緊急輸送道路

- 高速自動車道、国道等の主要幹線道路
- 防災上の拠点となる施設（市本庁舎・地区市民センター・まちづくり拠点施設・桑名市防災拠点施設・避難所等）への連絡道路
- 上記を補完する道路

2. 緊急輸送道路確保における交通規制

被災直後、緊急輸送道路として利用する道路の交通規制を行い、以後の輸送が円滑に行われるようにする。道路規制については、道路管理者が市災対本部・県・他市町及び警察と連絡調整し行うものとする。

第3部 災害応急対策

(1) 道路規制

道路管理者は、災害により交通が危険であると認められる場合、道路規制を実施するものとする。

(2) 交通管理者

緊急輸送道路における市内への進入を抑制するため、また緊急輸送道路確保のため、港・ヘリポート周辺の交通規制を実施するものとする。

(3) 車両規制

交通規制時に通行可能な車両は、緊急通行許可標章を所持する車両とする。

3. 路上放置車両等に対する措置

災対法第 76 条第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより被災者応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。ただし、現場に管理者等がいなかったため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。また消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいなかった場合に限り、上記のことに關して警察官の取った措置を行うことができる。ただし、消防吏員の取った措置については、ただちに所轄警察署長に通知しなければならない。さらに、災対法第 76 条第 6 項に基づき、道路管理者はその管理する道路における車両の通行が停止するなどにより、緊急通行車両の通行の妨害となるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動するなどの必要な措置をとることを命じることができる。

4. 道路啓開・応急復旧

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。市内国道・県道等が災害により通行に支障があると察知した場合は、当該道路管理者に通報し、道路啓開・応急復旧の実施を要請する。

第3節 輸送方法

災害輸送は災害の状況、移送人員数、輸送物資等を検討し、次の方法のうち最も適切な方法をもって行う。

第3部 災害応急対策

- (1) 貨物自動車、乗合自動車による輸送
- (2) 鉄道、軌道等による輸送
- (3) 船舶、舟艇等による輸送
- (4) 航空機等による輸送
- (5) 作業員等による輸送

第4節 輸送力の確保

1. 緊急輸送車両等の確保

自動車等輸送力の確保については、原則として市所有の車両を使用するが、なお不足するときは、事業所所有の車両借り上げを依頼するほか、災害応援協定に基づき、桑名・員弁広域連合並びに県災対本部に応援を要請する。（資料編「21 市有車両の保有状況」参照）

- (1) 車両及び船舶等の確保については、概ね次の順序による。

- 1) 市が所有する車両等
- 2) 防災関係機関所有の車両等
- 3) 市内営業者所有の車両等

所有機関名	企業数	保有総数(台)
トラック協会	24	373
タクシー協会	3	108
バス会社	2	138（うち路線 108）
建設業協会	25	
ダンプ		263
バックホウ		266
ユニック		8
クレーン付トラック		6
ブルドーザー		226

第3部 災害応急対策

- 上記の車両の緊急輸送道路への進入に際しては、公安委員会が発行する緊急通行許可標章を必携とする。

4) 船舶

本 船	船外機船
185	239

2. 燃料の確保

災害発生時における各種応急対策に必要な燃料については「災害時における石油類燃料の調達に関する協定(令和元年 11 月 11 日改訂)」に基づき、供給を受ける。

3. 輸送記録の整備

市は、車両の使用状況、輸送費内訳、その他輸送に関する記録を整備保存しておく。

第5節 輸送範囲

応急救助のための輸送の範囲は概ね次のとおりであり、その期間は当該救助が認められる期間とする。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救済用物資の輸送
- (6) 遺体の搜索
- (7) 遺体の処理

第6節 燃料の確保

災害発生時における各種応急対策に必要な燃料の確保については、応援協定に基づき、下記により供給を受ける。

業 者 名	所 在 地	電話番号
三重県石油商業組合桑名支部 (糸見石油店)	桑名市長島町白鷄 26	45-0603

第7節 輸送拠点

1. 陸路からの物資等の受入及び配送拠点

- (1) 桑名市防災拠点施設

2. 海路からの物資等の受入及び配送拠点

- (1) 住吉(E)防災栈橋
- (2) 船頭平(D)防災栈橋
- (3) 船頭平(F)防災栈橋
- (4) 上之郷地区係船施設

第8節 障害物の除去

災害のため排出された土砂、流木等の障害物により、市民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、障害物を除去して市民生活を安定させ、又は交通路を確保して、必要物資の輸送を円滑に行う等の応急対策を講ずる。

1. 実施機関

道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市長が行う。山(崖)崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は市が行う。

2. 対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- 市民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- その他公共的立場から除去を必要とする場合

3. 方法

実施者は、自らの組織、労力、機械器具等を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が生じないように実施する。実施者は、除去すべき廃棄物等は、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

4. 除去後の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、概ね次の場所に集積又は保管する。

- 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所
- 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

第12章 飲料水、物資等の供給

第1節 給水

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、実施体制を確立し、生活用水、医療用水等を確保し、応急給水活動を実施する。

1. 実施体制

災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、応急給水活動を実施する。また、市は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の備蓄水量により1日1人3リットルの飲料水を供給するものとし、その後は仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保する。この場合、市において、その総力をあげても困難なときは、県、市町及び水道事業体で構成される「三重県水道災害広域応援協定」および「桑名市水道施設被災時における応援業務に関する協定」に基づき、他市町や水道事業体等の応援を得て応急給水などを行う。

2. 生活用水の確保

市は、災害時の震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、溜池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して飲料水として適することを確認したうえで供給する。また、生活用水の水質検査について、国土交通大臣及び環境大臣登録の検査機関等においてただちに実施を要請する。

3. 給水用資機材及び人員の確保

市は、災害の規模等により生活用水の調達が県内の調達だけで間に合わない場合は、隣接府県又は自衛隊に応援を要請するよう県に依頼する。

4. 給水方法

給水は、概ね次の方法により実施する。

- (1) 給水方法は重要給水施設の拠点給水とし、供給する飲料水は原則として水道水とする。

第3部 災害応急対策

- (2) 水道水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給する。
- (3) 被災地区において、飲料水を確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等(給水タンク、ポリタンク)により運搬給水する。
- (4) 災害時要配慮者に対しては、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

5. 応急給水用資機材の調達

市は、災害時に使用できる応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地区給水人口に応じ、給水車、散水車及びろ水器等を所有機関から調達して給水にあたる。(資料編「22 応急給水用資機材の保有状況」参照)

6. 給水施設の応急復旧

水道施設に被害のある場合は、当該管理者により復旧を図る。

(1) 浄水場・配水場の場所及び容量

配水場名	所在地	容 量
上野浄水場	大字上野 282	5,400m ³
西方配水場	大字西方 1117	2,500m ³
桑名北部配水場	大字蛸塚新田 562-2	1,000m ³
大山田配水場	松ノ木四丁目 8-1	2,800m ³ 及び 3,000m ³
大山田東配水場	藤が丘四丁目 107	8,000m ³
星見ヶ丘配水場	星見ヶ丘一丁目 210	1,930m ³
桑名南部配水場	大字能部 1498-1	4,000m ³
赤尾配水場	赤尾台四丁目 12	1,000m ³
播磨配水場	陽だまりの丘五丁目 305	900m ³ 及び 2,310m ³
松ノ木配水・加圧所	松ノ木四丁目 7-59	980m ³
新所配水場	長島町新所 50-1	2,000m ³

第3部 災害応急対策

配水場名	所在地	容 量
古野浄水場	多度町古野 1226-6 他	240m ³
美鹿浄水場	多度町美鹿 878-2 他	135m ³
多度北部配水場	多度町小山 2656-6	3,000m ³
多度南部配水場	多度町御衣野 1511-7	1,500m ³
白鷄配水場	長島町白鷄 171-2	2,000m ³

(2)取水地点と取水量(日量)

最大取水量を次表に記す。

水源地名	種 別	取水量 (m ³ /日)	所在地	電話番号
町屋水源地	員弁川 伏流水	10,000	大字稗田 919-1	
桑名西部水源地 (1～4号井)	浅井戸	18,900	大字芳ヶ崎 1629	31-0172
西部5号井	浅井戸	4,700	大字五反田 2050-1	
西部6号井	浅井戸	3,400	大字星川 2242	
西部7・8号井	浅井戸	6,000	大字芳ヶ崎 1648	
桑名南部水源地 (1号井)	浅井戸	3,100	大字島田 1056-3	
南部水2号井 (休止)	浅井戸	3,300	大字島田 1066-7	
額田1号井	浅井戸	3,800	大字額田 19～21	
額田2号井	浅井戸	2,000	大字額田 133-1	
多度1・2号井	深井戸	3,600	多度町柚井 24	
多度4号井	深井戸	2,300 (予備 2,300)	多度町柚井 1435-2	

多度6号井 (休止)	深井戸	2,400	多度町御衣野 140-2	
多度7号井 (休止)	深井戸	2,100	多度町御衣野 2000-5	
多度8号井	深井戸	2,000	多度町御衣野 698-2	

7. 市民への広報

給水場所、方法、時間等の情報を広報無線、ケーブルテレビ、広報車、チラシ等により周知を図り、地域ごとの通水予定等の広報を行う。

第2節 食料の供給

災害発生に際し、被災者や応急対策活動従事者等に対し迅速に食料を供給するため、県の物資調達に関する応援協定を活用するなど、食料の調達、供給体制を確立する。

1. 実施体制

災害発生時における主食等の供与及び炊き出しは市長が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市長が実施する。

2. 食料の供給

食料の応急供給については、次により実施する。なお、実施にあたっては県と常に連絡を保ち、必要な場合は県に協力を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、農林水産省政策統括官が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」及び県で定めている「災害時又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡実施要領」を基本として実施する。

(1) 供給対象者

被災者及び応急対策活動従事者及び市長がその必要を認めた者

(2) 供給品目

第3部 災害応急対策

主食(米穀等)、副食物、乳幼児用ミルク等(食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める)

(3) 食料の調達先

1) 主食の調達先(資料編「24 主食の調達先一覧」参照)

2) 副食の調達先(資料編「25 副食の調達先一覧」参照)

(4) 乳児用牛乳・乳製品の供給

1) 粉乳調達

粉乳については、関係業者と常に連絡を保ち要求があればただちに供給に応じられるよう方策を講じる。

2) 配給数量

乳児 1日当り 115 グラム(1回 23 グラムで5回)

幼児 1日当り 80 グラム(1回 40 グラムで2回)

3. 備蓄食料の配送

備蓄食料の配達に必要な車両は、公用車を活用する。車両を調達できない場合については、運送業者等の協力を得て、輸送手段を確保する。

4. 炊き出しの実施

炊き出しは、市災対本部及びボランティア等の協力により、可能な限り給食施設等既存の施設を利用して行う。供給対象者は、被災者及び救助作業、急迫した災害の防止、あるいは緊急復旧作業の従事者とする。供給品目は、米飯及び副食物のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とする。

第3節 生活必需品供給

日常生活に欠くことができない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を喪失又はき損した者に対して、これらの物資を給与又は貸与する。

1. 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の供給又は貸与については、市長が実施する。
また、災害救助法が適用されたときは、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する割当及び支給は、知事の委託を受けて市長が実施する。

2. 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

支給品目は下記のとおりとし、支給は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

- 1) 寝 具 毛布、ふとん、シーツ、タオルケット等
- 2) 外 衣 作業衣、洋服、靴等
- 3) 肌 着 くつ下等
- 4) 身回り品 タオル、バスタオル、手ぬぐい等
- 5) 炊事用具 なべ、やかん、包丁、まないた、バケツ等
- 6) 食 器 茶わん、汁わん、さら、はし等
- 7) 日 用 品 石けん、洗剤、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、ビニールカーペット等
- 8) 光熱材料 マッチ、ローソク、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットコンロ用ボンベ等
- 9) 薬品雑貨 哺乳びん、ミルク、紙おむつ等
- 10) そ の 他 特に必要と認めるもの

(2) 物資の調達先(資料編「26 物資の調達先一覧」参照)

3. 物資の輸送

物資の輸送は、事情の許す限り調達先に依頼する。調達先が輸送できない場合については、桑名市防災拠点施設にて受入、仕分けし、三重県を通じて県の協定締結先である三重県トラック協会又は災害時応援協定の締結企業・団体等（以下「協定締結機関等」という。資料編「17 災害時応援協定一覧」参照）の協力を得て輸送手段を確保する。

4. 物資集積場所

桑名市防災拠点施設にて市備蓄物資の管理を実施し、大規模災害時には国や県、協定締結機関等から送られてくる支援物資の受入、仕分け、避難所等への輸送を行う。

5. 物資の管理・発注手順

(1) 物資の管理

桑名市防災拠点施設を開設し、受援・環境衛生チームは「物資調達・輸送調整等支援システム」にて、市備蓄物資及び国や県のプッシュ型支援で桑名市防災拠点施設に届く支援物資の品目・量を把握する。また避難所等の物資の状況について、避難所から「緊急物資依頼伝票」等で情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目及び数量を避難所ごとに的確に把握することに努める。（様式集様式 22「緊急物資依頼伝票」参照）

(2) 物資の発注

受援・環境衛生チームは、避難所・教育チームとともに今後の活動方針を協議するための物資支援調整会議を開催し、各避難所から要請された物資の品目及び数量についての報告をとりまとめる。受援・環境衛生チームは、市備蓄物資及び国や県からのプッシュ型支援でも物資が不足するまたは不足が予想される場合、協定締結機関等に電話及び電子メール、FAXにて物資の調達を依頼する。発注に際しては、「物資調達・輸送調整等支援システム」へ入力し、「緊急物資依頼伝票」を保管する。（資料編「17 災害時応援協定一覧」、「24 主食の調達先一覧」、「25 副食の調達先一覧」、「26 物資の調達先一覧」、様式集「様式 23 ニーズ調査票・管理票」参照）

(3) 物資の納品・仕分け

受援・環境衛生チームは、桑名市防災拠点施設に支援物資が到着した後、現品確認を行い、荷下ろしや避難所ごとの仕分けを行う。また、その結果を「物資調達・輸送調整等支援システム」に入力

第3部 災害応急対策

する。

(4) 物資の輸送

受援・環境衛生チームは、市備蓄物資については避難所・教育チームに、国や県のプッシュ型支援で桑名市防災拠点施設に届く支援物資については協定締結機関等に各々避難所までの輸送依頼を行う。(資料編「17 災害時応援協定一覧」参照)

(5) 避難所への納品及び請求

避難所への物資の納品の際は、避難所(緊急物資集積所)の責任者に物資の受け渡しを行い、「緊急物資依頼伝票」に受領印(サイン)をもらう。輸送が協定締結機関等の場合は、受領済みの「緊急物資依頼伝票」に請求書を添えて受援・環境衛生チームに提出する。

6. 義援物資等への対応

桑名市と事前に協定を締結していない企業等からの申し出による支援食料や生活必需品等の義援物資の受入れについては、桑名市防災拠点施設や避難所での支援物資の受入れにおいて混乱が起きないように、発災後一定期間は受付を行わないものとする。また、個人からの申し出による義援物資は原則、受付を行わないものとする。万一、義援物資が直接到着した場合、内容物の確認、仕分けなどの作業負担が増すことから、受援・環境衛生チームまたは避難所担当者は、支援物資と混同させないように入庫を行い、後ほど関係各チームと情報共有するものとし、支援物資の受け渡しを優先する。

第13章 二次災害の防止対策

災害発生後の二次災害を防止し、被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急措置を行う。

第1節 公共土木施設

1.道路・橋りょう

- (1) 緊急輸送道路を含め緊急輸送のための交通路の確保に引き続き、市民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、道路啓開・応急復旧工事に着手する。
- (2) 障害物の除去については、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊等が協力して必要な措置をとる。

2.漁港施設

災害の発生により漁港の各施設が被害を受けた時は、速やかにその被害状況を把握し、これらの施設の機能を維持するために、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

3.河川及び海岸

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、施設管理者は被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除する。

第2節 危険物施設等応急対策

市内に存在する石油類（液化ガスを含む）、火薬類、農薬、医薬品、放射性物質、工業用触媒等の漏えい、火災、爆発が発生し、又は発生するおそれのある場合における応急対策は本計画による。

1. 危険物施設の応急措置

危険時に際して、危険物施設の所有者、管理者又は占有者及び事故を発見した者は、消防法の定めるところによりただちに防災関係機関に通報する。また市長は、緊急措置として危険物施設の修理改造、移転及び使用停止並びに危険物の除去を命じ、必要があると認めるときは収去することができる。

2. 火薬類保管施設応急措置

危険時に際して、火薬類の所有者、管理者又は占有者は、「火薬類取締法」に定める措置をとるとともに警察官、消防吏員、消防団員、海上保安官に通報し、通報を受けた警察官等は、ただちに市長及び知事に通報する。

3. ガス施設等応急措置

危険時に際して、ガス事業所、高圧ガス製造所・貯蔵所・販売所及びプロパンガス販売所等の事業者は、経済産業大臣（中部近畿産業保安監督部長）、知事、市長、警察官及び消防職員に通報する。なお、移動中における事故発生等に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得る。

(1) 災害発生防止の緊急措置

- 消防署への出動命令及び警察官への出動要請（災対法第 58 条）
- 警戒区域を設定し、立入制限、禁止及び退去（同法第 63 条）
- 応急公用負担行為（障害物除去等必要な措置、同法第 64 条）

(2) 災害応急対策

1) 発見、通報と市民の安全

市長、消防関係機関、警察官又はガス事業者等は、ガス漏れ等の通報を受けた場合は、ただちに事故現場に出動するとともに相互に連絡するものとし、速やかに危険区域の市民に周知し、市民の安全を図る。

第3部 災害応急対策

2) ガス漏れの初期応急措置

ガス事業者等は、事故現場に急行し、ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともに、ガスを遮断するため、バルブを締め切る等の処置により、ガス噴出を停止させ、爆発を未然に防ぐ。

3) 作業の識別

ガス事業者等は、事故現場に急行する場合においては、ガス事業者等であることを識別できる腕章等を着用する。

4) 火気規制、立入規制

市長及び消防関係者は、ガス事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入規制について、市民に周知徹底させる。

5) 交通規制

警察官は、市、ガス事業者等と協議のうえ危険区域を中心に交通規制を行い、当該区域への立入規制の実効をあげる。

6) 避難の指示及び場所

危険のおそれがある場合に市長は、区域内の市民に避難すべき理由を周知し、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しただちに安全な場所へ避難誘導する。

第3節 毒物劇物災害応急対策

毒物劇物施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合、これに対する応急対策は本計画による。

1. 毒物劇物業務上取扱者が行う対策

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、所轄の保健所、警察署又は消防署に届出る。（毒物及び劇物取締法第16条の2）

2.市が行う対策

県（桑名保健所）及び警察と密接な連絡をとり、市民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区に連絡する等万全を期す。毒物、劇物取扱者、県（桑名保健所）、警察等からの情報及び指示に基づき、応急対策を実施するとともに、汚染のおそれがある上水道の給水をただちに停止する。

第4節 放射性物質施設災害応急対策計画

放射性物質施設の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画による。

1.事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委任された者は、その所持する放射性物質に事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

- (1) 桑名保健所
- (2) 桑名警察署
- (3) 桑名市消防本部
- (4) 桑名市役所

2.応急措置

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生の通報を受けた上記機関は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

- (1) 市民に対する広報
- (2) 汚染区域の拡大防止措置

第3部 災害応急対策

- (3) 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- (4) 避難指示
- (5) 被爆者の救出及び救護
- (6) 飲料水汚染地域の取水区機関への連絡
- (7) 輸送中の事故にあつては、販売業者、使用者等専門技術者の現場への出動指示

第14章 ライフラインの応急復旧

第1節 上下水道

1. 上水道

水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努める。水道施設の復旧作業においては、基幹管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管などの重要給水施設管路から優先的に実施する。県営用水供給事業から受水の市町においては県企業庁と連絡を密にしながら復旧にあたる。水道事業の復旧にあたっては、各自の復旧計画に基づき、速やかに実施する。自ら実施が困難な場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表市、又は県等に応援を要請する。配水管の復旧に際しては、必要に応じ共同栓を仮設して給水を開始する。被災の状況により、必要に応じ仮設管を敷設するなどにより早期復旧に努める。

2. 下水道

下水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気・ガス・電話・情報供給機関）と連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努める。下水道施設の復旧においては、防災拠点及び医療施設等の緊急を要する施設から処理場等に接続する下水道管等の重要な幹線・施設を優先的に実施する。下水道施設の復旧作業においては、三重県下水道経営課及び下水道事業課・三重県北勢流域下水道事務所及び三重県下水道公社と連絡を密にしながら復旧にあたる。下水道事業の復旧にあたっては、復旧計画に基づき、速やかに実施する。自ら実施が困難な場合は、日本下水道協会及び三重県をはじめとする応援事業体に応援を要請する。下水道管の復旧に際しては、迅速かつ円滑な応急復旧活動に努める。被災の状況により、必要に応じ仮設管等を敷設するなどして早期復旧に努める。

第2節 西日本電信電話(株) 三重支店

災害が発生するおそれがある場合又は、災害が発生した場合は、速やかに災害対策組織を設置し、電気通信設備の防備や応急措置、応急復旧工事に着手する。

第3部 災害応急対策

1.災害対策体制

- (1) 災害が発生するおそれがある場合又は、災害が発生した場合は、災害の規模・状況を考慮し三重支店災害対策本部、又は情報連絡室等の災害対策組織を設置する。
- (2) 対策組織を次のとおり区分する。

対 策 組 織	機 能
情 報 連 絡 室	・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 ・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施
支 援 本 部	・非常災害対策活動の支援
地震災害警戒本部	・南海トラフ地震の発生に備えた対策活動の実施
災 害 対 策 本 部	・非常災害対策活動の実施
緊急災害対策本部	・緊急災害対策活動の実施

2.対策組織の業務

- (1) 災害に関する情報を一元的に収集し伝達、広報する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧に関する基本方針を設定する。
- (3) 災害状況に合わせて対策要員を確保する。
- (4) 災害応急対策及び災害復旧工事の指揮を行う。
- (5) 加入電話及び公衆電話等の災害に関する応対を行う。
- (6) 部外の災害対策機関との連絡及び協力を行う。

3.各施設に対する応急措置

- (1) 洪水や高潮に備え、対象交換所に水防板、防潮板による防護を行う。
- (2) 対象地域に対するトラヒック疎通状況の把握と、必要によりトラヒック規制措置等を実施する。

第3部 災害応急対策

- (3) 対象地域の各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合いを確認する。
- (4) 対象地域の電力設備の運用状態を把握し、停電状況などその影響度合いを確認する。
- (5) 屋外設備については、道路の陥没、橋りょう、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため、重要ケーブル等については、その影響度合いを確認する。

4.段階的な応急対策

(1) 緊急復旧(初動体制)

災害発生からただちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

1) 対策

- a) 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- b) テレビ、放送回線の救済
- c) 局前公衆電話の設置及び長期避難場所への特設公衆電話の設置

2) 復旧方法

- a) 移動無線機等の活用
- b) 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- c) 重点市外電送路のマイクロ方式による救済
- d) 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

第3部 災害応急対策

1) 対策

- a) 重要加入者及び重要専用線の救済
- b) ボックス公衆電話の復旧
- c) 孤立地域（村落）の通信途絶の解消

2) 復旧方法

- a) 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- b) 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策とする。

第3節 移動通信事業者

市内における移動通信は、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、(株)KDDI及び(株)ソフトバンクモバイル等の各社によって確保されているが、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモの災害対策計画を参考としたので、他の移動通信事業者においても防災体制の確立を図る。

1. (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモの応急措置

対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合いを確認する。対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、その影響度合いを確認する。

2. (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモの応急復旧

災害によって故障となった設備を迅速に回復させるため、移動電気通信設備等を応急的に復旧する。移動電気通信設備を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急用資材等により簡易な方法によって仮設備で復旧する。設備の重要度に合わせて段階的に実施する。

第15章 電力供給施設応急対策

第1節 防災体制の確立

1. 体制の区分

- ア 第一次非常体制 災害による被害が予想される場合または発生した場合
- イ 第二次非常体制 災害によって相当程度の被害が予想される場合または発生した場合または、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合
- ウ 第三次非常体制 災害によって甚大な被害が予想される場合または発生した場合
- エ 地震待機体制 「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」または「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表され、かつ第一次～第三次非常体制を発令する必要がある場合

2. 災害対策組織

第一次～第三次非常体制を発令した場合、非常災害対策本部を設置する。

第2節 災害応急対策

1. 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮したうえで、迅速・適切に実施する。

2. 対外支援要請

(1)他電力会社等への支援要請

自治体、防災関係機関および他電力会社等への支援要請は、災害連携協定等に基づき実施す

第3部 災害応急対策

る。

(2)陸上自衛隊への支援要請

陸上自衛隊の支援が必要な場合、県災害対策本部に対し陸上自衛隊による支援要請を行うとともに、陸上自衛隊に対し「陸上自衛隊東部方面隊と東北電力株式会社・東京電力株式会社・中部電力株式会社の連携に関する協定」「陸上自衛隊中部方面隊と中部電力の連携に関する協定」等に基づき支援要請を行う。

第3節 広報活動

1. 内容

災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、社会不安の除去のため、電力設備被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、平常時から電気事故等を防止するための広報活動を行う。

2. 方法

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関のほか、インターネットホームページ、SNS および広報車等を活用する。

第16章 交通の維持復旧

第1節 鉄道

1. 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

現地被災の情報を敏感に把握し、人命救助を第一として適切な初動体制のもとに被災列車の救援救護を最優先に行う。また、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧する。なお、旅客及び公衆の動揺、混乱の発生防止のため情報機能の維持に努める。

(1) 災害時の活動組織

東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)に対策本部及び被災現地に復旧本部を設置し、応急活動を行う。

(2) 初動措置

1) 保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、橋りょう、重要建造物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

2) 列車の措置

乗務員は、状況によって旅客の避難、救出救護の要請をするとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をする。

3) 駅の措置

駅長は次の措置をとる。

- 列車防護及び運転規制を行う。
- 速やかに情報収集を行い、必要によっては救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

第3部 災害応急対策

(3) 旅客の避難誘導及び救出救護

1) 避難誘導

a) 駅における避難誘導

駅長は被害の状況により、旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

b) 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内し協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令(最寄駅)に連絡の方法を講じる。

2) 救出救護

列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員はただちに救出救護活動を行う。災害対策本部長は、災害の実績に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、ただちに救護班の派遣を指示する。また、現地対策本部長は、現地社員を指揮し、救援の地域防災医療機関と協力し最善の方法で救出救護活動にあたる。

(4) 被災状況の早期収集及び関係各位への連絡

(5) 復旧体制の確立

(6) 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打ち合わせのうえ、鉄道による振替輸送、又はバスによる代行輸送の手配を行う。

2. 近畿日本鉄道(株)

人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図る。

(1) 関係者の処置

第3部 災害応急対策

- 1) 運転指令者は、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。
- 2) 駅長は付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認めたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。
- 3) 運転士は、運転指令者からの指令に留意するとともに、進路の異常の有無を確かめる。付近に異常を認めない時は、最寄駅まで注意運転を行い、駅長の指示を受ける。
- 4) 施設関係各区長は、要注意箇所を点検するとともに、指令を受けた時は、至急巡回点検をする。

(2) 旅客整理、避難誘導

駅係員、乗務員は、状況を的確に判断し、旅客の整理・避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。

(3) 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合は、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、鉄道による振替輸送又はバスによる代行輸送の取扱いを行う。

(4) 災害発生時の対応

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、社内「異例事態対応規程」に基づき、異例事態対策本部、現地対策本部、復旧本部を設け、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。異例事態対策本部は本社に、現地対策本部は事象の対応に最も適切な場所を選定して設置する。

3. 三岐鉄道(株)

被災状況を的確に把握し、人命救助を第一として乗客の救援救護を最優先に行う。また、速やかに災害の復旧に努め輸送の確保を図る。

(1) 災害時の活動体制

三岐鉄道(株)に対策本部を、被災現地に現地対策本部を設置し、応急活動を行う。

- 1) 運転指令者は、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を与える。

第3部 災害応急対策

- 2) 駅長は付近の状況把握に努め、運転指令者に報告する。
- 3) 運転士は運転指令者からの指令に留意するとともに、進路の異常の有無を確かめる。
- 4) 施設関係各区は、要注意箇所を点検するとともに、運転指令者からの指令により巡回点検をする。

(2) 旅客整理、避難誘導

駅係員、乗務員は、状況を的確に判断し、旅客の整理・避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。

(3) 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合は、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、バスによる代行輸送の取扱いを行う。

(4) 災害発生時の対応

災害が発生したときは、復旧本部を設置し、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。

4. 養老鉄道(株)

人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図る。

(1) 関係者の処置

- 1) 運転指令者は、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。
- 2) 駅長は付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認めたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。
- 3) 運転士は、運転指令者からの指令に留意するとともに、進路の異常の有無を確かめる。

付近に異常を認めない時は、最寄駅まで注意運転を行い、駅長の指示を受ける。

- 4) 施設管理所は、要注意箇所を点検するとともに、指令を受けたときは巡回点検する。

第3部 災害応急対策

(2) 旅客整理、避難誘導

駅係員、乗務員は、状況を的確に判断し、旅客の整理・避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。

(3) 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合は、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、バスによる代行輸送の取扱いを行う。

(4) 災害発生時の対応

災害が発生した時は、養老鉄道(株)「災害救助規定」に基づき非常本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。

第2節 バス

1. 三重交通(株)

災害発生時における速やかな応急措置、復旧については、人命尊重を第一にして、輸送の確保を図る。

(1) 災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに、情報収集、連絡を行い必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し、応急・復旧にあたる。

(2) 旅客への広報・避難誘導

乗務員は被災状況等、情報収集の範囲において、旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求める。運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは、ただちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置にあたる。

第3部 災害応急対策

2. コミュニティバス

桑名市コミュニティバスは、三重交通(株)及び中日臨海バス(株)にコミュニティバス運行事業を委託しており、人命尊重を第一とした対応と復旧後の輸送確保を求める。

(1) 災害発生時の組織対応

各事業者から情報を収集し、被害状況を市災対本部に報告し、更なる情報収集に努める。

(2) 旅客への広報・避難指導

上記の三重交通(株)と同様の対応をとり、旅客の生命保護を第一とする。

(3) 災害時連携協定

令和2年8月に三重交通(株)と桑名市が「台風等接近時及び南海トラフ地震臨時情報発表時における事前避難対策に関する相互支援・協力協定」を締結したことから、巨大台風による高潮被害が想定される場合や大津波に備えて事前避難が必要な場合で運行が可能と判断した場合は、協定に基づき、コミュニティバスなどを活用し、避難行動要支援者などを高台にある市の指定避難所まで移送するものとする。

第3節 交通対策

1. 目的

道路交通渋滞等により人命に係る応急対策活動に支障をきたさないよう、発災後の緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行うために、緊急交通路を確保することを目的とする。

2. 危険箇所の把握及び応急処置

道路、橋りょう、又は堤防が被害により通行不能又は危険であることを発見した者は、ただちに直接市災対本部へ通報する。市災対本部は、ただちに復旧部に現場の調査を依頼し、関係機関へ通報するとともに応急補修の手配をし、迂回路の確保、道路標識を設置する等、道路交通に支障のないように措置する。

3. 交通規制

災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため通行禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次によりこれを行う。

(1) 道路交通情報の収集

災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合、主要交差点の監視用テレビカメラ、ヘリコプターテレビシステム(社)三重県警備業協会と構築した「情報連絡システム」を活用するほか、広域緊急援助隊先行情報班を投入することにより、道路の損壊状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路交通障害状況の情報を収集する。また、道路管理者等その他の関係機関との連携を密にして情報を収集する。さらに、道路管理者に対して、道路交通障害状況等を通報する等、相互の情報交換を実施する。

(2) 交通規制の方針

交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、次の方針により実施する。

- 1) 緊急交通路の迅速な確保
- 2) 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両等以外の車両は通行禁止又は制限
- 3) 被災地への一般車両の流入制限
- 4) 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置を執る。

(3) 交通規制の実施

大規模災害等の発生に際しては、次の交通規制等を実施する。

1) 道路交通法(以下「道交法」という。)に基づく警察署長等の交通規制

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、ただちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路や浸水区域への流入抑制を図る。

第3部 災害応急対策

2) 災対法に基づく交通規制

公安委員会は、緊急交通路を確保するため、災対法第 76 条第1項に基づき、必要な交通規制を実施する。警察署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。

3) 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認めるときは、上記の交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止しまた制限する。

4) その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察においても危険防止のための交通規制を実施する。

5) 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

(4) 路上放置車両等に対する措置

1) 警察官の措置命令等

警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずる。命ぜられた者が措置をとらない時、又は現場にいない時は、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

2) 災害派遣部隊の自衛官の措置

自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、上記 1)の措置を行うことができる。ただし、自衛官の取った措置については、ただちに桑名警察署に通知しなければならない。

第3部 災害応急対策

3) 消防吏員の措置

消防用緊急通行車両の通行障害の除去については上記 2)に同じ。

(5) 車両運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(6) 緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付

緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署、災害時に設置される交通検問所及び県災対本部及び地域防災総合事務所において以下のとおり行う。また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両等については優先して交付する。

1) 緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付申請手続

災害が発生した際、車両の使用者から緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付申請があった場合、交付機関は確認のための必要な審査を行う。また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付申請があった場合、事前届出を行っていない者からの交付申請に優先して交付を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。

2) 緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付

交付機関は緊急通行車両等の交付申請に基づき、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を交付する。

第17章 住宅応急対策

第1節 被災建築物応急危険度判定等の実施

1. 被災建築物応急危険度判定の実施

(1) 作業の準備

被災建築物応急危険度判定に必要な次のものを準備する。

- 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- 被災建築物応急危険度判定士の受入れ名簿の作成と判定チームの編成
- 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の準備

(2) 調査の体制

被災建築物応急危険度判定士2人1組のチームで応急危険度判定を実施する。応急危険度判定チーム10チームで1班を構成し、班に被災建築物応急危険度判定コーディネーターが班長及び副班長を任命し、被災建築物応急危険度判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

2. 被災宅地危険度判定の実施体制

本部長は、豪雨や余震等による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(1) 被災宅地危険度判定士

本部長は、被災宅地危険度判定業務が必要であると判断した場合、市災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、被災宅地危険度判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県に判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起する。

第3部 災害応急対策

(2) 集結及び活動拠点の提供

本部長は、要請を受けて集結した被災宅地危険度判定士のガイダンス場所及び活動集結拠点について、担当所管の実施計画に基づき指定する。

第2節 被災住宅等の対策

1. 住家等被災判定の実施

本部長は、全壊や全焼といった住家等の被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、被災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、早期に判定を実施する。

なお、一次調査で問題等がある場合は、二次調査を実施する。

(1) 判定会議の招集

1) 役割

判定会議は、二次調査結果に基づき、被災程度の判定を行う。

2) 判定会議の招集

住宅等被災判定会議は以下の者で構成される。

- 応急復旧チーム リーダー（座長）
- 応急復旧チーム 副リーダー
- その他必要なチーム員

(2) 現地調査の実施

被災証明の根拠となる被害住家の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号通知）」及び「災害の被害認定基準について（令和3年6月24日府政防670号通知）」に基づき1棟全体で行い、判定にあたっては、原則として「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って被害認定調査を行うこととする。

第3部 災害応急対策

1) 一次調査

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。その際、あらかじめ市民に調査を行うことを広報し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

2) 二次調査

一次調査が物理的に不可能及び一次調査の結果に不服のあった住家等について再調査を実施する。二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会いのうえで立入調査を実施する。あわせて、被災者台帳作成のための体制を整備する。

第3節 住居障害物の除去

1. 除去の対象者

がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が侵入しているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者

2. 除去作業

がけ崩れ等によって居室、炊事場等に侵入した障害物について、業者等の協力を得ながら除去作業を実施する。除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめる。業者等の資機材及び人材の調達・あつ旋のために、資機材・人材の必要規模に関する情報を入手し、入札参加者名簿等の情報を提供する。

3. 応援要請

業者等の資機材及び人材が調達・あつ旋できない場合は、受援・環境衛生チームが県へ応援を要請する。

第4節 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、被災住宅の応急修理は県が実施するものであるが、委任された場合、市は、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所

第3部 災害応急対策

等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

1. 対象者

災害のため住宅が半壊若しくは半焼し、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

2. 期間

災害発生の日から1か月以内とする。

3. 備蓄資材等

備蓄資材等については次のとおりとする。

品 名	規 格	
	材 質	長さ・巾・厚さ・径
木 材	製 品	
下見板	杉	厚さ9mm
床 板	杉	厚さ 12 mm
ベニヤ板		1,820×910×3mm
洋 釘		
小波鉄板		1,820 mm
建 具		
薄べり		1,820×910 mm

第5節 被災者の住宅確保

1. 実施体制

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、県が行うが、委任された場合は市で行う。災害救助法が適用された場合においても知事から委任されたとき、又は知事による救助の時間的余裕がないときは市長が行う。市は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。災害時における被災者用の住居として利用

第3部 災害応急対策

可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるようあらかじめ体制を整備する。(資料編「32 労務及び資機材の調達先一覧」参照)

2. 仮設住宅の建設

災害のため住家が滅失、または被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。なお、三重県地震被害想定結果(平成 26 年3 月)によると、応急仮設住宅の必要戸数は、様々な想定パターンがある中、桑名市で最大 2,976 戸が必要と想定されており、応急仮設住宅設置予定場所の追加を検討していく必要がある。

(1) 設置場所

原則として、公園等の空地を利用して建設するが、状況によりやむを得ない場合は民有地等を借り上げて建設する。(資料編「33 応急住宅設置予定場所一覧」参照)

(2) 入居者

1) 住家が全壊(全焼)流失した世帯であること。

2) 居住する住家がない世帯であること。

3) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。該当する者の例として、

●生活保護法の被保護者並びに要保護者

●特定の資産のない失業者

●特定の資産のない母子家庭、老人、病弱者及び身体障がい者

●特定の資産のない勤労者、小企業者

●前各号に準ずる経済的弱者

4) 上記該当者が 30/100 を越える場合には生活能力が低く、かつ住宅の必要性の高い者を優先させる。

(3) 応急仮設住宅建設上の留意事項

第3部 災害応急対策

応急仮設住宅の建設にあたっては、次の事項に配慮して住宅の建設を行う。

1) 生活利便施設の併設

ごみ集積場、案内板、通路・出入り口等の照明、集会所等の設置。

2) 要配慮者への配慮

バリアフリー、手すり・スロープの設置、浴室の工夫、屋外照明の設置等ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

3) 応急仮設住宅の規格

プレハブの仕様については、手配できる数量等を考慮して作成する。建設用地の確保が困難なため、2階建て仮設住宅(集合住宅形式)や単身・高齢者世帯用住宅等の建設を検討する。計画・設計段階から意思決定の場に女性職員が参加する。

4) 着工期日

災害救助法適用による応急仮設住宅の着工については、原則として地震発生の日から 20 日以内とする。

5) 地域コミュニティの維持

入居方法については、被災地域の住民の意向も踏まえながら、地域単位で応急仮設住宅へ入居するなど、従前の地域コミュニティの維持に努める。

(4) 備蓄資材等

備蓄資材等については次のとおりとする。

品 名	規 格	
	材 質	長さ・巾・厚さ・径
プレハブ本体	軽量鉄骨造	
便 器		兼用型

第3部 災害応急対策

手洗器		
流し台	ステンレス製	長さ 1,800mm
便 槽	FRP製	
電 灯		
電 線		配線材料共
給水栓		
給水管	ビニール管	継手・付属品共
排水管	//	継手共

3. 応急仮設住宅の管理

1) 建設規模

建設後の管理を考慮し、1団地当たりの最低建設戸数は30戸とする。

2) 転居の促進

公営住宅の建設等により公営住宅への入居を促進するとともに、民間住宅への転居等を促進する。

3) 入居状況の確認

入居者への定期訪問、電気・ガスの使用状況のチェック等を通じて入居状況の確認を随時行う。空き部屋となった仮設住宅については、その旨の表示を行うとともに、隣接の入居者等の協力を得て不正入居・不正使用を排除する。

4) 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、原則として入居した日から2年以内とする。

4. 公営住宅の一時使用

応急仮設住宅の建設が完了するまでの間、市営住宅の一時使用について検討・推進するとともに、その他、県営住宅、住宅供給公社、都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

5. 公営住宅建設

災害により住居を滅失又は燃焼した低所得者の被害者に対する住宅対策として、町及び市町は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。燃焼又は燃焼した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

6. 住宅金融支援機構資金の斡旋

県及び市町は、住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し住宅相談窓口を設置するとともに当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

第18章 防疫・保健衛生活動

第1節 防疫

災害発生時における防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期す。

1. 実施責任者

被災地の防疫についての計画の樹立及び実施は、本部長が行う。

2. 体制の確立

市災対本部は、県災対地方部と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。

3. 広報

災害発生と同時に農協、農家組合その他の機関を利用し、家畜防疫に関する広報活動を実施する。

4. 検病調査及び健康相談

(1) 検病調査班の編成

検病調査班は、医師1名、保健師又は看護師1名及び助手1名で編成する。

(2) 検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施するが、たん水地域においては、週1回以上集団避難所において実施する。

(3) 検病調査班の用務

第3部 災害応急対策

- 1) 災害地区の感染症患者の発生状況を迅速かつ正確に把握する。
- 2) 未収容患者及び保菌者に対する適切な対応
- 3) 全般的な戸口調査
- 4) 上記 3)による疑わしい症状のある者の菌検索及び接触者の保菌者検索

5. 知事の指示

知事が感染症予防上必要と認めて発する次の指示を受けた場合、市は災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて速やかに行わなければならない。

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下本節において「法」という。)
第 27 条第2項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示
- 法第 28 条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示
- 法第 29 条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
- 法第 31 条第2項の規定による水の使用制限等期間中における生活用水供給の指示
- 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示(市長が実施することが適当な場合に限る。)

6. 食品衛生監視

県は食品衛生監視員による被災地営業者及び臨時給食施設(避難所その他炊出し施設)調査の実態を把握し、救護食品の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど適切な措置を講ずることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給するよう次のような監視等を行う。

(1) 臨時給食施設

県は、防災関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

第3部 災害応急対策

<重点指導事項>

- 1) 手洗い消毒の励行
- 2) 食器器具の消毒
- 3) 給食従事者の検便及び健康診断の実施
- 4) 原材料及び食品の検査

(2) 営業施設

県は、生鮮食品取扱営業施設を重点的に監視するとともに、製造、調理、加工、保存及び陳列されている食品の検査を実施することによって、不良食品の供給を排除する。

<重点監視指導事項>

浸水地区は、たん水期間中は営業を自粛休業させ、水がひいた後、施設及び設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。その他の地区にあつては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗又は変敗した食品が供給されることのないようにすること。

7. 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種法第6条及び第7条の規定による臨時予防接種を実施する。実施にあたっては慎重を期し、特別の事情のない限り、災害の落ち着いた時期を見計らって、定期予防接種を繰上げ実施の方法により行う。ただし、集団避難所あるいは環境衛生上疫毒伝播のおそれがある地域に患者もしくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には、緊急に予防接種を実施する。

8. 防疫実施

本部長が実施する消毒その他の措置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条から第29条まで及び第31条の規定により実施する。

区 分	薬剤の種類	薬剤量算出方法
床上浸水家屋 全壊・半壊(流失を含む)	塩化ベンザルコニウム	床上浸水戸数 × 500ml
床下浸水家屋	塩化ベンザルコニウム	床下浸水戸数 × 500ml

9. 避難所の対策

避難所の責任者は、収容者の衛生・健康管理に注意し、適宜指導を行う。避難所内に下痢患者、有熱患者が多数発生した場合、県災対本部の指示に基づき症状に応じた各種調査を実施し、必要に応じ健康診断、臨時予防接種等を行う。飲料水、食料品の腐敗等による危害発生の防止に努める。また、必要に応じ県災対本部を通じ、三重県食品衛生協会桑員支部の食品衛生指導員に協力を要請する。仮設トイレ、ごみ集積場等の清掃に配慮するとともに、適宜消毒、駆除の実施を行う。

第2節 清掃

被災地のごみの収集措置、し尿の汲取処分及び動物死骸の処置等の清掃業務を適切に行い、環境衛生に万全を期する。なお、大量に発生する災害時の廃棄物処理に関する基本的事項については桑名市災害廃棄物処理計画(平成 28 年3月策定)に別途定める。

1. ごみ処理

被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、市民に対して集積や分別の協力依頼を行う。処理機材、人員等については、必要に応じて機材の借上げを行うことにより迅速な処理を実施する。(資料編「30 市有車両等及びし尿処理許可業者一覧」参照)

(1) 実施体制

市職員と民間から借り上げの車両並びに作業員の応援を得て収集を行う。また、市において処理に支障が生ずる場合、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、県に機材、人員等の応援要請を行う。

第3部 災害応急対策

1) 収集作業班

被災地の状況により、災害廃棄物の収集運搬と避難所及び家庭から排出される廃棄物を収集運搬するための車両を確保する。

2) 災害調査班

職員をもって災害調査班を編成し、塵芥の発生状況(場所・数量等)を調査し、収集計画を立てるものとする。

(2) 処理方法

ごみは、桑名広域清掃事業組合資源循環センターにおいて処理をする。なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、桑名市災害等廃棄物処理計画に基づき適正な処理を行う。また、市において処理に支障が生ずる場合、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき広域的な処理の応援要請を行う。

2. し尿処理

し尿処理施設が使用出来なくなる場合には、応急復旧に努め、通常の収集が可能となるまでの間は仮設トイレで処理する。

(1) 実施体制

市のし尿収集許可業者の応援を得て収集を行う。また、市において処理に支障が生ずる場合、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、県に機材、人員等の応援要請を行う。

1) 収集作業班

避難所の開設状況により、し尿の収集運搬車両の必要数を把握し、し尿収集・処理体制を確保する。

2) 災害調査班

職員をもって災害調査班を編成し、仮設トイレの設置状況(場所・数量等)に応じて、収集計画を立てるものとする。

第3部 災害応急対策

(2) 処理方法

し尿の処理は、桑名・員弁広域連合桑名広域環境管理センターでの処理のほか、必要に応じて三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、県に広域的な処理の応援要請を行う。

(3) 仮設トイレの設置

避難所等の水洗、浄化槽が使用不能の場合、利用人数等を総合的に判断し設置する。

(4) 仮設トイレの汲み取り

市内の許可業者において収集し処理する。また、処理については桑名・員弁広域連合桑名広域環境管理センターでの処理を原則とする。（資料編「30 市有車両等及びし尿処理許可業者等一覧」参照）

(5) 市民に対する周知

仮設トイレの清掃・消毒・管理等の協力を依頼する。

3. 動物死骸の回収

(1) 処理方針

動物死骸の回収は、市職員で対応することとするが、必要に応じて、民間への応援要請を行い迅速な処理を実施する。

(2) 処理方法

動物死骸の処理は、桑名市斎場での焼却処理を原則とするが、必要に応じて応援要請を行ない迅速な処理を行う。

第3節 遺体の搜索及び収容埋火葬

災害時に死亡した者の遺体の搜索、処理及び埋火葬等の実施は、本計画に定めるところによる。

1. 遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

市は、消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な舟艇その他機械器具等を借り上げて実施する。ただし、市において実施できないときは、他機関から応援を得て実施する。

(2) 応援の要請等

市において被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町村にあると認められるとき等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町村に直接捜索応援の要請をする。なお、応援の要請にあつては、次の事項を明示して行う。

- 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持ち物等
- 応援を求めたい人数又は車、舟艇器具等
- その他必要な事項

2. 検視場所・遺体安置所の開設

遺体の処置及び収容は、原則的に桑名市体育館、多度体育センター、長島B&G海洋センター体育館にて行う。ただし、輸送等が困難な場合は付近の避難所等で処置し収容する。

3. 遺体の収容及び処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市は速やかに桑名警察署等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身分確認を実施し、必要に応じ、次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

受援・環境衛生チームは、桑名警察署及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得ながら、遺

第3部 災害応急対策

体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、受援・環境衛生チームにおいて実施できないときは、他の市・町災害対策本部医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、受援・環境衛生チームにおいて資材確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4. 遺体の火葬

火葬の実施にあたっては、市の火葬許可後、主として桑名市斎場で行う。ただし、火葬の実施が市において不可能な場合は県災対地方部を通じ、他機関の応援及び協力を得て実施する。埋火葬の実施にあたっての留意事項については以下のとおりである。

- 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬する。
- 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査にあたる。
- 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものは行旅死亡人としての取扱いによる。
- 身元が判明しない遺体は、本部長（市長）の判断に基づき埋火葬許可証を交付し、市が火葬を行う。

第19章 学校等活動

第1節 災害発生時の学校等の対応

1. 園児・児童・生徒の措置等

保育所、幼稚園及び学校における園児・児童・生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重に安全な避難を実施する。

(1) 実施責任者

実施責任者は、小・中学校は校長、幼稚園は園長、保育所は所長とする。

(2) 避難誘導の要領、措置

- 1) 実施責任者は、状況判断のうえ、保育所、幼稚園及び小・中学校の避難計画をもとに実施する。
- 2) 実施責任者は、避難誘導の状況を保育所にあつては保健福祉部長に、幼稚園、小・中学校にあつては教育長を通して本部長に報告する。
- 3) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

(3) 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立てて明らかにしておく。

- (4) 実施責任者は、毎年1回以上避難訓練をするとともに、必要あるときは避難計画を修正する。

2. 保育所

登所前に暴風警報が発表されている場合、登所後に暴風警報が発表された場合は、次のとおりとする。

- (1) いずれの場合においても、保育所は原則的には開所している。

第3部 災害応急対策

- (2) 保護者には、上記旨の周知徹底を図り、保育所との連絡、気象・道路情報の把握など安全に十分留意したうえで、登所・降所についての慎重な判断をさせる。
- (3) 警報の発表中、又は解除になっても、園舎に被害が及ぶなど保育の継続が困難かつ危険であると判断される場合には、保育を中止し降所させる旨を保護者に連絡する。
- (4) 私立保育園については、園ごとの防災計画に従う。
- (5) 特別警報が発表された場合は、保育は行わないものとする。

3. 幼稚園及び小・中学校

(1) 台風時等における警報等の発表時

1) 始業前に暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合

- a) 幼稚園・小学校・中学校とも登校(園)を見合わせ、自宅待機とする。
- b) 警報が午前6時までに解除された時は、幼稚園・小学校・中学校とも、解除後、原則2時間以内の余裕をもって登校(園)させ授業を開始する。なお、授業開始時刻は各学校において地域の実情に応じて決定する。
- c) 警報が午前6時になっても解除されない時には、幼稚園・小学校・中学校とも休校(園)とする。

※ 上記 b)において、道路や浸水等の状況により登校に危険が予想される場合および輸送機関のまひ等により登校が困難な場合は登校を見合わせるなど、あらかじめ具体的な指導等をしておく。

※ 登校(園)途上において警報が発表された場合についても、あらかじめ具体的な指導をしておくとともに、家庭や関係機関等に協力を依頼するなど適切な措置を講じておく。

2) 始業後に暴風警報が発表された場合

暴風警報が発表された時は、原則として直ちに授業を中止し、風雨の状況や通学路の安全を確認し、速やかに園児・児童・生徒を帰宅させる。ただし、状況によっては、学校長の判断により、一時下校(園)を見合わせる。

第3部 災害応急対策

3) 高潮・波浪・大雨・洪水・大雪警報が発表された場合

地域によっては、上記に準じ、適切な措置を講じる。

4) 特別警報が発表された場合

a) 重大な災害の起こるおそれが著しく大きい大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報については、上記 1)2)のとおり対応する。

b) 高潮特別警報および波浪特別警報については、上記 3)のとおり対応する。

5) 避難指示が発令された場合

上記（１）（２）のとおり対応する。

6) 始業前に大雨が降っている場合

激しい雨が降っている時は、雨がおさまってから登校(園)させる。

7) 始業前に激しく雷が鳴っている場合

雷が激しく、危険が予想される時は、雷がおさまってから登校(園)させる。

8) その他の注意報又は警報が発表された場合

状況にあわせ適切な措置を講じる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

気象庁は、平成29年11月1日より、東海地震に関連する情報の発表を行わないとしたことから、南海トラフ地震臨時情報が発表された際には、桑名市教育委員会と対応を協議し、その内容をもとに、状況に応じた下校措置や休校措置など適切な措置を講じる。

(3) 津波警報・注意報発表時

津波警報・注意報が発表された場合、幼児・児童・生徒の登下校(園)、避難、学校待機等については、教育委員会と連絡を密にするとともに、あらかじめ定められた方法に基づき適切な措置を講じる。

4. 教育施設の対応

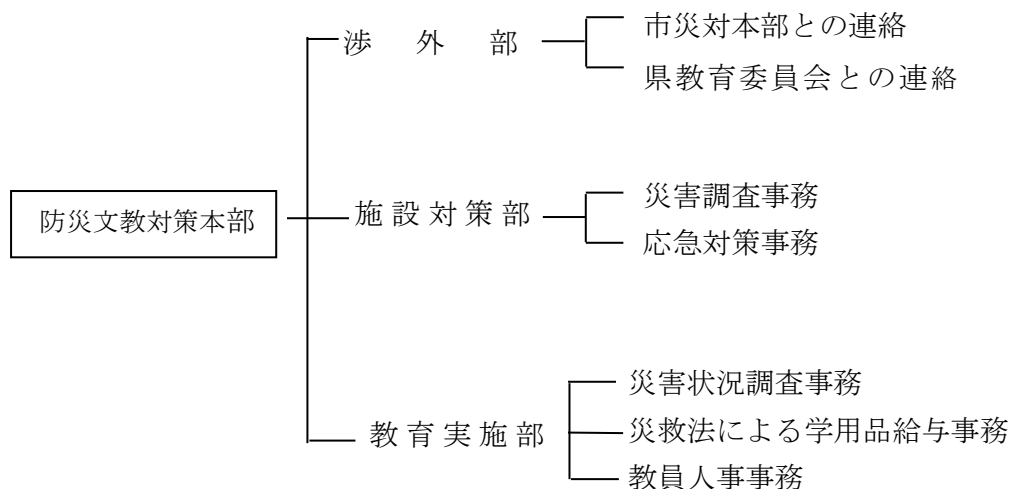
暴風警報が発表された時は、原則としてただちに閉館とし、利用者には帰宅を促す。また、開館前に発表された場合は休館とする。

第2節 学校施設等が被害を受けた場合の対応

文教施設・設備等の被災又は園児・児童・生徒の被災により、通常の教育が行えない場合の応急教育対策は本計画による。

1. 組織

災害発生に際し、応急教育の実施並びに被災園児・児童・生徒に対する学用品の供与その他各種災害応急対策を円滑に実施するために防災文教対策本部を組織する。また、防災文教対策本部の機構は以下のとおりとする。



2. 実施

(1) 教育施設の確保、教職員の確保(実施責任者)

- 県立学校、県立学校以外の県教育機関・・・県教育委員会
- 市立学校、市立学校以外の市教育機関・・・市教育委員会

第3部 災害応急対策

- 私立学校……………私立学校設置者

(2) 文教施設、設備等の応急対策

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡のうえ次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、パブリックセンター、まちづくり拠点施設、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置する。
- 校舎の被害が甚大で、復旧に相当の期間を要し、授業ができないことにより学力低下のおそれがある場合は応急の仮校舎で授業を行う。

(3) 応急教育実施の予定場所

資料編「30 応急教育実施の予定場所一覧」のとおりとする。

なお、全市が被災し、市内において教育実施の場所を求めることが困難な場合は、近隣市町に適当な場所を求めて実施する。

(4) 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会、市教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

(5) 授業料の減免等

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱(平成 14 年教育委員会告示第4号)により、授業料支弁困難な者に減免の措置を講ずる。私立高等学校等授業料減免補助金取扱要領(平成 22 年生文第 01-1 号)により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずる。災害に伴い市民税が非課税又は減免となった場合や、災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の随時採用の対象となる。

3. 園児・児童・生徒の保健管理

被災園児・児童・生徒の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。学校の設置者は、応急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたる。

4. 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした園児・児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給できるよう努める。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長(災救法が適用された場合は知事の委任による市長)が行う。

第3節 文化財の保護

1. 被害防止対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を取り、文化財の所有者及び管理者に対し応急措置についての助言・指導を行うとともに次の点に留意し、文化財の保護に万全を期する。

(1) 防災組織の整備

(2) 防災施設の整備

(3) 防災訓練の実施及び防災知識の普及

(4) 防災のための行為規則

(5) その他災害条件を考慮した防災対策

2. 被害報告

指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は被害状況を調査し、市指定文化財については、その結果を速やかに対応チームに報告する。また、国・県指定文化財については、対応チームを通じて、県教育委員会に報告する。

3. 応急対策

対応チームは、前項の報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため、国・県の指導のもと、所有者及び管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示する。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合は、この限りではない。

第20章 ボランティアの受け入れ

第1節 体制の整備

1. 市災害対策本部会議と桑名市社会福祉協議会等との相互協力

生活再建チームと桑名市社会福祉協議会は、災害時に被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応し、生活の安定と再建を進めるため、災害ボランティア活動を迅速かつ的確に支援することができるよう連携体制を確立するものとする。

大規模災害が発生し、市災対本部会議において、応急対策実施のためにボランティアの受け入れ及び活動支援が必要と判断した場合、生活再建チームは桑名市社会福祉協議会に対して災害ボランティアセンターの設置を要請し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、「災害ボランティアセンター」を設置するものとする。

2. 災害ボランティアセンターの機能

- (1) ボランティアと被災者ニーズをマッチングする拠点として、被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- (2) みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
- (3) 市内外からのボランティアの受け入れ、被災地での活動の支援
- (4) その他ボランティア活動に関する庶務

第2節 活動支援

生活再建チームは、被災地の状況、救援活動の状況等の情報を災害ボランティアセンターに提供するとともに、あらかじめボランティアの活動内容について情報提供するなど、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。

また、ボランティアの受付及びボランティア団体間の調整、その他ボランティアによる救援活動を円滑に行うために、必要に応じボランティアの活動拠点を提供するなどの支援を行う。

第3部 災害応急対策

拠点場所	所在地	電話番号
パブリックセンター	桑名市中央町三丁目 44 番地	23-4103
多度まちづくり拠点施設	桑名市多度町多度一丁目 1 番地 1	49-2020
長島まちづくり拠点施設	桑名市長島町松ヶ島 61 番地 3	42-1000

第3節 災害ボランティアセンターの設置

災害ボランティアセンターは、原則、桑名市総合福祉会館（状況により、桑名市社会福祉協議会と協議の上、最適な場所）に設置するものとする。なお、桑名市社会福祉協議会は、生活再建チームと連携を図り、災害ボランティアセンターの設置・運営に関し必要な業務を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターと連携を図り、ボランティアのコーディネート、活動支援、後方支援等を行う。

第21章 災害警備活動

第1節 警備対策

1. 活動方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察機関は速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。市民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

2. 対策

(1) 災害警備体制の確立

1) 署員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定められたところにより、速やかに署員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

2) 災害警備本部の設置

警察本部員及び警察署員に所要の規模の災害警備本部を設置する。

3) 警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求める。

(2) 災害警備活動の実施

1) 災害情報の収集・連絡等

2) 救出救助活動

3) 避難誘導

4) 緊急交通路の確保

第3部 災害応急対策

- 5) 身元確認等
- 6) 二次災害の防止
- 7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- 8) 社会秩序の維持
- 9) 被災者等への情報伝達活動
- 10) 相談活動
- 11) ボランティア活動の支援

第22章 農林施設等災害応急対策

第1節 計画の方針

農作物に対しては、あらゆる災害による被害の発生が考えられるので、応急復旧チームは、災害の都度、農作物等に対する技術対策をたて、防災関係機関と連絡をとり、その指導にあたる。

第2節 農林施設応急対策

かんがい用排水路、農道等の施設が災害により被害を受けた場合、応急復旧チームは、応急復旧を実施するとともに、施設の損傷により危険が生じたときは、防災関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響のある付近市民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

第3節 農作物の応急対策

1. 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、応急復旧チームは、桑名農政事務所及び農協等の協力を得て対策及び技術の指導を行うものとし、桑名地域農業改良普及センター等との連携により万全を期する。

2. 採種ほ産種子の確保

災害応急用種子の確保については、応急復旧チームが県に要請を行う。

3. 病虫害の防除

- (1) 植物防疫についての計画樹立及び実施は、市長が行う。なお、知事は災害の状況により、植物防疫に関する発生、予察情報を提供する。
- (2) 応急復旧チームは三重県病虫害防除所、農協等と連絡を密にして防除組織をつくり、農家に指

第3部 災害応急対策

導、助言を行い、病虫害の防除に努める。

第4節 畜産応急対策

被災地における病家畜の早期発見に努める。家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、北勢家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て汚染地域の消毒を実施するとともに、防疫方法の指導等を行う。治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び三重県農業共済組合を主体に獣医師会の協力により治療の万全を期する。

第23章 災害救助法の適用

市長が自ら実施する災害応急措置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法(以下「救助法」という。)の適用を受け、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。特に被害が大きい場合には、災害救助法の適用を意識して概括的情報の早期把握に努めるものとする。

1. 実施責任者

救助法による救助は、原則として本市域に同一原因による災害があり、被害が災害救助法に定める規模に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用される。救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことができるものとする。

2. 適用基準

桑名市における適用基準は、次のとおりである。

- (1) 住家が全壊(焼)、流失等によって滅失した世帯(被害世帯数)が 100 世帯数以上に達したとき。(救助法施行令第1条第1項第1号)
※住家が滅失した世帯数は、滅失した世帯が 1 世帯で1世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯とする(以下同様)。
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しない場合でも、県の区域被害世帯数が 1,500 世帯数以上で、市の区域内の被害世帯数が 50 世帯数以上に達したとき。(救助法施行令第1条第1項第2号)
- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しない場合でも、県の区域被害世帯数が 7,000 世帯以上で、市の区域内の被害世帯数が多数あるとき。(救助法施行令第1条第1項第3号)
- (4) 災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。(救助法施行令第1条第1項第4号)
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3. 適用手続き

- (1) 市長は、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて救助法の適用を要請する。
- (2) 市長は、本市における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込みがあるときは、ただちにその旨を知事に報告する。
- (3) 市長は、救助が緊急を要し、知事による救助を待つ時間的余裕がないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、ただちにその旨を知事に報告する。
特に、災害救助法施行令第1条第1項第4号で定められる、被害情報が不明、未確定で正確には判明していない場合や災害による被害の発生が将来予測される場合は、災害に対して迅速に対応するため、市長はただちにその旨を知事に報告する。

4. 救助の程度、方法及び期間等

救助法による救助の程度、方法及び期間等については資料のとおりとする。（資料編「20 災害救助法による救助の程度と期間」参照）

5. 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

災害後の被災者に対する支援の漏れや手続きの重複等をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に進めるため、個々の被災者の被災状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約し、統括的に管理する被災者台帳を作成し、被災者の自立に対する配慮事項の把握、援助や助成措置を行うものとする。そのために、市は、固定資産税課税台帳及び住民基本台帳から、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した全世帯の被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとし、作成にあたっては関係各課と連絡し、正確を期するとともに、救助の実施状況等をできるだけ具体的に記載し、確実に保管しなければならない。

《参考》被災者台帳に記載又は記録する事項

（災害対策基本法第90条の3）

- ① 氏名
- ② 生年月日

第3部 災害応急対策

- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(災害対策基本法施行規則第8条の5)

- ① 電話番号その他の連絡先
- ② 世帯の構成
- ③ リ災証明書の交付の状況
- ④ 市長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑤ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑥ 被災者台帳の作成にあたって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(2) リ災証明書の発行

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、市長は、リ災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して迅速かつ的確にリ災証明書を発行するものとする。(様式集 様式 20 「罹災証明願兼リ災証明書」参照)なお、被災時の混乱等により、リ災証明書を交付できない場合は、とりあえず仮リ災証明書を作成交付する措置をとり、後日速やかに本証書に切り替えなければならない。(様式集 様式 21 仮リ災証明書」参照)

- 証明書の交付は、被災者にとっては応急救助のみならず、以後種々の問題につき必要になるものであるから、慎重を期すこと。
- 証明書は、リ災者台帳と照合し、救助用物資の給与前に発行し、給与にあたっては、証明書の提示を求めるようにすること。
- 発行にあたっては、リ災者台帳と割印をする等、発行の事実を判然とさせ重複発行を避けるようにすること。

(様式集 様式 18 リ災者台帳」参照)

6. 飲料水の供給

(1) 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

※ この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

(2) 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

(3) 費用

飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

7. 食料供給

(1) 対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

8. 生活物資供給

(1) 対象者

全半壊(全半焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与(貸与)品目

1) 被服、寝具及び身のまわり品

2) 日用品

3) 炊事用具及び食器

4) 光熱材料

(3) 給与(貸与)の方法

原則として、物資の確保及び本市までの輸送は県において行うが、それ以後の措置は市において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により市長が生活必需品を購入し配分することができる。

(4) 給与(貸与)の期間

給与又は貸与の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

9. 遺体の搜索及び処理

(1) 遺体の搜索

1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

2) 費用

遺体搜索のため支出できる費用は、車、舟艇、その他搜索のための機械器具等の借上費、修繕費、

第3部 災害応急対策

燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体捜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」「輸送費」として一括計上する。

3) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 遺体の処理、収容

1) 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く）ができない場合に行う。

2) 処理の内容

a) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

b) 遺体の一時保存

c) 検案

検案は原則として医療救護班によって行うこと。

3) 方法

遺体の処置は、救助の実施期間内において現物給付で行うものであること。

(3) 遺体の埋葬

1) 遺体の埋葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合

2) 方法

埋葬は、遺体処理の現物給付であって、実施時期は、災害の混乱期を予想しているものであるから、

第3部 災害応急対策

知事又は市長(補助又は委任による)が行うことを原則とする。

3) 範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物をもって埋火葬を実施する者に給付すること。

- a) 棺(付属品を含む)
- b) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む)
- c) 骨つぼ及び骨箱

4) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

10. 障害物の除去

(1) 除去の対象

災害によって土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当する者に対して行う。

- 1) 自らの資力で障害物の除去ができない者
- 2) 住家は、半壊又は床上浸水した者
- 3) 通常は当該災害により住家に直接被害を受けた者

(2) 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給することではなく、住み得る状態にするということである。

(3) 期間

第3部 災害応急対策

災害発生の日から 10 日以内とする。

11. 学校活動

(1) 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことの出来ない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品をただちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 学用品の給与

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

1) 教科書

2) 文房具

3) 通学用品

12. 応急仮設住宅

(1) 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに完成する。市は災害発生の日から、7 日以内に建設場所及び入居該当者について県に報告しなければならない。

(2) 供与期間

建築工事が完了した日から2年以内とする。なお、災害直後において一時的に収容するためのものであるため、その期間は短期に限定する。

第24章 救急・救助活動に関する計画

災害発生に伴う救急・救助事案に迅速かつ的確に対応するためには、防災関係機関が連携して応急対策活動にあたり、市民及び自主防災組織による自発的な救急・救助活動も必要となる。このため、救急・救助活動に必要な対策を含め人命の救助に万全を期するため、本計画を定める。

第1節 救急・救助活動

1. 初期救急・救助活動

大規模な災害が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから、消防機関や救助機関が被災地に赴くのに時間を要することになる。このため、被災地の地域住民や自主防災組織、消防団等は、消防機関や救助機関が到着するまでの間、可能な限りの応急手当ての実施と初期の救助活動に努める。小規模な救急・救助活動は、地域住民や自主防災組織、消防団が協力して実施することを原則とし、倒壊家屋及び火災等から救出した要救助者は、医療救護所又は応急救護所まで搬送する。地域住民や自主防災組織、消防団等は地区市民センター及びまちづくり拠点施設、消防団車庫、防災備蓄倉庫等に配備されているバール、のこぎり、掛矢、ジャッキ等の救助器具を使用して救助活動を実施する。消防救助隊の活動は、救命処置を必要とする要救助者及び自力脱出不能者を優先することを原則とし、それ以外の場合は、地域住民や自主防災組織、消防団等の活動に対して適宜応援する。

2. 消防機関

消防機関は、医療機関その他の関係機関が活動を開始するまでの間、近隣又は通行人、その他救護を求めてくる傷病者に対し、署所に仮救護所を設置し、救急隊員により応急処置を実施する。消防機関は、大規模な災害が発生した場合、通行可能道路、医療機関の受入体制、要救助場所等活動に必要な情報を収集し、実態の把握に努める。消防機関は、医療機関の協力を求めて市民の生命・身体の安全を第一に、迅速かつ優先的に救急・救助活動に当たる。消防団や自主防災組織等に協力を求める場合は、できる限り救急器材を支給するとともに、収容可能な医療救護所及び応急救護所を指示し、自主的な搬送を依頼する。

3. 応援要請

救助事象の規模が大きく、消防機関保有の防災資機材及び人力では除去できない障害物等があ

第3部 災害応急対策

る場合は、建設業者に対し大型建設機械等の応援を要請する。市長又は消防長は、災害の状況により、県内全消防本部で組織する「三重県内消防相互応援隊」及び全国規模の「緊急消防援助隊」の出動を要請する。傷病者のうち、重篤患者の緊急搬送及び遠隔地への搬送が必要な場合、市長又は消防長は、知事に対し、防災ヘリコプターの出動を要請する。

第25章 航空機事故、列車事故等突発的災害に係る応急対策

第1節 計画の方針

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、ガス爆発、トンネル崩落等による道路災害、大量の油流出など突発的な事故災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺の市民の救出・救助活動とその支援活動に必要な対策について定める。

第2節 活動体制

市は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、市長が必要と認めた場合には市災対本部を設置して、適切な配備体制を敷く。なお、配備体制については、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとる。また、市災対本部を設置した場合には、県（防災対策部災害対策課）へ報告する。

第3節 応急対策活動

市は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても、必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 消防救急活動及び救助活動
- (3) 医療・救護活動
- (4) 被災者及び地域住民の避難対策活動
- (5) 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請